

4

東洋叢書



東洋叢書

✓

78-45



龍

江

明治
37 8 22
内交

東洋叢書發行の趣意

日露の平和茲に破れ東洋の天益多事ならんとす、此時に際し東洋諸國の歴史、風俗、地理、人情等に就て正確なる智識の普及を計るは實に今日に於ける急務と信ず、是れ本叢書發行を企てたる所以なり、されば本書は平易通俗を旨とし、又方面の多様なるに勤めんとす、博雅の君子偏に贊助同情あらんことを祈る。

例言

一本書は露國が近世に於ける東方侵略の歴史を叙述せるものなり、其「黒龍江」と名くる所以のものは、露國が西比利亞を經略して計らずも黒龍江を發見せし以來、此黒龍江が如何に露國の勢力となり、又外交問題として役立ちしかを標示せんが爲めにして、紙數の大部は是等の解説に用ゐたり、然れども露國の經營が突如近世に起れるに非ずして、自から經路の前代に連絡するものあるを以て、筆を露人の江上に顯はるゝ以前に起し、日露談判開始中に結べり、

一本書は近時の内外雜誌、官報及び新聞に現はれたる論文、又は報告によりて編纂し、其前半に至つては、一部ラーベンスティン氏の「アムール上の露人」に基けり、而して本書を讀むに當り、參謀本

部の「西伯利亞地誌」は大に参考に資すべきものたるを表白す、
一本書を讀むに當り、地圖を要せば、弘文館發行の露西亞全圖、黑龍
會滿韓新圖及び郁文舎發行の日露戰地要部地圖を參考せらる
べし。

明治三十七年四月

編者識

黑龍江

目次

序説

黑龍江の語源—シルカ河及びアルゲン河—黑龍江—ゼーヤ河
—ブレーヤ河—松花江—烏蘇里江—黑龍江地方の状態—滿洲
の位置—山脈及河流—盛京省—吉林省—黑龍江—滿洲の氣候
—天産物

第一章 露人占領前の黑龍江……………九

通古斯人—渤海—契丹—女真—阿骨打—金—明—清の大祖—
尼布楚の條約 ¹⁶³⁶

第二章 黑龍江の發見及ポヤルユッフの探險……………一四

露人の西伯利亞經營—露人始めて黑龍江を發見す—イバン、モ
スクビチン—ヘルフィリエフ—ワシー—ウラシエフ—マルチ

ン—ボヤルコフ.....
 第三章 哈巴羅.....
 哈巴羅—阿爾巴青城—哈巴羅の援軍黒龍江に達す.....一八
 第四章 斯特巴諾.....
 ロバノフ公—シモビオフ—シモビオフ哈巴羅に會す—ステバ
 ノフ—チエチエギン—シモビオフ及哈巴羅モスクバに歸る—
 プシチン—斯特巴諾の戦死.....二九
 第五章 シルカ河の發見及び占領.....
 ベケトフ.....三四
 第六章 黒龍江の再探險及雅克薩城.....
 ミロバノフ北京に使す—露人再び黒龍江を經營す—スパファ
 リク北京に使す—ミロバノフ—愛理の發見—フロロフ.....三八
 第七章 露清戦争.....
 ミルニコフ—清軍露の殖民地を蹂躪す—清國露人に雅克薩城
 を攻撃す.....四五

Khantais, Nagiba, Chuchin, Philipoff 1647-52

Stahomsky 1652-61

1652-68

1669-82

1682-88

第八章 尼布楚條約.....
 露國使を清國に遣はす—兀老尹清國に使す—兀老尹清國公使
 と尼布楚に會見す—同第二の會見—尼布楚條約の調印成る.....五二

1689

第九章 尼布楚條約後の黒龍江.....
 第一 露清國境.....六三

1689

露人ユーシン準噶爾に使す—イズブランテデス北京に使す—
 イスマイル北京に使す—ラグジンスキー北京に使す—恰克圖
 條約成る

第二 清領時代の黒龍江.....七〇

第十章 黒龍江の近世史.....七三

堪察加の土人露國政府に建白す—ミエトレフ—ヤーコフ—カ
 タリナ二世—ラヘル—ズ—クルゼンステルン—ハウストフ權

太に上陸—兀老尹—コルニコフ—シエメリン—ミツデンドル
 フ—ムラビヨフ—チビルスコイ—ガブリロフ—オルロフ—ニ
 コライエフスク及びマリインスク—バラク—タ灣の發見—イ
 ノケンチウス—ブーチアチン—コルサコフ—露土開戦の報東
 方に達す—極東地の防備—聯合艦隊ベトロバウロスクを攻撃
 す—ムラビヨフ露都を出發す—一行愛理に至る—一行マリイ
 ンスクに達す—學術的探檢—シウレンク氏の探檢—マキシモ
 ウイツツ—英佛聯合艦隊再び活動す—ベトバウロスクの砲臺
 を破壊す—平和克復—黒龍江地方の状態—沿海洲を置く—ム
 ラビヨフ東方に向ふ—ブーチアチン北京に使す—露國軍艦を
 増遣す—清國和議を欲す—愛理條約成る—天津條約—黒龍江
 地方の状況—黒龍江洲及び沿海洲の設置—黒龍江商會—ムラ
 ビヨフ我品川灣に来る—黒龍地方の動搖—北京條約—一八六
 ○年北京條約の露國に及ぼせし影響—樺太島の談判を露都に
 開く—小出大和守石川駿河守露都に至り樺太島に就きて談判

す—樺太島假條約—露國遂に我樺太島を併呑す—樺太千島交
 換條約—清露島蘇里地方の境界を定む—露艦黒龍江を溯る—
 西比利亞鐵道—黒龍江汽船會社—朝鮮の事變—我國清國と天
 津條約を締結す—東學黨の亂—清國兵を朝鮮に出す—我邦亦
 出兵す—日清の平和破る—成歡牙山の役—日清兩國の宣戰—
 平壤の役—黄海の海戦—遼東半島—下關條約—露佛獨三國の
 干涉—遼東半島還附の詔勅—露國が我國に干涉せし理由—カ
 シニ—密約—東清鐵道の創設—佛國の要求—獨逸膠州灣を占
 領す—英國の要求—露國旅順及び大連灣を租借す—露軍旅順
 及大連灣に入る—英國威海衛を占領す—佛國廣州灣を租借す
 —康有爲の變法—義和團蜂起す—獨逸公使及び我書記生殺害
 せらる—列國第一回の分遣隊北京に入る—第二分遣隊を北京
 に送る—太沽砲臺の砲撃—列國兵天津に入る—天津城總攻撃
 —我陸軍の出師—救援軍我天津を出發す—北京總攻撃—北京
 重圍中の公使館—西太后の蒙塵—山海關の占領—我軍隊の凱

旋—露國西比利亞及び黑龍江軍隊の動員令を發す—滿洲及西
 比利亞の擾亂—露軍滿洲を占領す—奉天密約—滿洲に於ける
 露人の動靜—元兇處罰—奉天遼陽間の鐵道—英佛の協商—露
 清協約の破棄—開放問題—滿洲の不穩—清國の謝罪狀—清國
 媾和議定書—北京撤兵の實行—露清新條約—清帝北京に還幸
 す—日英同盟の締結—露佛同盟の宣告—獨逸伊同盟の盟約—
 滿洲條約の調印—第一回の撤兵期至る—露國藏相—第二回撤
 兵期至る—極東大總督府設置—アレキシーフの略歴—極東行
 政規則委員會—極東大總督府行政組織委員會—黑龍江新水路發
 見—露國の新要求—絶東駐在武官—清國政府と滿洲問題—第
 三撤兵期至る—日露交渉の開始—滿洲の露兵—露國艦隊の主
 力

黑龍江目次終



文學士 堀田璋左右編

黑龍江は亞細亞東部の一大河にして、アルグン河、シルカ河、ゼーヤ河、
 プレヤ河、松花江及び烏蘇里江の六大河より成り、全長一千二百里に
 して、七十六萬六千方哩の地を灌溉す、其流域南はコルチン及び戈壁
 砂漠間の一線并に長白山によりて限られ、西部はヤンプロノイ山 (Yanplo-

黒龍江の語源

no)北部はスタノボイ山(Sinovi)により分たる、

黒龍江は古代の所謂漠北の黒水なるものにして、露語にて之れをアムールと云ひ、滿洲語にてはサハレン(黒ウラヒ)江と呼ぶ、初め露人がエムール河嘴に對し、アルバジン城を建築するや、其名を取り、アムールと名けたりと云ひ、又た此河邊の土人は現今の黒龍江を呼ぶに、アム又はマムを以てせしにより通稱となれりとも云ひ、果して何れが眞なるや明かならず、

シルカ河及アルゲン河

シルカ河は黒龍江の本流にして、オーノン河及びインゴダ河を受け、ストレルカ村附近にて、アルゲン河に會す、アルゲン河の上流はケルロン河(Kelion)と稱し、ケルロン河はケント山の南に發源し、索倫(Solon)境内に入りてよりアルグレ河と稱す、

黒龍江

シルカ、アルゲン兩河相合する所より下流を黒龍江と云ひ、江は東してアマザル河(Amazar)を入れ、南してブラゴベシチェンスク府を過ぎ、左岸にゼーヤ河を受け、愛渾城を経て、ニズメナヤ(Nisumenya)村に至り、東流してブレヤ河に會し、東南して右岸に松花江を受け、東北して沿海州の境内に入り、烏蘇里江を受け、ハバロフスク府に達す、ソヒースクに至り、之れより弓形をなして北流し、オレ

ゼーヤ河

リ湖の南に達し、東流してニコライエフスクに至り、遂に韃靼海峡に注入す、ゼーヤ河はスタノボイ山の南麓に發源し、西南に流れて、南に折れ、イリアコン河嘴に至りて西流し、ムンミール河嘴に至り、西南に折れ、復南して遂に黒龍江に合す、

ブレヤ河

ブレヤ河は西南してニマン河を合せ、遂に黒龍江に注ぐ、

松花江

松花江は長白山麓に發源し、西北に流れ、伯都訥の附近にて西興安嶺より出づる諸水を併せ、東北して黒龍江に合す、本流域は實に滿洲全部の三分の二を占む、

烏蘇里江

烏蘇里江は滿洲と沿海州との境界をなし、源を錫赫特嶺に發し、北流して松阿禪河嘴に至り、更に北流して黒龍江に合す、

黒龍江地方の状態

スタノボイ山はバイカル湖とシルカ河の間を過ぎ、其支脈はシルカ河に達す、松樺、林檎等其山腹に繁茂し、ゼーヤ河は其南麓より發し、河岸は一帶に原野相連り、好牧場地を成す、

黒龍江の上流よりゼーヤ河口附近に至る間は、兩岸の地概して山多く、平地に乏し、然れどもアルバジン附近にては著しく山に遠かり、其兩岸の地は樺、其他

雑木を以て蔽へるものあり、
 黒龍江のゼーヤ河口に近き所より、兩岸の地は宏漠たる平原となり、牧畜の好適地たり、然れども樹木に乏し、而してゼーヤ河口及び其兩岸の地は耕作に適す、ゼーヤ河口よりブレヤ河口に至る間、黒龍江の兩岸は亦茫々たる平野にして、樅、ハシバミの類等の森相接す、ブレヤ河岸及び烏蘇里河口に至る間は丘陵多し、黒龍江中最も肥沃なるは松花江口と烏蘇里江口との間の地にして、烏里蘇江右岸の一帶は最も耕作に適す、
 ハバロフスクより下流一百余里に至る間は、兩岸に平野多く、北方に至るに従ひて、氣象次第に悪しく、六月の初尚所々の山頂は白雪を以て蔽へり、
 黒龍江には鱒魚、鮭、鮒、アゼチ、オロ、鮫、鱈等を産し、麋鹿、山羊、黒貂、狐、狸、野兔、熊、豹、狼、豺、山猫、栗鼠等の群は兩岸の各所に繁殖し、其獸皮は實に西、比利亞の一大産物をなせり、

滿洲の位置

二世紀の間、哈薩克が拮据經營せし間に、黒龍江は千八百五十八年愛理條約によりて露國に合併せられ、爾後黒龍江の交通權は全く露人の手に歸せり、
 滿洲は清國の版圖中最東部に位し、北緯三十八度四十分より同五十八度三十

山脉及河流

盛京省

分の間、東經百十七度五十分より同百三十五度二十分の間、に擴がり、西は蒙古及直隸省に接し、北は黒龍江を以て露領、黒龍江州及び外バイカル州に接し、東は烏蘇里江を以て露領、沿海州に隣り、南は圖們及鴨綠の兩江を以て朝鮮に界し、又黃海と渤海灣に臨む、面積凡て六萬三千六百六十二方里あり、分れて盛京(又天)吉林、黒龍江の三省をなす、

長白山は朝鮮の北境に彙集し、松花江、烏蘇里江、鴨綠江の源を成す、鴨綠江は朝鮮との國境を成し、遼河は源を内蒙古及び直隸省に發し、東流して盛京省に入り、南流して遼東灣に入る、

盛京省は滿洲の西南部に在り、東北は吉林省に接し、西南は渤海灣及び黃海に濱し、西北は直隸省に、東は鴨綠江を以て朝鮮と界す、奉天府は其主府にして、北緯四十一度五十分、東緯百廿三度卅五分、同省の中央に位し、人口卅萬あり、西遼河を帶び、東北に天柱、隆業の諸山ありて、頗る形勝の地たり、清の太祖の舊都にして、城内に宮殿あり、現今盛京將軍茲に居住す、其他遼陽、海城、蓋平、金州、廳、鳳凰城、皆日清戰爭當時の歴史を有す、牛莊は牛莊城所在の地にして、人口八千内外あり、所謂牛莊港は清人の營口と稱する所にして、牛莊城を去ると約一里半、遼

河々口の上流十四海里の左岸にあり、人口二萬五千、滿洲唯一の開港場なり、旅順口は遼東半島の岬角にあり、初め清國海軍の主要なる軍港にして、威海衛と東西相對して、渤海灣口の鎖鑰たりしが、日清戰役の際、日軍の爲に陥られ、尋で千八百九十八年大連灣と共に露國の租借地となれり、露國は爾後東清鐵道の一端を松花江上の哈爾濱に置き、他端を旅順口に置く、昨年七月露國は極東大總督府を此地に設け、前關東總督海軍大將アレキセーフを以て大總督に補せり、

大連灣は遼東半島の東海海岸に位する港灣にして、旅順と共に千八百九十八年、露國の租借地となれり、露國は其西灣ピクトリア灣に青泥窪(Dalin)の新市街を設計し、東清鐵道の旅順線は難過峯より分れて青泥窪に達す、即青泥窪は旅順口と共に東清鐵道南方の二終點地たり、

吉林省は滿洲の東南部を占め、東は烏蘇里江、及露領沿海州に隣り、北は松花江を以て黒龍江省に界し、南は盛京省、及朝鮮に接し、西は蒙古を控ゆ、

吉林省は本省の首府にして、松花江上流の左岸にあり、三十萬の人口を有す、三姓城は松花江上にあり、拉林城は吉林省の北百二十哩に位し、二萬の人口を

吉林省

有す、寧古塔は湖爾哈河の左岸にあり、東清鐵道の通路に當り、其西方三百清里の覺羅村は清の始祖發祥の地たり、伯都訥は松花江の右岸に位し、人口約二萬あり、阿勒楚喀城は拉林の北にあり、滿洲屈指の大都會たり、哈拉濱は松花江の南岸、阿勒楚喀を去る十里の地にあり、近年東清鐵道の中央停車場をなす、

琿春城は露清、韓三國の境界の要地にして、琿春河の右岸、圖們江の左岸にあり、人口約一萬、露國と陸上貿易盛んなり、

黒龍江省は滿洲の西北部にあり、北は黒龍江によりて露領黒龍州と隔て、西は蒙古及外バイカル州に、南は蒙古及び吉林に隣り、嫩江中央を貫流す、齊々哈爾は嫩江の左岸にあり、約五萬の人口を有し、黒龍江將軍茲に駐屯す、

受琿城は黒龍江の右岸にあり、受琿條約を以て有名なり、

氣候は溫度の變化甚しく、夏季は九十度を上下すと雖も、冬季は氷點下十度に下ることあり、冬季四箇月間は河水全く氷結す、

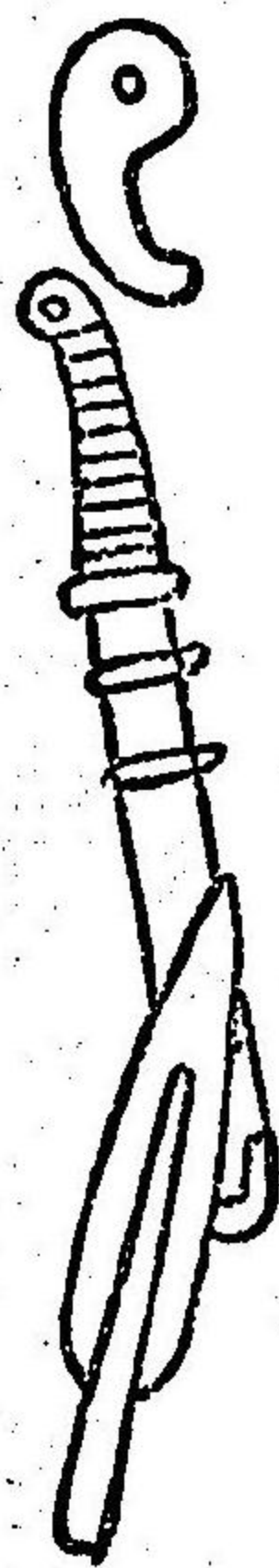
森林は良材に富み、金、鐵、石炭を出し、河水は魚業に富み、其他野獸、家畜獸等多し、農産物も亦中部肥沃の地に耕され、一大富源たり、

黒龍江省

滿洲の氣候

天産物

日清戦役後露は獨佛兩國と同盟し下の關係約により我國が得たる遼東を還附せしめ其報酬として旅順口及び大連灣を租借し東清鐵道を布設し北清事變の餘波滿洲に傳はるや直ちに黒龍江を越えて全土を占領し種々の口實を設けて之れが撤兵を拒み遂に我邦の交渉に應せずして遂に兩國戦端を開始するに至りたり惟ふに滿洲今日の状態は已に受環條約により清國が黒龍江一帯の地を失ひし日に胚胎せりと云はざるべからず是を以て吾人が日露開戦の源因を探りて黒龍江の歴史に及ばんとするは決して故なきにあらざるを知らん



第一章 露人占領前の黒龍江

黒龍江の歴史を知らんと欲せば勢滿洲の歴史を併せて探究せざる可からず故に先づ其古代に溯り露人占領前の黒龍江を敘述し且當時の滿洲の状態をも明かにせんとす抑も黒龍江は其中流に於て中央亞細亞に比肩す可き肥沃の地を貫き一歳の過半堅氷の結べる海に注瀉す是を以て若し河口に一箇の商業市場を設けなば其力は優に東亞一躰の貿易を左右し得たりしなるべし然るに太古黒龍江畔並に其支流地に住せし人種は全く曖昧未開の民にして遊牧を事とし毫も此の如き平和的手段を執らず専ら南部の地を侵略し且つ一帝國を滿洲の地に建設せんとせり是に於て乎滿洲並に支那北部の地は其禍亂の中に捲込まるゝの止むなきに至れり

余は先づ哈薩克人(Cossack)が第十七世紀に當りて始めて黒龍江を發見せし以前同江の流域に住居せし種族に就きて略述せんとす紀元前千百年の頃此地方に住せし人種を勿吉と云ふ此人種はもと蒙古の燥地にありしが蒙古人の

通古斯人

爲めに追はれて、長白山の北部、吉林の地に退き、吉林より滿洲全部に擴がり、殖民地を遠く北方、西比利亞に設くるに至れり、此人種を通古斯(Tungus)と云ふ、其風俗習慣は政治上の發達と共に次第に進歩せり、彼等は幼時より射術を學び、馬術を練り、其鏃は傳するに毒汁を以てし、其生命を輕んずること、鷲毛に較し、死者は之を廣野に埋め、豚を屠りて之れに捧げ、老人を敬することを知らず、一族の死に臨みて、涕泣するが如きは、男女共に之れを卑めり、此等蠻族は冬季地を穿ちて棲息し、寒氣を防ぐが爲め、身に豚脂を塗り、男子は獸皮又は魚皮を被ひり、婦女は布を服し、夏季に於ては林中に小舎を建て、茲に移る、豚、犬、馬は其家畜にして、漁獵を以て其專業となす、而して是等の部落は互に相獨立し、各々世襲の酋長を戴きたりき、

住民が發達し始めしは、高麗人との戦争に基く、其敗戦の結果、人民始て耕耘を知り、村落互に相聯合して、小同盟を形成し、共通の酋長を戴くに至れり、魏の孝文帝の時(第五世紀)に至り、大に領土を擴めて、黒龍江に及ぼし、弓矢、刀劍、毳衣等を魏に貢獻せり、而して隋と高麗との戦争に際してや、勿吉は高麗と同盟して、十五萬の援兵を高麗に送遣せり、然れども唐の總章元年(六百六十八年)高麗の

渤海

亡ふるや、通古斯の滿洲族は長白山に退き、多數の高麗人と合同して渤海國を建設せり、此帝國の權勢は、朝鮮の中部より黒龍江北岸、及び東部海岸より大興安嶺(Kinggan)に及び、村落は化して都市となり、唐并高麗の人民を聘して、學問技術を發達せしめたり、是に於てか住民亦漸く増加して、一百萬の多きに達し、二萬の精銳なる軍隊を有するに至れり、是に於て唐帝亦其主權を承認し、之れに尊號を送るに至れり、

契丹

後唐の同光三年(九百廿五年)同王國は契丹(遼)の手に歸しぬ、之れ當時盛京より黒龍江に至れる間の地を占めし、通古斯族の東胡種が創建せし所なり、同帝國は宋徽宗の宣和四年(千百廿二年)迄繼續せり、其盛時に於ては蒙古及滿洲の全部を含み、東方海岸より喀什喀爾(Kashgar)金山(Altai)より長城に至るの版圖を有し、中國も亦之れが附屬國たりき、而して松花江(Sungari)及び黒龍江にある女真(勿吉即ち靺鞨)も亦之が羈絆を脱する能はざりしが、終に其一種族は起つて契丹の朝を滅ぼし、新朝を興すに至れり、女真の建設者を龍福と爲す、其繼承者は政略によりて權力を擴張し、第五代は千二十一年に歿して、第七代阿骨打(Aguta)に至り、遂に契丹の羈絆を脱し、千百十四年滿洲街道に塞を構へ、且つ二千五

女真

阿骨打

百の小軍を徠流河邊に集合せり、又た密使を血族勿吉に派遣し須臾にして其勢十萬騎兵其大部を占むの多きに及び、彼は中國に侵入するに先ち、契丹の罪を數へ天地に誓ひて彼等を罰せんとせり、且つ軍若し幸に勝つを得ば、厚く將士を賞し、然らずして若し敗績せば、嚴に之を罰せんことを宣言し、出陣に際して、矢を發し火を燒き、軍を分ちて小隊となし、各小隊の人員を五十人となし、前廿人に重甲を着し、戈矛を持し、後三十人輕甲して弓矢を操り、敵に遇ふ毎に兩人馬を躍らして出で、陣の虛實を觀、然る後四面隊を結び、疾驅して前進し、敵軍との距離百歩以内に入り、始めて弓矢を發す、勝たば則ち陣を整へ、緩く追ひ、敗れば、又聚りて散せず、其分合出入變に應じて周旋し、人自ら戰を爲す、此れ實に彼れが戰法の巧なる所なりき、

千百十五年阿骨打、太祖と號し、皇帝と爲る、此朝を金と云ふ、其後繼者は千百十五年より千二百三十四年に至る間、北方支那を統治し、千百四十一年より千二百十三年の間、南部支那亦之れに朝貢せり、其後高麗、宋、蒙古との戰亂絶えず、爲に金も遂に瓦解するに至り、蒙古中國に權力を得、千三百六十八年迄元として之れを支配せり、當時代の間、滿洲の住民は多く殺害せられ、都市は燒かれ、單に

金

明

清の太祖

遺物によりて往時の盛大を推知するの悲境に沈みぬ、元朝の一帝、海路黒龍江に赴き、其紀念として碑銘を起てたり、現今にても當時の事實を記せる數多の圓柱を、此地に見ることを得べしと云ふ、

千三百六十八年に至り、元帝國は遂に明の爲めに滅ぼさる、

然るに千三百六十年の頃、愛親覺羅氏なるもの、滿洲の地に起り、須臾にして四隣の地を威服せり、第十六世紀の後半の頃、其後裔、努爾哈赤領土を擴張し、千六百十四年遂に國號を建て、滿州と云ひ、皇帝の位に即く、清の太祖是なり、時に扈倫の葉赫部は、明朝鮮の援兵を得て、之れを伐ちしに、却つて太祖の破る所となり、洛陽奉天府を陥れらる、太祖乃ち都を此所に定め、千六百二十七年を以て没せり、子太宗位に即く、太宗の子世祖の時、陝西の流賊、李自成北京を陥れて、明を滅ぼせしを以て、明將吳三桂清に降り、援軍を求め、終に李自成を破り、之を平ぐ、是に於て世祖都を北京に移し、支那を一統せり、

此頃露人始めて黒龍江邊に現はる、今地方の住民は一部清帝の主權を認められ、同皇帝の權力を以てしては、哈薩克人の横暴を阻止するを得ざりしが、千六百五十一年に至り、漸く露人に對して活動を始め、之れを驅逐して、千六百八

尼布楚の條約

十九年、尼布楚(Nerchinsk)の條約を締結せり、之れを清の聖祖康熙二十八年となす、

第二章 黒龍江の發見附ポヤル

コッフの探險

露人の西比利亞經營

露人始めて黒龍江を發見す

イバン・モスクビチン

第十六世紀の中頃露人始めて烏刺爾山の西麓に殖民し、千五百八十七年トボルスク(Tobolsk)を建つ、後瞬時にして、西比利亞全部に擴まり、千六百四年トムスク(Tomsk)、千六百十九年イェニセイスク(Yeniseisk)、千六百三十二年ヤクーツク(Yakutsk)を建設し、千六百三十八年オホーツク(Okhotsk)に至り、太平洋沿岸に達せり、露人が始めて黒龍江を發見せしは、哈薩克の一族が千六百三十六年アルダン河畔に住する通古斯人より、露帝に奉ずる方物を徵發せんがため、トムスク市より派遣されしに基く、其一支隊はイバン・モスクビチン(Ivan Moskvitin)之を率ゐて、遙かに東方に進み、千六百三十九年西比利亞の極東オホーツク海岸に至り、ウリア(Diura)河口附近の地に冬營をなし、此地に於て遙かの南方ウド(Dud)河より來りし通古斯人と會し、ゼーヤ河(Dzeya)に住せる種族の狀を聞き、又シ

ヘルファイリ
エフ

ワシリ

ルカ人(Silkai)と會し、之れと劍米を交換し、黒龍江口附近に住せしナトカニ(Natkaui)族も、亦玻璃製の小珠、銅製の皿、銀製の裝飾品、絹及綿の原料を交易せり、同年千六百三十九年他の哈薩克の一族は、什耳哈(Silkai)即上黒龍江に關する確實なる報知を得たり、其長はヘルファイリエフ(Mak Perfiel)と云ひ、イェニセイスクよりビチム(Vitim)河に派遣せられし者なりと、既にして彼等はウルカ(Urka)河口の一城塞に據れるダウリア(Dauria)人の一君主拉夫海汗(Larkhai)のことを聞き、又其人民は家畜を飼養し、土地を耕やし、銀、銅、及び鉛鐵を開鑿し、同河の下流に打て絹綿等の原料、並に他の支那産商品を盛んに貿易せることをも耳にしたりき、

以上諸種の報告は果して露人の注意を引き、特に當時獸皮貿易市場たりしヤクーツクは、大に之れに注目せられり、

千六百四十年露國將軍兀老尹(Peter Petrovich Golovin)のヤクーツクに赴任するや、五十夫長ワシリに命じ、イリムを経て、ルナ河の上流に出で、通古斯人に會し、具加爾湖南の情況を探究せしめしに、其地方の布哩雅特人は皆蒙古に納貢することを知り、先づレナ河上流の水域を略取し、尋で外バイカルを略せんと欲

ウラシエフ
マルチン

し、千六百四十一年冬、哈薩克人百人を以て一隊とし、露人ウラシエフを以て司令官となし、之れをレナ河の上流に派遣す、次で五十夫長マルチンに哈薩克人を附し、往きてウラシエフを援助せしめ、遂にクレンガ河口に於て、上レンスクの砦を建設せり、

ポヤルコフ

次でヤクーツク將軍兀老尹は哈薩克人ポヤルコフ(Vasiliei Poyarkov)に命じ、百三十二人を率ゐて、黒龍江に向つて遠征せしめたり、當時通古斯人露人に説きて曰く、スタノボイ(Stanovoi)大山脈の南方に一大河あり、ゼーヤと稱す、又シルカの河岸に通古斯人の部落あり、此通古斯人は那土吉人と貿易し、麥及び自餘の貨物を貿易せりと、又那土吉人の言によれば、ゼーヤ河岸及シルカ河岸には、土撒爾人并に達瑚爾人の部落あり、此二種族は共に耕作牧畜を以て生業となし、且つ是等の地は金銀に富めりと、是れ將軍兀老尹及び西北利亞人の危険を冒して、黒龍江遠征の企圖を立てし原因なり、

千六百四十三年七月十五日、遠征軍は鐵製の砲一門、火藥一普度、鉛八普度を携帶して、ヤクーツクを發し、アルダン河(Aldan)、其支流ウチャル河及びゴノマ河(Gonoma)を溯り、九月ゴノマ河邊に於て冬營を作り、此地に四十人を留め、殘餘の

九十二人を率ゐ、糧食を橋に載せて此所を出發し、細さに辛苦を嘗め、四週日を経て、ゼーヤ(Dzeya)河の一支流ブリアンダ(Brianda)河の上流に出で、同河の河岸に沿ふてゼーヤ河岸に達し、之れを下りて、土人と交戦し、部下十名を失ひ、千六百四十四年春始めて黒龍江に達せり、

黒龍江岸に於て波雅爾古は小舟を建造し、之れに乗じて黒龍江を下り、松花江の會點を過ぎし後、費牙喀人と戦ひ、遂に之れを攻服し、貢租として黒貂皮四十枚、同黒貂にて製せし外套十六枚を徵收し、哈穆功河附近に於て木柵及び家屋を建設して、茲に冬營せり、

千六百四十五年ポヤルコフは歸途に就き、小舟に乗じて、オホーツク海岸に沿ひて北航し、三箇月を経てウリア(Orka)河口に達し、遂に河岸に上りて冬營せり、翌年春其旅行を續け、ウリア河岸を發して、スタノボイ山脈を越え、マヤ河岸に出で、更に舟を新造して之れを下り、アルダン河に出で、レナ河を航し、六月遂にヤクーツクに歸着せり、

歸りて兀尼尹に報じて曰く、シルカ及ゼーヤ兩河々岸には、ダウリア人の部落あり、此部落を去る四日程にして、烏蘇里江(Usuri)との會點に達す、其間の住民を

費牙喀(Gilyak)及び阿槍と云ふ此等の地以下の河岸に那土古人及び費牙喀人あり以下の諸地は皆何れの國にも屬せず故に若し三百の精兵を派遣し三箇所に城塞を築き各五十人を留めて之れを守らしめ自餘の百五十人をして土人の貢租を怠り又は服従せざる者を討伐せば遂に露國の版圖となすこと蓋し難きに非ざるべし其糧食の如きも之れを土人より徵發すれば毫も不足の憂なかるべしと將來露國が黒龍江の河岸地を占領するに至りしは氏の遠征之れが基礎を成せしと云ふも實に過言にあらす氏の功績また偉大なりと謂つべし之れと同時にポヤルコフは土民を虐待して彼等が叛亂の動機を作り極寒の時期に於て糧食なくして未探見地に入りし如き此種の遠征軍を統率するの器に乏しきことを證して餘ありと云ふべし

第三章 哈巴羅

ポヤルコフは黒龍江地方の事情を大に明かならしめたり千六百四十七年プロミシレンニ(Promyshlenn)人の黒龍江に達する便路を發見するや直ちに之れを

ハ
ロ
フ

利用せんと企て是に於て哈薩克人はツギル(Tugit)オレクマ(Olekma)兩流の會點に冬營所を建て千六百四十八年其一部は兩河の分水山脈を越え黒龍江一支流ウルク(Urk)河に達し村落を避け警戒して進行し遂に黒龍江に出づウルカ河口を下る半日程の一地點に此地に於て彼等一の筏の江上に浮べるを見之れを通古斯人の嚮導者に問ひ其シルカ河邊の同國人にして毎秋馬匹を搭載して江を下り拉夫海汗より米穀を購買せることを知れり拉夫海の都に達するには之れより僅かに一日程に過ぎすと云ふ然れども彼等は少數なりしを以て之を止め再びオレクマ河に歸り其歸途再度の遠征の目標にとて樹木を刻みつゝ進めり

翌千六百四十九年露人哈巴羅(Karofai Khabarov)ボログダ(Vologda)の素里威遜古士斯克に生る千六百三十六年西比利亞イニセイ河邊に住し千六百三十九年レナ(Lena)河の一支流にあるクトスコイ(Kuskoi)の製鹽所を設けたりはヤクーツク將軍トランスベコフ(Dmitrii Andreiv Zin Transbekof)に謁し自費を以て黒龍江に遠征せんことを請ひ且貢物を集め之れをヤクーツクに送らんことを約せり氏人と爲り沈毅にして大略あり千六百四十六年露人ポヤルコフが

黒龍江の遠征より歸り、其探見地の富饒なると、其住民の狀態を聞き、始めて遠征の大志を起し、露帝に意見書を呈せしに、露帝之れを嘉納し、直にイエニセイスク將軍に命じ、遠征特許の訓令狀及び遠征隊の糧食、毛皮製の衣服等を哈巴羅に授與せしむ。哈巴羅大に感奮し、イエニセイスクを發し、ヤクーツクに赴けり。哈巴羅はヤクーツク將軍の訓令を受け、千六百四十九年春、義勇兵七十名を率ゐて、イリムスク(Илимск)當時イルクーツク將軍此地に冬營せりを發し、ツギルスク(Tugursk)に冬營し、千六百五十年一月十八日橋に乗じて、黒龍江に向ひ、遂に目的地に達せり。然るに嘗てポヤルコフ並に其率ゐし哈薩克兵がなせし横暴、既に土人中に流布せしを以て、哈巴羅の來りしを聞き、土人は盡く遁走せり。哈巴羅は黒龍江を航下し、江岸に五城を望見せり。此等の城は廻らすに高壘を以てし、濠を穿ち、且つ四五の櫓を設けて、矢を放つに便ならしめ、且塔下に小門を造りて突出に備へ、河底に達する地下に間道を造り、城内の處々に木造の家屋を建て、兵士の休養に充てたり。第一、第二の城は既に荒廢して人種なかりしも、第三城に接近せしとき、五人の騎兵、哈巴羅の馬前に進み來れり。此五人は、拉夫海の一行にして、他の四人は其兄弟、養子及一從者なりき。拉夫海は哈巴羅

に向ひ、此地に來りし目的を問ひしに、哈巴羅は單に貿易の爲めに來りしことを答へしも、拉夫海は露人の此地を併呑せんと欲することを一哈薩克人より聞きしとて、容易に其言を信せず。哈巴羅は之れを否定して、僅少の貢物を得ば足り、且つ其報酬として露帝は彼等を厚く保護すべしと答へしを以て、拉夫海の兄弟等之れに應せんとせしが、拉夫海獨り諾せず。終に商議締結されずして止めり。第四城も亦既に空虛となり、第五城に至りて、拉夫海の姉妹に會せり。彼女は嘗て滿洲の知事ボグドイ(Bogdoy)の居城に捕はれ居たりし者にして、同市は嫩江(Nen)に臨み、美なる商品及火器に富めることを語りき。哈巴羅は拉夫海の第一城に歸れり。之れ其要害堅固なると、ツギルスク(Tugursk)と交通するに最も便利なりしによる。而して他の四城は皆之れを燒き拂へり。哈巴羅は此所にて土兵の遺留せし米を發見し、且つ江は魚族に富み、森林には野獸棲息し、四隣の地實に最もよく殖民地に適するを知り、千六百五十年春、數名の從者を從へ、此吉報を齎へて、ヤクーツクに歸着せり。殘留者は土人より貢物を徵發し、ヤクーツクを経て之れをモスクバ(Moscow, Moskva)に送れり。哈巴羅はヤクーツク將軍に謁して、援兵を請求せり。將軍之れに與ふるに、狙撃

阿爾巴青城

兵二十一名、大砲二門、火藥、鉛等を以てし、且随意に義勇兵を募集せしむ、千六百五十一年即ち清の順治八年春、哈巴羅義勇兵百七十名を募集し、之れを率ゐて再び黒龍江に急進し、江岸に沿ひてヤクザ河口に出で、此地に阿爾巴青城を建設し、尙ほ江に沿ひて東進し、三箇の城砦を發見せり、之れ索倫會長の居城なり、此會長等は一を古克達爾(Gugudar)と云ひ、二を翁古都麻(Organza)と云ひ、三を倫特青(Lobchin)と云ふ、時に清の順治皇帝が貢物徵發の爲めに遣はせし、五十人の滿洲騎兵、城兵に合せり、城兵其優勢を恃み、防戦を試む、然れども其廿人が露人の砲火の下に倒れしを見て、蒼皇城内に退き、滿洲騎兵は遁逃せり、哈巴羅は之に降を勧めしも、城兵應せず、却つて矢を以て之れに酬むしかば、露人も亦砲撃を以て之れに應じ、小砲三門の援護により、夜中城壁の一部を穿ちて穴を作り、天明の頃終に第一城を抜く、接戦の後城兵第二、第三の城に退く、正午第二城を陥れ、次で第三城を突撃し、また之れを抜けり、此戦に於て城兵の倒るゝもの六百四十一名に達し、男子二百人、女子二百四十三人、小兒百八十名を生擒し、馬二百三十七頭、家畜百十三匹、及び多量の穀物を掠奪せり、露人は死者四名、輕傷者四十五名を出せしに過ぎざり、

哈巴羅は暫時兵を城内に止め、捕虜を、ダザウル(Dazaul)、バンブライ(Bambulai)、シムギナイ(Shigine)、及アルハバザ(Albaza)の諸汗に遣はし、降服を勸む、然れども捕虜等復歸らず、七月二十日城を發し、黒龍江岸を東進し、翌日バンブライ汗の村落を通過せしに、住民等己に逃れて隻影を留めず、

二晝夜半にして哈巴羅は、モイヤ河口を渡り、トルガ汗(Tolsa)の城砦を抜けり、時にダウリア人等、黒龍江の下流數百碼の地にあり、未だ露人の至りしを知らず、露人遂に三汗、トルガ(Tolsa)、ツルンチャ(Turuncha)、オムタイ(Omlai)及び一百人の住民を捕へて城に歸れり、彼等は露國の臣民たることを誓ひ、且つ貢物を納めんことを約せり、是に於てツルンチャ及びトルガの二汗を留めて質となし、自餘の者を放還せり、

ダウリア人等二百の露人を給養するの負擔に堪えず、於是哈巴羅は冬季此地に止まるを止め、火を放ちて城砦及村落を焼き、ツルンチャ及びトルガの二汗を小舟に乗せ、九月七日遠征隊は下黒龍江に向つて出帆せり、然るにトルガ汗は露人の虐待に堪えず、終に水に投じて溺死せり、六日にしてブレヤ山(Bureyn)を越え、八日にして松花江(Sungari)口に達せり、ブレヤ山上及び山下に住する種

族をゴグリ(Goguli)と云ひ、松花江口以下の地に住する族をツチェリ(Ducheri)と云ふ、此兩族は地を耕作し、家畜を飼養するの人民なりき、斯くて、松花江を下ること七日程にして、アチアニ(Achani)族の領土に達す、住民は重に漁業に従事せり、九月廿九日哈巴羅の一行は、アチアニの一大部落に達し、此地に冬營せんため、柵を作りてアチアンスコイ、ゴロッド(Achanski Gorod)と名け、以て來春を待てり、一行糧食を徵發して、其代價を拂はず、是を以て十月五日一百名の分遣隊黒龍江を溯り、軍需品を求めんため、二艘の船に乗じて出發するや、城兵の滅せしに乘じ、アチアン族は、ツチェリ族と聯合して、城を攻撃し、將に火を城壁(木製)に放たんとす、哈巴羅乃ち七十名を率ゐて出戦し、其百十七名を殺し、二時間の後、之れを撃退せり、此戦に露兵の死する者僅かに一名、越えて二日、先きに遣せし分遣隊糧食貨財を満載して歸れり、

哈巴羅は敵軍の猶優勢なるを以て、再び其襲撃あらんことを豫想し、専ら防備の準備をなせり、アチアニ人はナヂムニ(Nadimuni)に赴き、滿洲の都統ウチャルハ(Uchurva)に援を請ふ、ウチャルハ乃ち松花江上、寧古塔の章京イシナイ(Ishinai)に命じ、軍を集めて露人を撃退せしむ、イシナイ命を奉じ、二千二十の騎兵、各々

弓又は火繩銃を携帯せりを募集し、鐵製の火砲六門、小銃三十挺、破壁工具十二箇を携へて前進し、千六百五十二年(清の順治九年)三月廿四日の早天、露軍の城柵に迫り、時に露軍未だ睡眠の中にあらしを以て、滿洲兵銃を發して戦を挑む、哈巴羅乃ち蹶起して防戦す、滿洲兵遂に砲撃して城壁の一部を破壊し、將に突貫して城を陥れんとす、露人倉惶大砲一門を破壁孔の背後に据え、敵軍を亂射し、其際に乘じ百五十の露兵木戸を開きて出戦し、敵砲二門を奪ふ、滿洲兵潰走す、此戦に露軍は砲二門の外、火繩銃十七挺、旗八箇、馬八百卅頭を得、敵を倒すと六百七十六名に及び、露軍は僅に死者十名、傷者七十八名を出せしに過ぎざりき、もとアチアンスコイ(Achanski)附近の地は豊饒ならず、故に哈巴羅等は單に魚類を以て食となせしが、已にして之れに飽き、且つ其地ヤクーツクに遠くして、援軍の至り難く、敵軍の再度襲撃せんことを慮り、斷然此地を棄て、黒龍江を溯ることに決し、千六百五十二年四月二十二日、此地を棄て、六隻の船に分乘して出發せり、松花江口に於て六千人の滿洲兵及ツチェリ兵此地點に上陸せんとせし露軍を阻止す、然れども露軍風力を利用して巧に其難を脱し、小舟に投じてブレヤ山の狹路に達せしに、ヤクーツクより派遣せられたる百十八名の

哈巴羅の援
軍黒龍江に
進す

援兵に會せり、聶朱欽 (Tretak Yermolof Chechigin) 及びヘトリロブスコイ (Artemei Philipof Petrilovsko) 之れが指令官たり、此援兵は千六百五十一年夏、ヤクーツクを發したるものにして、火藥及び鉛各二千普度、綿布若干を携へて、九月二十一日黒龍江に達し、舟を造りて江を下り、バンブライ部落に至り、此年マカラ河 (Pamara) 附近の地に冬營し、翌年氷の解くるや、五月四日ナギバ (Nagiba) をして二十六名を率ゐ、先づ進みて哈巴羅に援兵の至れるを報せしめ、本隊之れに従ひ、五月二十四日ツギルスクより彈藥を受領せし後、遂に前記の地點に於て哈巴羅に會合せり、

然れどもナギバは道を失し、松花江口附近に於て大部隊の滿洲兵に會し、又出發後第四日にしてゼーヤ河に於て、ダウリア人の舟に圍まる、ナギバ能く危難を脱し、徐々同河を下り、哈巴羅を搜索すること四週日、尙ほ三週日間を空費せし後、數多のギリヤク人の舟に圍まれ、進退共に谷まされ、かくてナギバは敵地の中に留まること九日、飢餓漸く其身邊に逼り、ナギバ乃ち意を決して上陸し、敵三十名を斬殺し、一部落に入りて食物を奪ひ、其後三日にして、七月二十六日黒龍江口に達し、船を造り、ポヤルコフの如くオホーツク海を航して歸らんと

し、將に海に出でんとせしとき、ギリヤク人の一大船に會せり、露人乃ち彼等を屠りて出發し、暴風に惱まざるゝこと十日、船は遂に氷山の爲めに潰破せられ、糧食及び軍需品を失へり、然れども乗組員は無難に上陸し、五日間海岸に沿ふて前進し、更に船を新造し、二週日間海岸に沿ふて航海し、ウチアルダ河 (Uchaltai) に出で、九月中頃迄此地に滞在し、其後陸路ツグル河 (Tugur) に達し、千六百五十三年夏迄此地に止まり、其間に貢物を徵集せり、發するに臨み、ナギバはイバン・ウバロフ (Ivan Uvurof) に廿人を附して、此地に止まり、附近の種族を平定せしめ、自から四人を従へ、再び海を航し、四週日にしてナングタラ河 (Nangtara) に達し、之れより山を越えてアルダン河 (Aldan) を渡り、九月十五日遂にヤクーツク歸着せり、

是より再び彼のフンヤ山に止まれる哈巴羅の事に歸らん、氏は其率ゆる兵の能く黒龍江邊に止まり得るを信じ、江を溯り、貢物をツチェリ人より集め、ゼーヤ河の對岸地に一砦を築かんとせしが、恰も部下の兵士中に一揆起りしを以て、此計畵も晝餅に歸せり、ゼーヤ河口に於て哈巴羅はポリアエコッフ (Polyakof) イバン (Ivanof) ヴシリエフ (Vasilief) をして、百三十六名を率ゐて黒龍江

の地方を略せしむ、八月一日分遣隊は船三艘に分乗して黒龍江を下りしも、其後須臾にして彼等の一部は歸り來り、他は行方不明となれり、八月九日使をヤクーツクに遣はし援兵を求む、ヤクーツク將軍乃ち使をモスクバに馳せ之れを上奏せり、千六百五十二年哈巴羅は黒龍江を溯りて、カマラ河口に出で、此地の一島にカマルスコイ・オストログ (Kamarskoi Ostrog) を建設せり、

過去九年間、黒龍江畔に於て露人の企てし冒險事業を回顧すれば、其偉大の功果は之れを其指揮者の頭上に加へざるを得ず、然れども惜哉、之れを個人的經營に委せし結果、彼等は私利は計るに急にして、國家百年の大計を立つるの舉に出でざりし事實は、遂に之れを否定すること能はず、從て土人は屢々虐待せられ、妄りに貢物を徴發せられ、初め露人の黒龍江に來りし頃、住民は土地を耕作し、家畜を飼養せしが、後十年にして、田園は荒廢し、先きに米穀を輸出せし國も、今や其住民を支ふること能はざるに至れり、

西比利亞より黒龍江に向ひし露人五百三十二名の中、二百十名は哈巴羅と共に止まり、二十名はオホーツク海のツグル河邊の一城砦を占領し、六十九名は

ヤクーツクに歸り、二百三十三名は戰爭、飢饉等の爲めに倒れしも、土人并に滿洲兵を殺害すること約千六百名の多数に及べり、

第四章 斯特巴諾

ポヤルコフ及波巴羅等が黒龍江地方に於てなせし冒險的事業はヤクーツク將軍の手を経てモスクバに報導せらる、是に於て露國は精兵三千を派遣することに決し、ロバノフ公 (Yan Ivanovich Lovanof Rostovskoi) をして之れを指揮せしむ、シモビオフ (Dimitri Ivanof Zin Simoviof) 先づ一隊の軍を率ゐて、千六百五十二年三月モスクバを發し、同年秋レナ河に達し、チェヒウイスコイ・ボロク (Chahiviskoi Volok) に冬營し、翌春オレクマ河 (Olekma) に進行し、此地より分遣隊を派して、ツグル河に至り、再び茲に城砦を築かしめ、自から遠征隊の成功を報せんため、ヤクーツクに急行せり、

千六百五十二年より三年に亘り、シモビオフ、レナ河に冬營せり、時に哈巴羅がモスクバに遣はしたる二人の哈薩克は、行々黒龍江邊の殷富なると、其住民の

ロバノフ
シモビオフ

生活の豊かなる状を傳説せり、之れによるに黒龍江邊は金、銀、家畜等に富み、土人は皆錦繡を纏ひ、金の裝飾をなせりと云ふ、此によりて露人の企業心は益々著しく勃興し、其冒險心を刺戟せり、數千の人民は新富源を求めん爲め黒龍江に急行せり、此等烏合の徒は勒那河邊の部落を掠奪し、田園爲めに荒蕪に歸せしを以て、千六百五十五年に至り、始めて之れが取締法を設け、之を制肘し、一岩をオレクマ河口に築き、旅行券を携帯せざる者の、黒龍江地方に至ることを嚴禁するに至れり、然れども冒險者の數は續々増加し、シモビオフのオレクマ河に至りし時の如きは、此等冒險者一百名に會し、シモビオフ彼等を諭して歸らしめんとせしも、彼等は遂に肯せざりき、シモビオフは直ちに黒龍江に向つて進行し、千六百五十三年八月、ゼーヤ河口に於て哈巴羅及び其徒三百二十人に會し、彼等に遠征功勳の賞として、露帝の送りし金牌を賦與せり、千六百五十四年の初シモビオフは、黒龍江地方全軍の指揮を斯特巴諾 (Ounkrei Stepanof) に委し、ゼーヤ河口アルバザ (Albaza) の部落、アルゲン (Argem) の河口に城砦を築き、又黒龍江に達せし四十八人のプロミシヤンニ人は、カシエニツ (Kashenitz) をして之を統轄せしめたり、彼等はウルカ河畔に冬營せしが、軍需品盡きしを以て、

シモビオフ
哈巴羅に會す

ステパノフ

チエチエギン

シモビオフ
及哈巴羅
モスクバに歸る

同河の下流地方に在る斯特巴諾に合せり、斯特巴諾はチエチエギン (Prelink Chehegin) をして北方に使せしむ、然るに此一行は途中ツチェリ人の嚮導者の殺害する所となれり、
同年シモビオフは哈巴羅と共に、モスクバに向ひて出發し、ツギルスクに冬營し、然る後モスクバに歸れり、露帝は哈巴羅の功を賞し、貴族に列し、且ウストクト (Ustku) よりチンヌコイボロク (Chinskoi Volok) に至るレナ河地方の部落を統轄せしめたり、哈巴羅はキレンスク (Kirensk) 附近にあるハハロバ (Khabarov) 部落の名によりて現今尙ほ其名を記憶するを得べし、
哈巴羅の出發するや、斯特巴諾は糧食を求めんため、黒龍江を下りて、松花江口に出で、烏蘇里江口を去る程遠からざる地に冬營し、千六百五十四年春、再び松江口に至り、江を溯ること三日にして、清國都統明安達禮の三千の兵に會し、之を撃退せり、七月四日ダウリア人の一部落を襲ひ、若干の糧食及び數名の捕虜を得、再び黒龍江を溯りて、イェニセイスクの哈薩克兵三十名に會せり、之れベケットフ (Beketof) が部下の兵なりき、其後幾許もなくベケットフが率ゆる二十四名の兵に會せり、

斯特巴諾はカマラ河口に冬營せんとし、嘗て哈巴羅の建てし城砦の跡に、新たに一の砦を築けり、此新砦は土壁を以て之れを圍み、廻らすに幅十二呎、深さ六呎の壕を以てし、城内の中央に露臺を設け、之れに大砲を据え附け、城内に普く管を配置して水を引き、以て敵の放火に備へ、一の寺院を建立せり、尋で此寺院に於て、支那の囚人二名を洗禮し、之れをヤクーツクに送れり、五百の露兵城内に越年し、翌千六百五十五年清の順治十二年清國の都統明安達禮、清兵一萬、大砲十五門、火繩銃數千を以て城を圍む、露兵二十城を出で、樹木を伐採する目的を以て、森林に赴きしに、敵の襲撃を蒙り、皆捕はる、一隊の露兵は出で、深く敵中に入り、塵殺せらる、是に於て清軍は直ちに砲壘を築き、三月二十日を以て清軍砲撃を開始したり、然れども城壁堅くして破壊すること能はず、乃ち突撃して之を抜かんとし、同時に四面を攻撃す、露軍能く守る、かくて戦ふこと二日にして、天明の頃漸く清軍を撃退す、三週日の後圍始めて解けたり、

斯特巴諾が此の如く活動せる間に、千六百五十四年春、フシチン(Feodor pashchin)は哈薩克兵五十名を率ゐ、ヤクーツクを發し、額爾古涅河に向ひ、同河を溯ること三週日、其間一の住民を見ず、松花江の會點に於て、斯特巴諾と合し、共に同河

フシチン

斯特巴諾の
戦死
ポタポフ

を溯り、糧食を徵集し、尋で黒龍江を下り、東進して、哈穆功河嘴の前面にある費牙喀人の國に達し、コソゴルスキ(Kosogolski)に冬季を送り、千六百五十六年春再び黒龍江を溯り、松花江に達し、斯特巴諾は數名を従へて、同河を溯り、沿岸の地を視察せしに、其部落は盡く人煙を絶てり、之れ土人が露人の掠奪を恐れ、クルガ河(Kurga)附近に移住せしによれりと云ふ、斯特巴諾の遠征隊漸く糧食に欠乏し、七月二十二日、斯特巴諾はフシチン及ベケットフの二人に、哈薩克兵二十名を附し、モスクバに赴き、貢物を納めしむ、此一行は途中道を失し、ツギルスクに着するに先ち、四十一名の餓死者を出せり、

かゝる間にシモビオフはモスクバに達せり、斯特巴諾は千六百五十七年より同八年に亘る冬季の間、カマルスコイ(Kamarskoi)に滞在し、同八年春、黒龍江を下り、松花江に出で、滿洲に侵入して、村落を剽掠せり、寧古塔の都統沙爾呼達、滿洲の兵船四十五艘に、大砲小銃を載せて來り攻む、時に斯特巴諾の部下五百あり、然れども中百八十名に戦に先ちて遁走せり、斯特巴諾は奮戦し、部下二百七十名と共に陣歿し、僅かに四十七名のみ無事ヤクーツクに歸れり、先きに遁走せし百八十名の露人は、黒龍江を溯り、ポタポフ(Potapof)及び其部下三十名に會せ

り此ポタポフなる者は斯特巴諾を搜索するため、尼布楚より派遣せられし者なり、遁走者等は却つて其糧食を奪ひ、再、黒龍江を下りて同河口に出で、茲に費牙喀人の間に冬季を送り、貢物を徴集し、千六百五十八年の春、カマルスコイに歸着せり、其途中先きに松花江の戦争に逃亡せし四十七名の哈薩克に會したれば、カマルスコイにて二手に分れ、百七名より成れる一部は、レナ河地方に赴き、他の百二十名は同年夏ゼーヤ河に歸れり、千六百六十年彼等の多數はヤクーツクに歸り、千六百六十一年十七名はシルカ河地方に來りて、巴西古(Pashlov)に合せり、

第五章 シルカ河の發見及び占領

少しく前に戻立り、シルカ河の發見に就きて説明するを要す、
 哈薩克人イエニセイスクを發して、探檢の途に就き、貝加爾湖を過ぎ、シルカ河に至り、千六百五十二年其の一部は歸着せり、イエニセイスク將軍パシコフは各種の情報に接し、シルカ河地方に遠征隊を派遣するに決し、露國政府に上申

シメロフ

ベクトフ

中、其の許可の至るを待たずして、ベクトフに命じ、哈薩克兵百名を率ゐて出發せしむ、千六百五十二年六月二日、ベクトフは、イエニセイスクを發し、ブラトスコイ岩(Bratsko)に達し、此地に於てマキシモフ(Maximov)に廿名を附し、先づイルゲン(Irgen)湖に出で、全湖を渡り、ヒロク河(Khilo)の嘴に至りて、本隊の至るを待たしむ、伯給特は本隊を率ゐて出發し、セリシガ(Selings)河口の地に冬季を送り、翌千六百五十年ブリアト人(Brites)の部落を襲ひて、婦女貨物を掠奪し、六月二日セリシガ河を溯り、二十七日にしてヒロク河地方に於てマキシモフに會せり、此地にて小船を造り、之れに乗りてイルゲン湖に出で、一岩を建設し、隣地に住める通古斯人より貢物を徴發し、之れをイエニセイスクに送れり、千六百五十四年春、マキシモフ再び先發の命を受く、ベクトフ尋いで之に従ふ、インゴダ河(Angola)に達し、筏を組み、之れに乗じて全河シルカ河を下り、尼布楚(Orchon)河口に出で、全河の對岸地に一岩を築き、貢物を集め、其土地を耕作せり、通古斯人罕帖兒汗(Qantim)露國に服従するを欲せず、其住民を率ゐて、額爾古涅河右岸に退く、ベクトフ使を遣はし、歸郷を勸告せしむ、遂に應せず、残りし通古斯人も亦漸く露人に對し、不穩の情を表はし、遂にベクトフを其城に向け、其馬を奪ひ、且

耕地を蹂躪せり、是に於て露人は冬季の糧食を失ひ、大に苦みしが、其三十名は遁走して、下黒龍江に向ひ、ベグトフも亦尋で出發し、前章に於て述べし如く、斯特巴諾に合せり、

千六百五十四年及び同五十五年、他の部隊またイエニセイスクを發し、バイカル湖を越て探検せり、イエニセイスク將軍バシコフは黒龍江路取の策を建て、モスクバ政府に建言して曰く、黒龍江地方は遼遠なるを以て、シルカ河(上黒龍江)地方に一市を建設し、之れを根據とせば、容易に此地方を略取することを得べしと、露國政府此議を採用し、バシコフを尼布楚將軍に任じ、且つ黒龍江に於ける全露軍を統轄せしめ、軍需品をトボルスク(Tobolsk)糧食をイリムスク(Ilimsk)より輸送せり、

千六百五十六年七月十八日、バシコフは五百六十六名を率ゐて、イエニセイスクを發し、アングラ河(Angara)地方ブラトスコイ(Bratkoï)に至り、此地に冬季を送り、糧食の一部はツギル河迄送られしが、前章に述べし如く、斯特巴諾が部下の兵の奪ふ所となれり、千六百五十七年夏、遠くイルゲン湖地方に至り、茲に冬營せり、翌年春出發、シルノ河に至り、チルチア(Chercha)河口に尼布楚(初め通古斯一

會長の名を取り、チルドスコイ(チル)と稱せり)を建設せり、露人糧食に窮し、犬馬等を屠りて、其生命を保ちしが、千六百五十九年に至り、漸くツギルスクより糧食到着したり、獨り糧食のみならず、軍需品も亦須臾にして缺乏せしが、之れより先き千六百五十四年シモビオフがツギルスクに埋めたる軍需品の事に氣附きしかば、之れを搜索せしに、只木製の十字架のみを發見せり、之れに銘あり、曰く、ゾロキン及び其徒使用の爲めに之れを消費せりと、

バシコフが尙尼布楚を建設せる際、將軍はボタボフに冊名を附し、黒龍江を下り(千六百五十八年夏、斯特巴諾)を搜索し、彼に告ぐるに、將軍が黒龍江地方の露軍の統轄權を得たることを以てし、且其部下百名を尼布楚に送らしめ、斯特巴諾は殘餘兵と共に雅克薩城に居らしめたり、然れども時期已に後れ、途中ボタボフは松花江の戦に遁走せし百八十名の露兵に會し、糧食を奪はれしを以て、使命を全ふせずして歸れり、

千六百六十一年、斯特巴諾の殘兵十七名、バシコフに合せり、當時黒龍地方にて露軍は毫も勢力を有せず、バシコフ乃ち尼布楚に少許の守兵を殘し、本營をイルゲンスコイに移せり、千六百六十一年、一隊の哈薩克兵を附近の通古斯人の

部落に派せり、其十五名は嘗て下黒龍江地方にありしものなり、彼等は江を下りて尼布楚に出で、城兵を却かして、其十船を奪ひ去れり、蓋し彼等の目的たる黒龍江を棄て、レナ河又は其他の地方に移らんとするにありたり、然れども途中バシコフの後繼者トルプシン (Lunion Tolbusin) の捕ふる所となり、千六百六十二年バシコフはイエニセイスクに歸り、尼布楚は千六百六十六年以後トルプシン及アルシンスキ (Daniel Arshinski) が統轄の下に漸次隆盛に向へり、

第六章 黒龍江の再探検及雅克薩城

千六百六十一年以後、黒龍江の全地方は露人の移住するもの漸く増加せり、然れども此地方に於ける一新時期を劃せし功績は、千六百六十九年雅克薩城を根據とせしチエルニゴウスキー (Niktor Chernigovsky) 其人に歸せざるを得ず、氏はもと波蘭人にして、是れより先き千六百三十八年放謫せられて西比利亞に來り、千六百五十年チエチンスコイ・ボロク (Chechinskoi Volk) の殖民地に長となり、後二年ウスチクト岩にあり、當時レナ河地方のキレンスクにては、毎歲市を

チエルニゴウスキー

ミロバノフ
北京に使う

露人再び黒龍江を經營す

開き、イクム將軍之れに臨むを例とせり、千六百六十五年その歸途、將軍鄂布和 (Lawrence Obukho) はチエルニゴウスキーの爲めに殺害せらる、或は曰く、將軍はチエルニゴウスキーの一姉妹を辱かしめしによれりと、チエルニゴウスキー乃ち逃れて黒龍江に來り、冬季山脈を越え、拉夫海汗の一古城に達せり、此地北に山脈ありて寒風を遮ぎり、土地豊饒にして、歐洲産の穀類及び野菜を耕種するに適す、城は木を以て造り、長さ百二十六呎、幅九十呎の平行四邊形を成し、二箇の櫓水面に臨み、一箇は陸にあり、後者の下に木戸を開き廻らすに濠を以てし、城内に貯藏所あり、城外に兵營ありて最も冬營に適せり、

千六百七十年清の康熙帝(千六百六十二年位に即く)露人の再び黒龍江地方に現はれしを以て人をして尼布楚に至りて、露人の退却を要求せり、將軍アジンスキー乃ち其部下ミロバノフ (Mlovanof) をして北京に至り、前條を承諾せる旨を告げしむ、ミロバノフは北京に至りて清帝に謁し、滯留すること五日、發するに臨み、多くの信物を贈與せられ、且護衛せられて無事尼布楚に歸れり、千六百七十一年尼布楚將軍はイバン・オコルコフ (Ivan Okolkof) をして、アルバジン節度をなさしむ、是に於て一旦挫折せし黒龍江の經營再び始まり、オコル

コフの勅告により、僧官イェルモゲン (Yernoghen, Heirnegenes) プルシエーノイカ
ーメン (Brusyenoï Kanen) の地に寺院を建設し、翌七十二年にはアルバジン附近
の地に二三の部落、露人の手によりて建設せらる、其最も重なるは、ポクロブス
カヤ・スロボダ (Pokrovskaya, Sloboda) にして、雅克薩城を去る程遠からざる地にお
り、他の部落はパノフ (Panov) ソルダトボ (Soldatovo) 及びアンドルシキナ (Andri-
shkina) と云ひ、アンドンルシキナブリダ (Brida) 河口に在り、當時露國は波蘭及び
土耳其と戦端を開ける際なるを以て、黒龍江地方も自から等閑に附せられた
り、是に於て乎、千六百七十一年、哈薩克人等本國政府の此方面に於ける注意を
促す爲め、虚報を傳へて曰く、清國の大軍分れて山脈を越え、來りてツギル河地
方に一城砦を築けり、と、

此虚報と同時に、雅克薩の城兵百餘名の調印せし一の哀願書モスクバに達せ
り、其文意は、チエルニゴフスキが雅克薩城を恢復せし功を以て、先きに彼が
イリム將軍顯布和を害せし罪を赦免せられんことを請願するにあり、此哀願
書のモスクバに達するに先ち、已にチエルニゴフスキに對する公判あり、チ
エルニゴフスキ父子其他の五名は死刑を宣告せられ、四十七名亦輕重あり

スバフアリ
ク北京に使

き、然れども當時黒龍江地方の不穩なりしに願み、本國にては終にチエルニゴ
フスキ以下の罪を赦免し、且二千留を雅克薩城の守兵に送與せり、
是に於て露兵は雅克薩城附近の通古斯人を再び屈服せり、モスクバ政府は之
れが爲めに新たに清國と葛藤を惹起せんことを恐れ、豫め之れを防がん爲め
に使を清國に派遣するに決し、希臘人スバフアリク (Nicolus Spalik) を選定せり、
千六百七十五年、清國使節、スバフアリクは數多の従者と共にモスクバを發し、
北京に達して國書を奉呈し、境界問題を確定し、貿易を開き、俘虜を交換し、且毎
年清國より金地五萬封、寶石、絹布、生絲等の輸出を許可し、且石橋を架設する爲
め石工を貸與せんことを請求せり、清國政府は逃亡者を還與せざれば、一條件
をも採用すること能はずと明言し、斷然之れを拒絶せり、是に於て談判途に不
調に終れり、スバフアリクは歸途便を雅克薩城の露人に送り、以後下黒龍江及
ゼーヤ河に航せざることを、及びゼーヤ沿岸に住する通古斯人より貢物を徵集
せざることを彼等に命せり、然れども雅克薩城の露人は、毫も此命令を奉せざ
りき、

千六百七十七年、尼布楚將軍は哈薩克兵及び職工をゼーヤ河の上流に遣りて、

上ゼーヤ寨を建設せしむ。

千六百七十八年ヌミシフ河口の地を撰定し、此地にザイスコ寨(Zeisk)を建設せり、同年此地より百八十一枚の毛皮を貢物として、雅克薩城に送れり、アイラギル(Ailagir)トンキ(Tonki)カウタゲン(Kantagen)の各族、尋でウリガリ人(Uligari)マギリ人(Magiri)等歸順せり。

千六百七十九年セリムバ河(Selimba)地方にセリムビンヌコイ寨(Selimbinsko)を、同年ドロソザ河(Dolozza)口にドロソヌコイ寨(Dolonsko)を建設せり、ゼーヤ河地方の露國殖民地は其計劃小なりしが、千六百八十一年尼布楚將軍デメンシェビツ・ポイコフ(Fedor Demenshevitz Volkof)一大企摸の殖民地を組織せんため、ゼーヤ河及セリムバ河探検事業をミロバノフ(Ignatius Milovanof)に委せり、ミロバノフの記載する所によれば、ドロソヌスク附近の地は極めて豊饒にして、ゼーヤ河に沿ひ、布爾達河に至るの地は良好なる牧場を成せり、ザイスク(Zeisk, Verkhle Zeisk)の古城寨は、嘗て河水の爲めに流されしが、ウラギリ(Uligiri)の通古斯人の要求を容れ、ミロバノフは布爾達河を下る少許の地に再び之れを建設せり、ミロバノフは遂に愛琿(Aigun)なる一市を發見せり、同市は果して何人の建

ミロバノフ

愛琿の發見

設せしものなるやは、今日に至るも尙明かならず、

千六百八十二年ミロバノフは一葉の地圖を附し、其探見の状況を報告せり、氏の意見は支那と商業上樞要の地なるゼーヤ河口、又は愛琿附近に一市を建設せんとするにありたり、然れども此意見は政府の許可する所とならざりき、之れ政府の方針専ら従來の殖民地を強固ならしむるにありて、毫も新事業を起すにあらざりしを以てなり、ミロバノフはセリムビンヌスクに滞在し、露國皇帝の名義を以て貢物を徵發せり、又雅克薩城より派遣せられし援軍を以てセリムビンヌスクを固めたり、毛皮の貿易は禁せられしも、三熬酒、麥酒、麵包及び煙草等の取引は特にミロバノフに許されたり、前記ゼーヤ及びシリムジア兩河地方の殖民地は雅克薩城より獨立し、ミロバノフは雅克薩を經ずして、直接に尼布楚に報告し、外國人を歡待し、其企業に對しては厚く之れを保護したり、尼布楚將軍はセノトルツフ(Seno Tussuf)に命じ、黒龍江口地方のギリアク人に對し遠征をなさしめんとせしが、其計畫は履行せられざりき、斯る際に、フロロフ(Gavrilo Frolof)は尼布楚將軍の許可を得て、一隊の哈薩克人及びプロミシレン人を率ゐて、ビレヤ(Bireya, Byska)及びアムゲン(Angun, Khanun)兩河地方に

フロロフ

向へり、此地方の種族は露清何れの國にも屬せず、其獨立を保ち、當時漸く露人の知る所となりしものなりき、フロロフは部下六十一名と共にアムグン河に赴き、ツカ (Duka, Dukika) 河口にヤンシノイ寨 (Yasoshino) を建設せり、之れより少しく以前哈薩克及びプロミシレン人の一隊ツグルスクよりチミレン (Zemli) 河口に來り、此地に一寨を設けしが、兩隊遂に相合し、數名の土人を捕へ、且ナトキ人 (Natkhi) 及びギリアク人の一隊約三名を撃退せり、彼等はツギルスクの寨を破壊せんため同地向へる途中なりき、こは清國の教唆によりしなるべし。

今千六百八十二年末に於て黒龍江及び其支流地方の露國植民地を列記せば左の如し、

- (一) 黒龍江の上流に於ける雅克薩及び其附近の部落、
- (二) ゼーヤ河地方のノボセイスク (Novo Seisk) セリムビンスコイ及ドロンスコイ、
- (三) アムグン河岸のツキカンスコイ、
- (四) オホーツク海に注入する小河邊のツグルスク及びウドスク (Udsk)。

第七章 露清戦争

ミルニコフ

清軍露の植民地を蹂躞す

露人は再び黒龍江の北部支流を占領し、且つ雅克薩に約二千七百千七百の地を開墾せり、此事端なくも清國の注意を引けり、千六百八十三年清の康熙二十二年露人愛理アイルに強大なる守兵を置き、且同市を去る約二哩なる黒龍江の一島を固めたり、ミルニコフ (Gregory Mylnikov) は哈薩克兵六十七名より成れる一分遣隊を率ゐ、アムグン河畔に在るフロロフを援助せんため、同年七月十七日雅克薩城を出發せり、然るにゼーヤ河地方に於て滿洲の兵船五百六十隻一隻の乗組兵二十名によりて遮斷せらる、加ふるに滿洲兵は數千の騎兵或は曰一萬五千之れを掩護せり、露人乃ち同河の北岸に上るミルニコフは清國將官の招きに應じ、之れと商議の爲め同河の對岸に渡り、敵兵の爲めに捕はる、其部下は或は降りて北京に護送せらる、ゼーヤ河及セリムバ河地方の露國植民地に來りて、事變を報じ、數名の者は八月初旬雅克薩城に歸來せり、

清軍は此機に乗じ、進みてゼーヤを溯りしが、ドロンスコイ寨及びセリムビン

清國露人に
雅克薩城の
退去を命ず

清國大舉し
雅克薩城
に向ふ

スコイ寨は既に露人の隻影を留めず、清軍乃ち火を放ちて兩塞を焼き進みてノボザイスクに迫る、城兵未だ敵軍の至れるを知らず、盡く其捕ふる所となれり、アムグン河の露人亦其植民地を棄て、黒龍江を下りて、海路ウドスコイに來れり、然れどもツグルスクの守兵は遂に清軍の捕ふる所となれり、此の如くして千六百八十三年末、下黒龍江及其支流地方の露國植民地は悉く破壊せられ、残れるは只僅かに雅克薩城のみ、千六百八十四年の初、二人の露國捕虜、雅克薩の知事に宛てたる請求書を携へ、許されて北京より歸れり、此請求書は露人の雅克薩の地を棄て、速かに退去すべきことを命せしものなりき、時の知事イバン・ポイロヒニコフ (Ivan Volochnikov) 乃ち城兵を集めて、之れを議す、城兵死守せんことを請ふ、是に於てポイロヒニコフは使を尼布楚に馳せて援軍及糧食を求め、専ら防備の策を講せり、六月新知事トルブジン (Alexei Tolbushin) 雅克薩に着す、城兵大に振へり、千六百八十五年、清國の都統朋春等大舉して雅克薩城に向ふ、トルブジン乃ち命じて附近の住民を退去せしめ、人家四十を焼き、城兵は哈薩克人、プロミシレニ人、農夫及び商人等合して四百五十人、武器として僅かに小銃三百挺、砲三

ベイトン

露兵雅克薩
城を退去す

門を有するに過ぎりき、然れども援兵到着の希望は日を透みて固く、且軍需品は已にイエニセイスクを發し、ベイトン (Afanei Beiton) がトルボルスク (Tubolsk) に於て訓練せし六百の哈薩克精兵も、同年初、雅克薩に達するの豫想なりき、ベイトンは露國の貴族にして、もと波蘭に於て功あり、後捕はれて西比利亞に放逐せられし者なりき、乍去トルブジンの當時有せし軍勢を以てしては敵の包圍に對し永く抵抗し得ざりしや明かなり、清國の水軍は一百の兵船に乗じて黒龍江を溯り、陸軍は野砲百五十門、攻城砲五十門を以て、齊々哈爾を發して、陸路を進行せり、水陸の總勢凡そ一萬八千人に及べり、六月四日清軍の前營先づ着し、已にして十日水軍の先鋒も亦雅克薩の附近に着したるを以て、翌日清將先づ使を城内に遣はし、降を勸む、トルブジン應せず、十二日清軍の砲隊、雅克薩城に向つて破撃を開始し、數日にして露軍の倒るゝ者一百名に及べり、僧官エルモゲンは十字架の像を手にし、大に哈薩克兵を鼓舞せり、雅克薩城の陥るや退きて、キレンスクに赴き、此地に没せり、千七百八十八年に在り、其建設せしトロイトスクの僧院に、一碑を建設せり、忽にして壘壁及城櫓は清軍の爲めに非常に損傷を蒙り、軍需品亦漸く欠乏

清軍雅克薩城を燒く

ブラソフ

せり、是に於て廿二日住民等開城して尼布楚に退去せんことをトルブジンに哀願せり、トルブジン遂に其請を許し、使を清軍に使はし、和を請ふ、清將乃ち之れを容れて城兵の自由に退去することを許せり、トルブジン乃ち兵を引て尼布楚に歸れり、

トルブジンの雅克薩を離るゝこと未だ半日ならずして、久しく渴望せし援軍に會せり、彼等は總勢一百名、大砲五門、小銃三百挺及び多分軍需品を携帶し、六月廿三日尼布楚を發せしものなりき、恰も此時陸軍大佐ベイトンも亦其六百の精兵を携げて尼布楚に達せしが、何も皆時機を失したりき、若し此等の軍にして二日以前に着しなば、或は雅克薩城を救済し得たりしならんに、惜哉、

清軍は露兵を追跡して、遠く愛琿河邊に至り、後ち雅克薩に歸り、火を放ちて城及民家を焚き、黑龍江を下り、左岸にありし愛琿市を右岸に移し、高さ十八呎、距離十二呎の二重の柵を以て之れを圍み、兩柵間の空地は土を盛りて六呎の高さとなし、二千餘の兵は卅門の大砲を附して此地に留め、本隊は松花江に退けり、

再び黑龍江の上流に在る露兵に就て逃ふる所あらんとす、千六百八十四年ブ

70年

露軍にて雅克薩に向ふ

ランソフ (Yvan Yassof) 尼布楚將軍に補せらる、將軍は嘗に雅克薩の落城を以て心を失ふが如き人にあらず、且つや一戦を交えずして、黑龍江の流域を清國に讓るが如きの痴漢には非ざるなり、トルブジンが雅克薩の守兵を率ゐて尼布楚に歸りてより五日、將軍乃ち七十人を派し、黑龍江を下りて、雅克薩城附近の地を偵察せしむ、十七日を経、八月七日同分遣隊は歸着し、清兵は愛琿に向つて退却せしことを報せり、

將軍は此機に乗じ、ベイトンを將とし、二百の兵を附して、再び雅克薩に遣はし、トルブジン之れに従へり、再、氏はもこの雅克薩住民の請願により總軍六百七十一名、砲五門及多量の軍用品を携帶せり、他の露兵亦之れに従へり、彼等は雅克薩に達し、再び壘壁を築き始む、壁の厚さ下部に於て廿八呎に及び、十月十一日其高さ十呎に達せり、冬季に至り一時工事を中止し、翌春更に之れを續け、壁を高めて二十呎に至らしめ、知事の官宅并に二箇の兵營を建造せり、

千六百八十六年三月ベイトンをして三百名を率ゐて敵狀を偵察せしむ、同月十二日ベイトン、カマラ河口に屯し、同十七日齊々哈爾方面に四十の滿洲騎兵の在るを搜り、直ちに彼等を追躡し、三十騎を殺し、一騎を捕へ、之れに就きて齊

清軍雅克城
を攻撃す

々哈爾の清國知事は已に雅克薩城の再び成りしを知れることを聞けり、時に滿洲兵は已に雅克薩向つて進軍の途にありたり、是を以てペイトンは直に馳せて雅克薩城に歸り、防備を嚴にせり、時に城兵僅に七百三十六人に過ぎず、其武器として大砲八門、臼砲一門、破裂彈三十箇、小破裂彈四百四十箇、及び多量の彈丸と火薬とを有せり、清軍皆水陸並び進み、騎兵三千は河の左岸に沿ふて進み、七月七日不意に雅克薩人に近づき、其馬隊三十騎を襲ひ、中廿二騎を殺し、或は之れを虜とせり、殘餘の者皆逃れしも、城内に入るを得ず、恰も敵の包圍を偵察する爲め派遣せられし七十の雅克薩兵に會し、彼等と共に尼布楚に歸れり、他の露兵二十名亦敵の爲めに襲はれたり、清軍即て城を包圍す、其水軍は百五十の兵船より成り、各廿名乃至四十名を乗せ、中六隻に軍用品を、二隻に矢を載せ、陸軍は大砲四十門を備へ、歐人廿名之れに従ふ、又附近の通古斯人は清軍に合し、巧に矢を發して城兵を苦めたり、清兵は直ちに露の兵船を奪ひ、其一將は本陣をアルバジハ(Albazikha)河口の前面にして雅克薩と相對せる一島に据え、第二陣を同河の右岸に、第三陣を其左岸に置く、又木柵を設けて城兵の砲撃を遮蔽せんとせしが、城兵の爆裂彈によ

りて焼かれ、又更に胸壁を設けて陣地を圍み、九月一日一舉して城を陥れんとす、其城兵能く拒ぎ、五たび出で、清軍を突撃して、之れに大打撃を與へたり、同月來トルブジンは橋に昇りて敵狀を視察せる際、彈丸に中りて重傷を蒙り、遂に歿せり、因てペイトン代つて城兵を指揮す、時に城兵惡疫に罹り、死するもの甚多く、十一月末に至り、城兵の數僅かに百五十名となれり、糧食は尙多量を藏せしも、火薬は僅かに四百八十封度を餘すに過ぎず、然れども清軍の矢文を放ちて降伏を勧めしに係らず、之れを拒絶し、九月使を尼布楚に馳せて援兵を請はしむ、其船氷の爲めに破壊せられ、二使は細さに困難を嘗め、漸く指定せられたる地に着せり、然れども當時之れが援助の望は全くなかりき、九月末、清兵は遂に城外四吉米の地に退く、十一月の末に至り、清兵は退却し始め、城外里餘の地に冬營の準備をなし、翌年五月七日遂に休戦を約して、將に平和の局を結ばんとす、此休戦の間、諸軍は、城兵の自由に城を出で、糧食其他の必需品を購ひ、使を尼布楚に遣はし、且援軍の城内に入るを許す、清國將軍薩布素は城兵の病に罹りて斃るゝ者多しと聞き、隣師を城内に遣はし、之れを治療せしめんとせり、當時城兵の生存せる者僅かに六十六人なりしも、ペイトンは

尙之れを辭し、且つ城内の糧食に乏しからざることを清國將軍に示さんため、
 麥一普度を送れり、
 千六百八十七年八月三十日、清軍雅克薩城の圍を解き、舊陣地たる愛琿及齊々
 哈爾に歸れり、是に於て露人再び部落を設け、新たに土地を耕作せり、然れども
 狩獵は清人これを以て彼等が主權を侵害するものと看做せしが故に、之を禁
 じたりき、
 余は是より轉じて千六百八十九年の和議に關する、外交的所置に就きて説明
 する所あるべし、

第八章 尼布楚條約

露國使を清
 國に遣はす

露國政府は清國との紛議日々増加するを見て、二國間の國境問題を解決せん
 ことを欲し、法院長ベヌコフ(Nikifor Venukof)にヴァンファロフ(Ivan Fankrof)を附し、
 清國に遣はせり、千六百八十五年十二月十一日、一行モスクバを出立し、翌年北
 京に著し、兩國皇帝の爲めに一書を携へ歸れり、使節はまた北京に於て數名の

清國官吏及ヴァンファロフを雅克薩城に派遣し、其國を停止せんことを請ひ、清
 國皇帝の裁可を得たり、此議の實行されしは千六百八十六年十一月末日なり
 しことは已に前章に於て説明したり、清國の答書は滿洲語、清國語及び蒙古語
 を以て記し、且北京の羅馬宣教師等之れを羅甸語に翻譯せり、其は露國皇帝に
 宛てたるものなりしも、其内容は先づ西比利亞知事に通知せらるべきものな
 りき、其日附は千六百八十六年十一月二十日にして、大意左の如し、

朕が狩獵監督官は西比利亞の人民が黒龍江地方の獵人等、並にツチエリ河
 地方に加へし損害に就きて屢々不懌を陳ず、朕が臣民は陛下の臣民に對し
 危害を加へしことあらず、しかも雅克薩城の人民は大砲小銃其他の火器を
 携へ、朕が武装せざる臣民を屢々攻撃し、加之我逃亡者を庇護し、而して朕の
 狩獵監督官がカンダガン(Kandagan)の逃亡者を追ひて雅克薩に至り、彼等を
 引渡さんことを請ひし時、アレキザイ、イバン等は先づチアング汗 (Changa
 Khan)の意見を請ふにあらざれば、如何ともなし難き旨を答へ、今に至るも何
 等の答をなさず、又た逃亡者を交附せず、
 此際陛下の露國人が、我平和的獵者を捕へて去れることを、我國境の官吏朕

元老尹清國
に使す

に報せり、
彼等は又黒龍江の下流を掠奪せり、朕は之れを聞くや、直ちに朕の官吏に命
じ、武器を取りて、臨機の所置に出でしめたり、彼等は旨を奉じて、下黒龍江の
地方を掠奪せる露人を捕へしも、彼等に食物を與へ、其一人をも殺害せざり
き、又朕の臣民が雅克薩城に赴き、開城を要求せしとき、アレキザイ等は一言
の答辨をもなさず、剩へ砲火を以て之れに酬ひたり、故に朕は武力を以て雅
克薩を陥れしも、其一人をも害せず、捕虜は之を解放せり、中四十餘名の露人
は止まりて、朕が臣民中にあり、之れ其自由撰擇により、他の者は切に諭して
其國境に退かしめたり、朕の官吏の去るや、露人四百六十名は直ちに來りて
雅克薩城を再築し、朕が獵吏を殺害し、其田園を蹂躪し、朕が官吏をして再び
干戈を執るの止むなきに出でしめたり、

是に於て再び雅克薩城を圍みしも、其捕虜は悉く本國に歸らしめたり、其後
ペニコフ等北京に來り、國境の問題を解決し、并に雅克薩城の包圍を解かん
ことを請ひしかば、直ちに一廷臣を雅克薩に遣はし、其圍を解かしめたり、
千六百八十六年正月二十日、露國特命全權公使元老尹(Stephen Korovin)モスクバ

を發せり、ブラソフ(Yvan Zin Vlasof)秘書官、コルニツキ(Semion Kornitski)等之れに
従ふ、大佐スクリビジン(Fedor Skripizin)一聯隊(千五百名)の兵を率ゐて之れを警
護す、ロギノフ(Yvan Loginof)先づ驅せて北京に至り、公使の出發を報せり、
是に於て千六百八十七年八月三十日、清軍雅克薩城を去り、愛輝に退く、元老尹
は進みてリベンスコイ(Rybenskoj)に達し、此地に冬季を送り、千六百八十七年夏
此地を出發し、九月二十八日ウヂェンスク(Udinsk)に着り、之れより尼布楚に向は
んとせし時、清軍雅克薩を退去せし報を得るを以て、色楞格斯克(Selenginsk)に至
りて、コロピン自から北京に至り、其到着を報じ、且交渉地の指定を請ははしむ、
此の時喀爾喀(Kalka)の俄札羅汗蒙古人一萬五千人を率ゐて來襲す、時に元尼
尹の兵多くは色楞格河沿岸の部落に止まり、殘兵僅かに二百に過ぎず、然れど
も其兵能く此大敵に抗し、送に之れを撃退せり、俄札羅汗來襲の目的に就ては、
種々の異説あり、或は露國が嘗て喀爾喀の車臣汗部を窺逐せしを怒り、其讎を
報むんが爲めなりと云ひ、或は當時準噶爾の噶爾丹は喀爾喀を領するの意あ
りて、陽に俄札羅汗を保護し、陰に之れを攻滅するの計をなし、俄札羅汗を教唆
して、露領を侵襲せしめ、其虛に乗じて、喀爾喀を略取せんとせしものなりと云

ひ、或は又た清帝の教唆に出でしものなりとも云ふ、未だ其の何れか可なるを知らず、

千六百八十八年六月二十八日、コロピン北京より歸り色楞格斯克は兩國公使の會見地となれり、之れより先き清帝は内大臣索額圖、都統佟國綱、尙書阿爾尼等を公使とし、張鵬翮を參贊とし、北京在留宣教師シエルビヨン (Gerbillon)、佛蘭西のエヌイタ派、ブレイヤ (Pereyie 葡人) を通譯官に充て、又都統郎坦及び班達爾沙等をして騎兵一千、砲八門を率ゐて護送せしむ、五月廿日を以て公使等の一行は北京を發せり、

當時蒙古人は未だ清國に心服せず、且準噶爾兵と喀爾喀兵と戰鬪正に闘なりしを以て、公使等清帝の命を奉じ、退きて國境の地に止まる、發するに先ち、公使は索羅希をウヂンスクの兀老尹に使はし、其地に至り難き理由を述べ、使者等八月三十日兀老尹の書露國文及携へて掃れり、之れにより元老尹は切に國境問題を解決し、兩國の平和を來さしめんことを希ひ、自から國境附近に冬季を送り、且談判を容易ならしめん爲め、便を北京に遣はせしことを述べたるを以て、公使は之れを聞きて北京に歸れり、

兀老尹が使者は六十三人を従へ、千六百八十九年五月十三日、北京に達し、兀老尹の書を呈し、國境附近の地を撰定して、談判を開始せんことを請求し、且清國公使一行の員數を問へり、之れ兀老尹も亦同數の員數を以て之に臨まんと欲せしによれり、五月十八日北京政府は、尼布楚を以て兩國公使會見の地となし、使節は六月を以て北京を發し、且其隨員は公使の安全に備ふるに足る數に超過せざることを、兀老尹の使者に告げぬ、然れども尋で、特使をウヂンスクに遣はし、數隻の糧食運送船をして、黒龍江を溯らしむることを兀老尹に通せしめたり、此宣言は實に清國が露國に對し大に爲すあらんとせし準備なりしことは、順を追ふて明了となるべし、

千六百八十九年六月、清國公使索額圖、通譯官シエルビヨン、ブレイヤ及數多の隨員を従へ、北京を出發せり、都統明坦千四百の兵を以て之れを援護す、七月六日ヘルロン (Kharion) 河に達し、先づ使を尼布楚將軍に遣はし、一行の近づきしことを告げしめ、七月十一日尼布楚の對岸に達せり、清國の兵船は清軍の陣營の前面シルカ河岸に沿ひて停泊せり、若し其水陸の軍を合せば、清の軍勢は九千乃至一萬の多きに及びたりしなるべし、其馬匹少くも一萬五千、駱駝の數三

兀老尹清國
公使尼布楚
に會見せり

千乃至四千に及び、公使索額圖一人のみにも駱駝三百、馬五百、及一百の扈從を有したりき、尼布楚將軍は清軍の多きを見て疑悞の念を抱き、索額圖に語りて曰く、閣下の率ゆる陸軍の動作は、余の敬服措く能はざる所なり、然れども其水軍は我に對し奪る敵意を表はし、途中城を包圍し、田畝を蹂躪し、露人を拘禁せりと、索額圖之れに答へて曰く、兵船の先着は弊國皇帝の意に悖れり、故に彼等をして里餘の地に退却すべきことを命せりと、かくて清國公使は兀老尹の到着を待ち、八月一日に至れり、乃ち尼布楚將軍を經、一書を兀老尹に送り、其到着の遲きと、一行の糧食漸く欠乏せしを以て、シルカ河を渡るの止むを得ざるに出づべきあるの意を漏せり、尼布楚はシルカ河の左岸即北岸にあり同日尼布楚將軍は牛十四、羊十五匹を清國公使に贈り、公使は三人の露國使者に各絹一卷を興へたり、翌日兀老尹の使者來りて、兀老尹の來着の遲滯せるは、全く道路險惡なるによれることを辨明せり、八月十八日兀老尹遂に尼布楚に到着し、二十二日を以て會見を始む、會場を尼布楚城とシルカ河の中間に設け、天幕を張り、一方を露國公使一行、他方を清國公使一行の席に充て、露人の側には、土耳其製の絨氈を布き、露國公使兀老尹、同

同第二の會
見

副使尼布楚將軍烏拉索の席には、肘掛椅子を置き、一箇の机を圍み、金絹の波斯絹を以て蔽ひ、高價の時計と寫字檯を載せ、秘書官コルニツキ (Kornitz) の椅子を同國公使の側らに据ゑたり、清國公使は六名の全權委員と共に通譯官を從へて之れに臨み、露國公使また副使書記と共に來り會す、清國兵はシルカ河を渡り、其五百名は同河岸に止まり、二百六十名は天幕の側にありて、同國公使等を護る、露國兵も亦之れに倣ひ、五百名は城の附近に止まり、士官四十名、兵士二百六十名、天幕の側にありて、同じく自國公使を護れり、露國公使兀老尹發議して曰く、爾今黑龍江を以て兩國の國境となし、其以北は露領、以南は清領となさんと、清國公使は之れを諾せず、雅克薩城、尼布楚并にセレンギンスクを清國に還附すべきことを陳述せり、勿論兀老尹は此の如き大讓與をなすを欲せざりしを以て、此日の會議は調はずして終れり、第二の會見は廿五日を以て開かれ、同日清國公使は一步を譲り、單に貿易場となさば、尼布楚は之れを露國に讓與すべきことを發言せしが、之れ亦兀老尹の斥くる所となれり、清國公使大に怒り、露國の眞意は全く和議を欲するにあらずとなし、之れと會見するを拒めり、此日一蒙古人宣教師に代りて通譯せり、之

れ清國公使が宣教師を嫌疑せしによれり、爾後は會議を開かず、單に宣教師をして事を議せしめたり、宣教師は尼布楚に赴き、清國公使は雅克薩城を得ざれば満足せざる旨を兀老尹に通せり、
 廿六日、兀老尹使を清國公使に遣はす、索額圖は地圖を開き、其最後に採定せし國境線を示せり、兀老尹は依然前説を主張して止まず、
 翌廿七日、露國公使最後の書^書を清國公使に送り、尙ほ雅克薩城及び附近の地を要求せり、清國公使は之れを見て會議を開き、露國との談判を中止し、尼布楚を圍み、附近の韃靼人を煽動して、叛旗を擧げしめ、且つ軍隊を派して河を下り、雅克薩城を抜かしむることを議決す、露軍亦防禦の策を講じ、尼布楚城を固め、且柵を以て全市を周らす、然れども、兩國の談判にして、全然不調とならんには、露は雅克薩を失ひ、清國公使等は北京に於ける彼等の待遇の一變せんとするの恐あり、是を以て露の一通譯官、清國公使の營に來り、新たに商議を開かんことを請ひしとき、清國公使は之れを快諾し、宣教師シエルビョンを兀老尹の許に遣はし、豫備條約を締結せしめたり、
 廿八日、露國公使は兩帝國間の自由貿易を保護すべき一項を右條約に附加せ

尼布楚條約の調印成る

んことを請求せり、然れども、清國公使の拒絶する所となれり、

廿九日、兩國公使は遂に其國語を以て記せる條約書に、羅甸語の譯文を添へ、調印をなして互に之れを交換せり、左に擧ぐるものは即其大意なり、

兩國公使は、兩帝國間の總ての不快の原因を除去し、永遠の平和を維持し、且兩國の境界を定めんため、尼布楚の會議に於て左の條目に同意す、

第一條

兩帝國はシオル河附近にして、黒龍江に注入するケルベチ河ケルベチ河、
 人之なウルオン河ウルオン河と稱す、及びケルベチ河の源より東部海岸に亘れる斯塔諾威山脈を以て其界となし、山南黒龍江に注ぐ、溪河地方は凡て清國に屬し、山北の地は露國之れを領す、但同山頂及ウド河間の地は兩國公使各々本國に歸り、本國政府の訓令を受くる迄之れを其儘になし置くこと、

第二條

尙アルケン河を以て界とし、同河南の地を以て清國に、河北の地を以て露國に屬せしめ、現時アルケン河の南方にある民家は、之れを河北の地に移すこと、

第三條

露人の築きし雅克薩城は之れを破壊し、其地に住する露國皇帝の住民は、其財産を以て露領内に轉徙し、如何なる理由あるも、兩帝國の獵夫は其國境を出でざること、若し數名の者狩獵又は窃盜の日

的を以て國境を越ゆることあらば、之れを逮捕し、最寄の帝國官吏に引渡し、之れを處分せしむること、

然れども十名乃至十五名の武裝せし徒が、狩獵又は掠奪の目的を以て國境を越ゆる場合、或は人民の殺害せらるゝ場合は、之れを兩國に通知し、罪人は之れを死刑に處し、如何なる理由あるも、私徒のなせし不法行為の爲め、兩國は兵を動かさざること、

第四條 從來兩國間に起れる葛藤は凡て之れを忘却すること、

第五條 此條約の日附以後双方共に逃亡者を庇護せず、之れを逮捕し、最寄の官吏に引渡すこと、

第六條 現時清國に在る露國臣民又は現時露國に在る清國民は其所在に止まることを得、

第七條 兩帝國臣民にして旅行券を携帯する者は、一帝國より他の帝國に行き、任意に貿易を營むことを得、

兩國公使は右條約書に調印して之れを交換し、滿、漢、蒙古、羅甸、露西亞五体の文字を以て記せる石碑を兩國間の疆界に建設し、以て兩國永遠の和親を表章すべし、

是に於て兩國公使は贈品を交換し、清國公使索額圖は時辰鏡、望遠鏡、銀盤及銀

壺等を得、他の者は懷中時計、鏡及劔等、兀老尹は黑章の鞍馬飾、金杯二個、絹卅二卷等を得、其一行亦同種の贈品を受領せり、

八月廿九日、水陸の清軍、尼布楚を去れり、雅克薩城に關する條文は直ちに履行せられ、ベイトンは城兵と共に尼布楚に歸り、清軍は即ち之れを毀てり、千六百九十年春、從前アルグンの右岸にありしアルグンスコイ寨を其左岸に移せり、兀老尹は尼布楚を發するに先ち、大に其防備を嚴にし、大砲を据ゑ、尼布楚、セレンギンスク、ウヂンスクの各地の防備を嚴にし、モスクバに歸りて、貴族に列せられ、且總督樞官に補せられたり、

當時清國の勢力は露國を凌ぎ、嘗て露人が萬難を排して經營せし黑龍江の地は、一旦其手に歸し、一時露國の跋扈を阻止することを得たり、

第九章 尼布楚條約後の黑龍江

第一 露清國境

露清兩帝國間の疆界は、表面上、尼布楚の條約により嚴密に規定せられしもの

、如し、然れども翻つて此等國境地方の住民は兩國の中果して何々に隸屬するやを考ふれば、容易に首肯し難きものあるを見るべし、抑も清國が貫徹せし唯一の目的は、黒龍江流域の航海權を清國の手に收むるにありたり、條約の規定せし國境に沿ふて住する露領通古斯人、清領通古斯人は共に、ヤクツ山 (Yakutsk) に於て獵業に従事し、露國政府の貢物として得る所の毛皮は、實に皆條約の規定せし清國領土より獲たるものなり、然れども清人自身は事實上條約文が嚴密に履行せらるゝや否やに注意せざりしものゝ如し、界碑を其正當なる限界より遙か以南の地、即ちギリウイ及ゼーヤ兩河の會點ナラ河 (Zaire) シリムシ河 (Silingi) ニヤン河 (Niman) 及ビブレイヤ河 (Bureya) に建設せり、極東の界標はウド (Uda) 及ビツグル (Tugur) 兩河間の分水界にあり、之れが爲めに清國が正當に享受し得べき二萬三千哩の地域を放棄して顧みざりき、之れ全く直接界標建設の任に當りし清國官吏の怠慢によれども、抑もまた清國の方針が、單に黒龍江の船路を露人より奪ふにありしに原因せりと云はざるべからず、後に至りて清國が永く此地方を失ふに至りしも、當時已に之れが遠因をなすと云ふも、決して過言にあらざるべし。

露人ユーシ
ンチオンガ
ルに使用す

プシキン (Pushkin) が尼布楚將軍たりしとき、(千七百九十三年) 清國の一逃亡者上ゴルビツァ (Gorbiza) 河に來り、露人の人の保護を受けて此地に住居せり、此逃亡者はもと雅克薩城に於て露人と共に生活せしが、一旦捕はれて、再び逃れしものなり、清人は之れを聞き、逃亡者を引渡さんことを請求せり、尼布楚將軍乃ち哈薩克兵數名を派遣し、捕へて之れを清人に還附せり、逃亡者はゴルビツァ河は兩帝國間の境界を成せるを以て、清國の領土を越えしものにあらざること、を辨じ、其罪を許され、翌年清國官吏を導きて、上ゴルビツァ河に來り、此地に界碑を建設せしめたり。

是れよりさき千六百九十一年トボルスク將軍、露人ユーシンをして喀爾喀地方に屯せる準噶爾汗、噶爾丹の許に使せしむ、ユーシン乃ちトボルスクを發し、イルクーツクに至りしに、準噶爾汗己に喀爾喀を去りたるを以て、ユーシンは其跡を追ひ、千六百九十三年遂に準噶爾汗の許に達し、三度汗に謁し、噶爾丹の臣民をして、露國に對し雅模、晒湖邊に於て紛議を起すことなからしむること、且つ準噶爾汗は露國に服従せるキルギス人及ビトクバ人に對して、毛皮税を徵收せしむ可からざること、又噶達塞台吉は既に露國皇帝に歸從せし者なれ

イズブラン
チデス北京
に使す

ば、準噶爾汗之れを左右すること能はざること等を以てせしに、噶爾丹は其臣民に對して騷亂を教唆するものにあらざること、又露國臣民の此國に逃走する者あらば、捕へて之れを露國に還附し、自國の臣民にして露國に逃走する者あらば、露國も亦捕へて之れを自國に還附すべきこと、且露國若し雅克薩城を恢復するに意あらば、汗必ず之れを援助すべきことを以て之れに答へたり。千六百九十二年露國はイズブランチデスを北京に遣はし、滿洲各都府の開放、及び露國より商隊を北京に遣はすことの兩條を、清國政府に請求せしむ、イズブランチデスはモスクバを發し、チツクウアヤ河を航行し、千六百九十三年、秋、額爾古涅河に出で、齊々哈爾者を経て、遂に北京に達せり、清帝厚く之れを待遇し、露國が先きに準噶爾汗を援けざりしを嘉し、其要求を採用せり、翌年イズブランチデス北京を去り、其年の夏、額爾古納河岸に着し、翌年初モスクバに達して、露帝に復命せり、之れより先、露國の使節は皆物品を携帶して北京に到り、貿易せし者なきにあらざりしも、例規を立て、貿易せしは、此年より始まる、又露清の疆界に於ける貿易は、喀爾喀の各部に於てのみ行ひしが、準噶爾汗亡びし後、喀爾喀の各部は清國に附屬し、露清始めて接壤するに至り、瓦布條約の必要

イスマイル
北京に使す

を惹起せり、

千七百一年準噶爾汗の使、方物を齎し、モスクバに至り、前の噶爾丹汗は卒し、聖祖の爲めに破られ、其姪策妄阿拉布坦汗之れに代れることを報せり、翌年トボルス將軍、使を準噶爾汗に遣はし、嚮きにキルギス人及びカルムク人が庫斯乃資克地方を剽掠せし事件に關する要求をなし、又隊商を準噶爾汗より送致せんことを請求せり、

ペテロ(Peter)大帝イスマイルを使節となし、國書を齎して、清國北京に至り、通商を請はしむ、千七百二十一年イスマイル北京に達し、清帝に謁して、來意を通せり、清帝禮を厚くして之れを受け、通商のことを許可せり、イスマイル北京を出發するに臨み、ドラランシツを留めて北京駐紮露國公使となし、清國と條約改正のことを議せしむ、ドラランシツ屢々清廷に請求せしも、遂に其目的を達せざりき、

千七百二十七年露帝カタリナ一世(Catharina I.)はラグシンスキー(Vladislavich Ruginsky)を北京に遣はし、條約改正のことを清廷に要求せしむ、清帝遂に之れを容れ、外蒙古の郡王策凌、内大臣四格、侍郎圖理琛等を外バイカルの布拉河上

ラグシンス
キー北京に
使す

恰克圖條約
成る

に派遣せり、八月ラグジンスキー清國の使節と會見し、翌千七百二十八年兩國政府の批准を経たり、之れを布拉條約又は恰克圖(Richthofen)條約と稱す、此條約により逃亡者は兩國共に搜索して之れを還附し、恰克圖河岸に貿易場を開始し、恰克圖よりアルゲン河岸に至る疆界を定め、通商貿易の規則を改正し、北京の露國僧侶に給與すべきことを定めたり、此會見に於て清國公使は別にオホーツク海附近の國境を定めんことを要求せしも終に纏まらずして終れり、清國官吏は毎年夏五隻の船に分乘して、黒龍江を溯り、ストレルカ村に出で、中二隻は此地の界碑の所在に止まり、他の船は尙前進し、シルカ河を溯り、ゴルビツア河に至り、此地の露國官吏と贈品を交換し、之れより馬を備ひて、同河口より約二十哩にある界標の地に達せり、

一行はストレルカ村に歸りて、アルゲン河を下り、此地に來れる分遣隊の到着を待ち、其間哈薩克人と物品を貿易し、二手に分れて、アルゲン河を視察せり、其一手は齊々哈爾を發して、アルゲン河の露領に入れる地點に進み、同河を下りて、オロチ(Oloch)部落に出で、北部落に於て、墨爾根(Mergen)より來れる約廿名の第二隊と會し、更に黒龍江を溯りて來れる大部隊に合し、全隊は黒龍江を下れ

り、ギル及精奇里兩河の會點にある界標は毎三年、ブレヤ河地方の界標は毎年之れを巡視せり、

今左に界碑の文を掲ぐ、

大清國遣大臣與俄羅斯議定邊界之碑

- 一、將由北流入黒龍江之綽爾諾即烏倫穆河相近吉爾巴齊河爲界、循此河上流不毛之地、有石界與安、以至於海、凡山南一帶之溪河、盡屬俄羅斯、
- 一、將流入黒龍江之額爾古訥河爲界、河之南岸屬於中國、河之北岸屬於俄羅斯、其南岸之墨爾壘河口所有俄羅斯房舍、遷徙北岸、
- 一、將雅克薩地方俄羅斯所修之城、盡行除毀、雅克薩所居俄羅斯人民、及諸物用盡行撤往察罕汗之地、
- 一、凡獵戶人等斷不許越界、如有一二小人擅自越界、捕獵偷盜者、即行擒拏、送各地方該管官、該管官照所犯輕重懲處、或十人或十五人相聚、持械捕獲殺人搶探者、必奏聞、即行正法、不以小故阻壞大事、仍與中國和好毋起爭端、
- 一、從前一切舊事不議外、中國所有俄羅斯之人及俄羅斯所有中國之人仍留不必遣還、

- 一、今既永相和好、以後一切行旅、有准令往來文票者、許其貿易不禁、
- 一、和好會盟之後、有逃亡者、不許收留、即行遣還、

第二 清領時代の黒龍江

吾人は轉じて尼布楚條約以後、黒龍江地方に於ける清人の消息に移らんとす、黒龍江の左岸にある愛琿は千六百八十三年清國始めて之れを占領せり、然れども翌年を以て三哩下流同河の右岸に移され、新設黒龍江省の首府となり、平和以後同省の首府は嫩河岸の墨爾根城に、千七百年再び齊々哈爾に移されたり、黒龍江省は吉林省と共に奉天府に隸屬せり、其行政制度は支那本部の各省とは異にして、軍政的性質を有し、其の將軍は齊々哈爾に駐在せり、千八百十八年黒龍江省及吉林省に於ける軍備は左の如し、

黒龍江省 將校二百三十八名 卒一萬四百三十一名

吉林省 將校三百二十三名 卒一萬二千八百五十二名

其他吉林、伯都訥、愛琿及び齊々哈爾等には兵船を排置し、其將校十八名、水夫千八百二十二名に達せり、軍隊は多く馬隊にして、其他松花江及其支流沿岸には

土人の組織せる約五萬四千人の義勇軍屯營せり、歲入は種々の財源より來り、千八百十一年に於ける吉林省の歲入は總計二萬七千七百八十四磅に達せり、

當時漢人及滿洲人の數三十萬七千七百八十一名、開墾地の面積八十七萬一千八百九十六畝に達し、各郷に付毎年約六片半の租税を拂へり、又遊牧民は其度約一萬二千名にして、其負擔額は比較的に重きが如く、黒龍江省にありては毛皮税四千四百九十七枚、其時價六千七百四十六磅、地租五百五十七磅を拂へり、此遊牧種族の貢物は清國官吏黒龍江を下り來りて之れを徵發せり、

清國政府は黒龍江地方を封鎖し、清人の滿洲に殖住するを禁せし已ならず、土人と雖も、松花江の三姓城を越るを許さず、且黒龍江地方の貿易は之れを十名の商人にのみ特許せり、

然れども其實多數の商人は賄賂を地方官に送り、前記の商人を同一の特許を得て、黒龍江地方の貿易に従事せり、

千八百二十年松花江の三姓以上の地方に關する移民制限法は解除せられ、且國有地を拂ひ下げたり、是に於て清國人は群をなして移住し、新たに邑を建て、

人口亦頗に増加せり、此等の移民は多く回々教徒にして、所々に禮拜堂を建立し、土人は次第に新來の移民に感化せられ、其服裝、風習及言語は漸く彼等に接近し來れり、
以上は吉林及黒龍江兩省の南部に關せるものにして、黒龍江流域の移民は之れを嚴禁せること従前と異ならざりき、

第十章 黒龍江の近世史

尼布楚の條約により露國は全く黒龍江地方に對する權利を放棄し、以後清國は全河を封鎖して、其航路を杜絶せしめたり、ペテロ一世幼時此事を聞き、爾後西比利亞境界の事を忘るゝ能はず、曾て曰く、我露人は早晚必ず黒龍江口太平洋に面する所に我都府を建設せざる可からずと、然れども帝の在世間には其志を遂ぐるを得ず、千七百廿五年帝は雄圖を齎して崩せり、女帝エカタリナ二世も亦黒龍江地方に注意すること淺からず、嘗て云ふ、黒龍江をして單に勘察加(Kantchanka)に通ずるの道路たらしむるも、露國は必らず之を領せざる可からずと、帝此の目的を達する爲めに、大ひに清廷の意を動かすことを務めたりと云ふ、

之れを要するに黒龍江地方は尼布楚條約後幾許ならずして、大に露國の注意を引くに至たるものにして、以下順を追ふて此事を叙述せんと欲す、
千七百四十五年勘察加半島の露人、露國政府に建白して曰く、近年露人の勘察

カムチアツ

カ
の
土
人
露
國
政
府
に
建
白
す

ミ
エ
ト
レ
フ

ヤ
ー
コ
フ

加地方に來るもの年を追ふて増加し従つて糧食も亦欠乏せり然るに之れをヤクーツク地方より送致するは甚だ不便なるを以て、黒龍江を恢復し、其水路を利用せざる可からず、而して之れを恢復せんとするには、道を外バイカルに取らずして、海路黒龍江を溯らば容易に之れに達するを得べしと、

千七百五十三年西北利亞の知事ミエトレフ(Miyeleff)始めて黒龍江の水路を探求することに着手せり、之れより先き露國政府ミエトレフをして、オホーツク及カムチャツカの地方に對する需用供給の爲め、便宜の方法を研究せしむ、ミエトレフは黒龍江を利用し、以て運輸の便を計らんことを復命し、本國政府は此議を容れ使を北京に派し、黒龍江航通の許可を請へり、是に於てミエトレフはセレンギンスク岩の司令官ヤーコフと相議し、ヤーコフの部下陸軍中尉ブラソフを派遣し、黒龍江の流域を探見せしめたり、

超えて千七百五十六年秋、セレンギンスク岩司令官ヤーコフは、黒龍江の問題に關して、其意見を本國元老院に上申して曰く、

黒龍江に通航を開かんとするには、平和的に之れを清國に要求するは策のたるものにあらず、之れを清國に秘し、先づセレンギンスク及び尼布楚の兩

カ
タ
リ
ナ
二
世

所に倉庫を建て、糧食を貯蓄し、又た本國の軍隊及び大砲を輸送し準備成りし後に於て、清國に之れを要求せば事成るべく、清國若し之れを拒まば、黒龍江岸に城壘を築き、此地を防禦せば、清國は復如何とも爲す能はざるべし云々、

然れどもヤーコフの意見は終に實行せられずして終れり、

千七百七十五年、露帝カタリナ二世西北利亞地方官に命じ、一隊の哈薩克兵をラヂスクよりアムゲン河岸に派遣し、黒龍江附近に植民せしめ、黒龍江の淺深を測量し、黒龍江にして船舶の通航し得らるれば、之れを占領すべきことを以てせり、後二年を経、千七百七十七年(清の乾隆四十二年)西北利亞地方官は前記カタリナ二世の命令を實行する爲め、哈薩克兵三十名をウヂスクよりアムゲン河地方に派遣せり、其報北京に達するや、清帝乃ち使を遣はし、之れを詰責して曰く、露國若し妄りに疆界未定の地を侵略するあらば、清國は斷然恰克圖チヤクトゥの貿易を杜絶すべしと、是に於て露國は軍を外バイカルに派遣して、其兵備を強大にし、清國に示威して、而る後に恰克圖貿易を繼續せしむるか、然らざれば、黒龍江を恢復するを止め、以て清國の要求に従ふ可きかの二者、其一を選ばざる可らず、而

ニカストリ

ラベルズ

も軍隊を派遣するには多くの費用を要するを以て、遂に黒龍江を恢復するの
舉を中止するに至れり、

クルゼン
ステルン
ホウスト
フ
伴大に上陸
す

千七百八十三年佛國政府はラベルズをして、黒龍江口を探究せしむ、ラベル
ーズは韃靼海峡を北進し、一海湾を發見し、當時の佛國海軍卿デカストリの名
を之れに附し、海岸に上陸して、土人に會して、歸り、樺太島の北部及び黒龍江口
の記事を著はせり、
千八百五年クルゼンステルン (Krisenstern) 樺太島の南端なるアニワ (Aniwa) 灣を
占領せんことを申請せり、然れども眞に同灣を侵せしは、露國陸軍中尉ホウス
トフ (Hovstov) なり、千八百六年秋、同氏はアニワ灣に上陸し、一人の小兒を捕へて
幌古丹に走り、翌朝兵士を率ゐて上陸し、我守衛所に至り、其成卒四名を捕へ、倉
庫を掠奪し、火を諸所に放ち、アニワ灣を占領し、居ること數日にして、遂に同灣
を去り、歸途勘察加に至り、千八百七年カムチアツカの一港を發し、千島に向ひ、
擇提島に上陸して、五名の成兵を捕へ、火を民家に放ち、倉庫を掠奪せり、二日を
經て、同島の舍那に向ひ、水夫及び銃手廿餘名を率ゐて上陸せしが、津輕及び南
部の成兵に撃退られ、翌日再び上陸し、火を放ちて守衛所を燒き、本船に歸れり、

兀老尹

之れより國後に赴きしも、我備ある見て遂に上陸せず、轉じて樺太島を侵し、進
みて利尻を侵して、我萬春船を燒き、先きに樺太島及擇提島に於て捕へたる我
成兵八名を放還し、一書を附して松前奉行に贈り、和親互市を請へり、然るに我
に於ては之れに答へざりしを以て、ホウストフ遂にカムチアツカに歸れり、然
れども猥りに隣邦を掠めしが故に、露國政府之れを懲罰せり、
是れより先き露國政府伯爵兀老尹に命じ、北京に使し、黒龍江の自由航行等を
請はしむ、其隨行員二百四十二人と共に庫倫に着し、來意を告げ、蒙古を経て、北
京に到らんとせり、清國官吏は其隨行員の數多きに過ぐるを以て、之れを七十
名に減せんとす、兀老尹之れに抗辨し、其問答の爲めに二箇月を費やし、清國政
府は遂に二十四時間内に庫倫を退去することを兀老尹に命せり、是れにより
て見れば、當時清國の勢力猶露國を凌ぎ、能く其邊境を保つを得たりしや、明か
なり、

コルニロフ
シエメリン

イルクツク知事コルニロフ (Kornilov) は黒龍江の砲艦隊を組織し、以て清國を威
壓せんとを露國政府に建言せり、千八百十六年露米商會のシエメリン (Shemelin)
は、更に露國が黒龍江を再び占領することの有利なるを説けり、氏の言によれ

ば毎年太平洋に於ける殖民地に必要な糧食を輸送せんには、一萬四千頭乃至一萬五千頭の駄馬を要す、而して各々六百六十哩の輸送は百二十封毎に五十八志乃至七十七志を要す、従つて湖察加に於ける花は百二十封につき三十六界の高價を保てりと云ふ、

ミッドランド

千八百四十四年ミッドランドルン(Midland)尼布楚條約の定むる國境地方を行せり、氏の此行たる政治上何等の意味ありしにあらざりしも、之れにより黒龍江地方に對して、大に本國の注意を引き、當時露國の新聞紙も亦各國政府の機關及び露人の黒龍江地方の探検事業に就きて掲載する所ありき、

ムラビヨフ

千八百四十七年ムラビヨフ(Nikolas Muraviev)東部西比利亞總督となりしとき、バガノフ(Vaganof)に四騎の哈薩克兵を附し、黒龍江探検の途に上らしむ、此一行は千八百四十八年春、ストレルカ村を發せり、然れども一行期を過ぎて歸らず、百方搜索するも更に其消息を知ることなし、是に於てムラビヨフは清國に照會して曰く、我士官一名の兵士と共に、官金及兵器を窃取して貴國の境に逃れ入り、貴國若し之れを捕へられしならば、乞ふ我に致さんことをと、此の如き照會は何の効もなく、此一行の生死は遂に知る可からざるに至れり、ムラビヨフ

ネビルスコイ

は次にオホーツク海沿岸、及黒龍江口探検の命を發し、千八百四十八年船長ネビルスコイ(Neviskoi)バイカル湖のクコンスタット(Kronstadt)を發し、翌年韃靼海峡に向て航進し、遂に之れを通過して樺太島は全く陸地に接せず、斷然一島なることを證明せり、然るに此報のペテルブルグに到るや、之れを信するもの少く、殊に外務大臣テッセリロド及び露米商會長海軍大將ウランゲリの如きは頗る之れを疑惑せり、

ガブリロフ

是れより先き千八百四十六年海軍士官ガブリロフ(Gavriof)なるものコンスタンチと稱するブリク形の船に乗じ、黒龍江口を探検し、進で上流に向ひしが、此船水勢と逆風との抵抗によりて、河を遡ること僅かに八十四里にして歸れり、氏の報ずる所によるに、此河北より南に向て航行する間は、水稍深く、帆船の吃水十六呎以下のものにては、之を遡ること非常の困難なり、又これより上流は帆船を用ふること能はず、吃水五呎以下の汽船にて水深を測量しつゝ、進まざる可からず、又此河口より北の方は狭くして、且曲れる急流を航過して、オホーツク海に出でんこと、到底人力の及ぶ所にあらずと、此の如き誤謬の報告により、一時露廷をして黒龍江口の探検の如きは不必要に屬し、寧ろオホーツク海

露土開戦の
報東方に達す

五月軍艦オリッサ號入港し、露土戦争の現況を報じ、七月一日軍艦アウロラ號は南米ペルー國のカリアオ港より、英佛艦隊の襲撃を避けて入港せり、其後オリッサ號は黒龍江に向つて發航し、アウロラ號よりは水夫四百名を上陸せしむ、此際米國の商船も亦入港し、英佛兩國の土耳其を援け、露國と開戦せしことを報ず、八月二十九日英佛の聯合艦隊ペトロパフロフスク港を襲撃せり、其聯合艦隊は左の如し。

英吉利

- プレジデント (President).....砲五十門.....水師提督アリス
- ピク (Pique).....砲四十門
- ビラゴ (Virago).....砲六門
- オブリガド (Obligado).....砲十二門
- フォルテ (Forte).....砲六十門.....水師提督フエアアリエーデホア
- ニ (Febvrier Despointes)
- エウリナーメ (Eurydice).....砲二十二門

佛蘭西

露東地の防備

六艦合して一百九十門の砲を有し、其總乗組員約二千名に及べり、翻つて當時黒龍江地方に於ける露軍の排置を見るに、其勢力微々として振はず、アニア港の根據地ムラビヨフは之れを放棄し、其守兵は黒龍江に向ひしを

聯合艦隊ハ
トロパフ
フスクを改
撃す

以つて、再び日本の領有する所となり、バラクータ灣のコンスタンチノフスク (Konstantinovsk) には數名の守備兵のありしのみ、カストロイ灣のアレキサンドロフスク (Alexandrovsk) の如きは、已に一兵を止めず、黒龍江に於ては、ニコライエフスク及びマリインスクのみ、露人の手にありたり、然れども其守兵は兩地を合算するも、一千名に出でざりき、露國兵の集中せし所はペトロパフロフスクにして、オリブツ號は之れが援兵をカストロイ灣より輸送せり、露國の海軍力も亦陸兵と同じく、甚だ微弱にして、軍艦デアナは伊豆下田港にあり、バラス號はバラクータ灣にあり、ペトロパフロフスクにはアウロラ號、ヅビナ號、運送船バイカル號 (Baikal) 及イルチシ號 (Irish) 等あり、露米商會の兩桅船オホーツク (Okhotsk) は、アーマン (Aman) にありしが、後ち修繕の爲め此地を去れり、同商會所屬の船舶は、他にコンスタンチン (Constantin) ツルコ (Turko) コヂアク (Kodiak) メンシコフ (Menshikov) 等はオホーツク海を遊せしも、毫も武器を有せざりき、聯合艦隊は英國水師提督ブリース (Pike) の監督の下に、ペトロパフロフスクに入港し、砲臺に迫りて、之れを砲撃せり、砲臺亦砲火を以て應戦に勉め、先づシグナル岬の第一砲臺を撃破し、勝に乗じて第四砲臺に向ひ、陸戦隊を派し、水陸よ

オルロフ

のアーヤン港を以て満足することを思はしむるに至れり、露米商會のオルロフ(Orloff)は一隻の短艇に乗じ、黒龍江探検に向ひ、チアストニア灣を發見し、此地に冬營の目的を以て、ペトロフスコイ(Petrovskoi)を建設せり、然れども此驛の位置たる船舶の接近し難きを以て、遂に之れを放棄するに至れり、

ニコライエフ
マリス
ク

千八百五十年オルロフは黒龍江口に入れり、當時露人は大軍を以て此地に向つて進行しつゝ、ありどの風説、専ら土人間に喧傳せらる、オルロフは短艇に乗じて黒龍江を溯り、千八百五十一年船長チビルスコイは、露米商會の根據地として、ニコライエフスク(Nikolayevsk)及びマリインスク(Marinisk)を建設せり、此の如くして露國は遂に黒龍江の下流に一根據地を有するに至れり、翌千八百五十二年黒龍江地方に於ては、毫も見ゆる可き進歩もなく、千島群島の得撫島を永久占領すべき目的を以て、一分遣隊を派遣せしことありしも、亦遂に成功せざりき、唯バシナクが(Bashnak)日本海々岸にバラクータ(Barncoite)灣を發見せしのみは特筆す可きか、

イノケンチ
ウス

千八百五十二年僧正イノケンチウス(Innocentius)はヤクーツク地方の總督とな

バラクータ
灣の發見

イノケンチウスは心を黒龍江地方の將來に用ふることを、茲に十餘年、嘗て曰く露國が黒龍江を領す可きの時期は果して何れの時にあるか、我若し黒龍江を領せずんば、黒龍江は何人の手に歸すべきか、若し英人或は米人等の領する所とならば、此質樸敦厚なる土人の運命は如何ならん、而して如何せば神慮に合することを得べきかと、即ち氏はヤクーツクにありと雖も、常に黒龍江邊の事業に注意すること尋常ならざりき、

れり、

プーチアチ

コルサコフ

千八百五十三年秋、パラス(Pallas)オリブツキー(Olivtun)ボストク(Vostok)メンシコフ(Menshikov)等の軍艦を率ゐて、日本に滞在せし水師提督プーチアチン(Putin)は軍艦ボストク(Vostok)號の船長リムスキークルサコン(Rinsky-Korsakof)を黒龍江に派遣せり、此地に於て、コルサコフは冬季を送れり、同年十月ブッセ(Busse)は百五十名を率ゐて、アニワ港を占領し、此地にムラビヨフの根據地を建設し、更に一小分遣隊を樺太島の西岸ツィ(D)に送り、千八百五十四年三月、ペテルブルグの通信ペトロパフロフスク(Petropavlovsk)港に達し、露土間の開戦を報せり、該港は直ちに防禦の備をなし、砲臺を建築せり、

露土開戦の
報東方に達す

五月軍艦オリッサ号入港し、露土戦争の現況を報じ、七月一日軍艦アウロラ号は南米ペルー國のカリアオ港より英佛艦隊の襲撃を避けて入港せり、其後オリッサ号は黒龍江に向つて發航し、アウロラ号よりは水夫四百名を上陸せしむ、此際米國の商船も亦入港し、英佛兩國の土耳其を援け、露國と開戦せしことを報ず、八月二十九日英佛の聯合艦隊ペトロパフロフスク港を襲撃せり、其聯合艦隊は左の如し。

英吉利

- プレジデント (President).....砲五十門.....水師提督プリース
- ピク (Pique).....砲四十門
- ビラゴ (Virago).....砲六門
- オブリガド (Obigado).....砲十二門

佛蘭西

- フォルト (Forte).....砲六十門.....水師提督フェブリエーデギア
- ニ (Febrier Despointes)
- エウリダース (Euridice).....砲二十二門

露東地の防

六艦合して一百九十門の砲を有し、其總乗組員約二千名に及べり、翻つて當時黒龍江地方に於ける露軍の排置を見るに、其勢力微々として振はず、アニアフ港の根據地ムラビヨフは之れを放棄し、其守兵は黒龍江に向ひしを

聯合艦隊ハ
トロパフス
クを攻
撃す

以つて、再び日本の領有する所となり、バラクータ灣のコンスタンチノフスク (Konstantinovsk) には數名の守備兵のありしのみ、カストロイ灣のアレキサンドロフスク (Alexandrovsk) の如きは、已に一兵を止めず、黒龍江に於ては、ニコライエ合算するも、一千名に出でざりき、露國兵の集中せし所はペトロパフロフスクにして、オリブツ號は之れが援兵をカストロイ灣より輸送せり、露國の海軍力も亦陸兵と同じく、甚だ微弱にして、軍艦デアナは伊豆下田港にあり、バラス號はバラクータ灣にあり、ペトロパフロフスクにはアウロラ號、ヅビナ號、運送船バイカル號 (Baikal)、及イルチシ號 (Irish) 等あり、露米商會の兩桅船オホーツク (Okhotsk) は、アーマン (Aman) にありしが、後ち修繕の爲め此地を去れり、同商會所屬の船舶は、他にコンスタンチン (Constantin)、メンコ (Menshiko)、コチアク (Kodiak)、メンシコフ (Menshiko) 等はオホーツク海を遊べせしも、毫も武器を有せざりき、聯合艦隊は英國水師提督プリース (Pierce) の監督の下に、ペトロパフロフスクに入港し、砲臺に迫りて、之れを砲撃せり、砲臺亦砲火を以て應戦に勉め、先づシグナル岬の第一砲臺を撃破し、勝に乗じて第四砲臺に向ひ、陸戰隊を派し、水陸よ

り之れを攻撃し、遂に之れを陥落せり、進んで聯合艦隊は第二砲臺を攻撃せり、然れども容易に之れを占領する能はざるを以て、先づ其側防禦を除かんとし、英國の旗艦は第三砲臺に、佛國の旗艦は第六砲臺に向へり、第三砲臺に向ひし英國の旗艦砲は、臺と砲火を交へしが、遂に橋頭を撃破せられ、國旗は倒れ、又敵兵の舢舨を砲撃して上陸せんとせし兵は沈没せしめられたり、然れども露兵も亦死傷多く、砲臺は破壊し、其司令官は重傷を負ひしを以て、遂に守兵を撤して退去し、第六砲臺も佛國旗艦の陥る所となる、之れより聯合艦隊はニコリスク山の第七砲臺に向へり、聯合艦隊の陸戦隊はニコリスク山に登り、其北部に集合し、分けて二となり、一は湖畔に向ひ、一は山背に出でんとす、此時聯合艦隊は五隻の舢舨に上陸兵を載せ來りて、ニコリスク山の兵を援けしめ、又露國の軍艦を襲撃せんとし、第四砲臺に近づきしが、露國砲臺の砲撃を蒙り、遂に退去せり、砲臺の露國指令官は、敵の陸戦隊が第七砲臺に逼らんとするを見て、部下の狙撃兵を集合し、之れを防禦し、且つ露國の軍艦よりも水兵を上陸せしめ、山上の敵を拂はしむ、山上の敵は即て第七砲臺を攻撃し、砲臺の兵亦防戦最も勉め、遂に突撃して敵兵を退けたり、是れより先き、英國水師提督ブリースは自

アラビヨフ

殺せしを以て、聯合艦隊は九月八日錨を揚げて退去せり、英の艦隊は之れよりバンクーバー (Vancouver) に、佛の艦隊はカリフォルニア (California) に赴けり、水師提督ブリース (Bruce) フォールニシオン (Fouquier) は各々水師提督ブリース、フェブリエーデポアントの後を襲へり、然れ雖、ニシオンは翌年三月五日を以て没せり、本國にては更に援兵を派遣すべきとを約し、且ベトロポフコフスクを占領すべきを命せり、同港の露軍も亦カストリー灣よりオリブツ、及びコヂアク (Kodak 當時カムチャツカの西岸ホルシエレンに漂泊し居たり) の來援を得、且砲臺を修理して、一層之れを強國ならしめたり、然れども三月十七日に至り、同所を放棄すべしとの命ベテルブルグより到達せり、乃ち彼等は千八百五十五年四月十七日、大砲、軍需品を船に積み、同地を退去し、カストリー灣に赴けり、千八百五十四年は黒龍江の歴史に於て最も注目すべき時なり、之れ露國が東方西比利亞總督ムラビヨフの統率の下に、始めて軍事的遠征を企てしに由り、當時露國が太平洋に浮ぶる所の軍艦は、バラスヂアナ (Diana) アウロラ (Aurora) の三艦及數隻の小艦にして、歐洲の平和は已に破裂せしが故に、此等の軍艦は

其糧食の供給を杜絶せらるゝの恐ありたり、加之、極東の露國殖民地は、従前の如く外國の供給を仰ぐを得ざりき、其唯一の救濟手段としては、西比利亞より黒龍江を下りて、此等に要する糧食を輸送するにあるのみ、於是、總督ムラビヨフは外バイカル地方より黒龍江に由りて、東方と陸上連絡を通ずることの必要を具して、之れを露帝に進奏せり、露國は乃ち清廷に請ふに、全權使節を派遣して、新たに境界談判を開かんことを以てせしも、清廷は急に之れに應せず、露帝に答ふるに、尙ほ溫暖の季を待ちて、談判を開始すべきことを以てせり、露帝は已にムラビヨフの奏請を裁可し、ムラビヨフをして、黒龍江遠征の途に上らしむ、然れども露帝はムラビヨフに諭して曰く、小心途にあり、謹で清人と事端を開くなかれど、千八百五十四年ムラビエフは露都ペテルブルグを發して、西比利亞に向ひへり、全西比利亞の露人等此報を聞くや、歡喜踊躍せざるはなし、是れ實に一百六十年前より翹首して止まざりしことなればなり、此頃僧正イノケンチウスは黒龍江地方を巡視し、其子亦已に此地方にありて布教に従軍せり、イノケンチウスは其土人等の漸く聖教の化に歸するを見、復ヤクローツクに歸りきと云ふ、

ムラビヨフ
露都を出發

五月七日ムラビヨフの一行は、シルカ製作所に到着せり、此時黒龍江は已に悉く解氷したり、同シルカ製作場はシルカ河岸にあり、始め銀及び鉛を鎔解する爲めに建設せられ、次で硝子製造所となり、遂に汽船製造所となりたるなり、此時シルカ河上には、此行に用ゐらるゝ新造汽船アルゲン號(Algen)横はり、河の左に沿ふて許多の舟筏を連れ、穀類、肉類、酒類、其他道途に要する所の物品を積込み、此製造所より黒龍江口に至るに航路、三千里の概算にして、一行の人員八百名、汽船の外に四十八隻の船、廿九艘の小舟あり、アルゲン號の馬力は六十にして、其船体は常製作場の製作に係り、汽關は西比利亞のベトロフスク(Петровск)にて製せしものなり、一行の中には露國地理學協會の西比利亞支部の派出員ヘルミキン(Permikin)、アノゾフ(Anosof)、及びゲルストフェルト(Gerstfeldt)等加はり居たりき、

五月十四日ムラビヨフは一行の出發を命せり、此日天氣晴朗、午後四時一發の號砲を以て、ムラビヨフは其隨行員と共に乗船せり、一隊の水軍は全長二里に亘り、列を正して進行し始め、岸上のシルカ製作場よりは、大砲を連發して之れを送りたり、全夜はシルカ製作所を去ること十八哩、金鎔解所に宿泊せり、岸

一行愛輝に至る

上に席を設け、宴を張り樂を奏して、興を添えたり、
 黒龍江は到る所航行の困難を見ることなく、同江岸の住民は甚だ少く、偶々岸上に二三箇の家屋あり、葦の如きものを以て葺を覆ひ、二本の柱を立て、其端高く突出す、露の水軍の近づくを見るや、住民は忽ち影を隠せり、是れ實に清人が江上の番所として設けし者なりき、
 五月廿八日一行は愛輝府に近き所に來れば、支那人の村落所々に散在し、彼等の家は土を以て壁を塗り、藁を以て屋を葺き、窓は油紙を以て張る、彼等は穀物を作り、魚を漁とるを業とせり、一行は至る所、何等の妨害をも受けざりき、愛輝府の守兵は約一千名なりき、一行の同府の下に來りしとき、愛輝府の都統三名の吏員と岸邊に來り迎へ、假屋を設け、ムラビヨフを招待し、之れを饗應せしも、露人の府内に入るを拒み、且此航行につき、清廷より何等の照會もなければ、此より下流の航行は許可し難き旨を告げぬ、ムラビヨフは此行多數の船舶を率ゐる流を溯りて上流に向ひ難く、河口に向つて航するの外、また如何ともする能はざれば、狂げて之れを看過せんことを求め、百方手を盡して談判を遂げ、無事此關門を通過することを得たり、清官は殊に一行に請ふに、一時も早く此所を

航過せんことを以てせり、

愛輝府より下流三十里の間は、支那人の村落散在し、内一村は黒龍江の左岸、廣漠の平地を占む、水軍は既に松花江、烏蘇里江、二大河の河口を經過したり、烏蘇里江口の邊にはゴルド族の村落ありしが、露の水軍の至りし見て、大に驚き怖れ、敢て近づく者なし、此處に汽船をとめしとき、一名のゴルド人を船上に誘ひ來り、之れに金屬製の玩具を與へしに、彼等是より心を安んじ、村内の男子を悉く誘ひ來り、一同汽船の構造を見て、驚嘆するものゝ如く、又船中にある木綿、織物、其他の諸品を見て、「ソーボク」の皮と交換せんことを望みしも、此行初より此等の用意なければ、如何ともなす能はざりき、彼等は乾魚及び魚膠を取り來りて一行に贈り、又一行を誘ひて自由に其部落に入らしめたり、
 是れより下流にてマングン族の木支を以て作りし小舟數隻に逢へり、マングンは通古斯の一種なり、彼等は汽船を見るや、皆恐れて逃走し、岸上にある者も皆驚怪の色を表はさざるはなかりき、

六月十二日、水軍はマリインスク(Murinsk)に達せり、當時此所には一門の大砲と、五千の兵士の屯在せるのみ、是より水軍は流を下りて進航せり、汽船は此に

一行マリインスクに達す

學術的探検

シウレンク
氏の探検

至る迄絶て淺洲に觸れしことなかりしに、此に至りて一度淺洲に觸れたれば、之れよりは水深を測量しつゝ進行せり、河口に至るの間は、ギリアクの部落兩岸に散在し、各村三五の茅屋を望み、河幅愈々廣く、水勢も亦甚だ強し、ムラビヨフ將軍は恙なく其遠征を遂げ、ヤクーツクの舊道を経て、ベテルブルグに歸着し、茲に遠征の事蹟を復命したり。

これより先きムラビヨフのマリインスクを發し、バラクータ灣に達するや、水師提督ブーチアンと此地に於て會せり、東方に於ける科學的探検は、ムラビヨフの遠征に従ひし者の中より始まる、然れども同年には尙ほ此他に二人の黒龍江に達せしものあり、共に博物學者にして、其一名はレオポールド・フォン・シウレンク(Leopoldron Schrenck)と云ひ、特に黒龍江北方の動物界に其意を注ぎ、他の一名は同北方の植物界の探究に力を盡せり、レオポールド・フォン・シウレンク氏は軍艦アウロラに便乗して、千八百五十三年九月二日、クロースタットを出發し、千八百五十四年四月十五日、カリアオに着せり、此地には英佛の軍艦四隻碇泊して、宣戰布告の公報を待てるを目撃せり、アウロラ號は直ちに進行を繼續し、南部千島群島に達せしが、船は逆風に遭ひ、乗組水夫亦健康を害せしを

イキョロク
の探検

以て、六月三十日遂に勘察加のペトロバフロフスクに入港せり、此所に於てシウレンクは軍艦オリブツ(Olive)に轉乘し、八月六日バラクータ灣に入港し、同月十一日カストリー灣に達せり、オリブツ號は此所に留まりしも、シウレンクはツイ岬より石炭を積み入港せしポストク(Postok)號にて黒龍江に向へり、ラザレフ岬(Cape Lazaref)にて二艘の軍艦デアナ(Diana)及バラスの投錨せるを見たり、時に植物學者マキシモウィツ(Maximovics)も亦ポストク號に在り、八月十八日二氏は共にニコライエフスクに達せり、シウレンクはニコライエフスクに冬季を送りしも、マキシモウィツは尙前進し、九月十九日マリインフ岬にて其大砲を徹し、艦隊はバラクータ灣に送り、翌春之れを燒棄せり、而して水師提督ブーチアチンはデアナ號に搭乗して日本に赴けり。

ムラビヨフがベテルブルグに着せし時、カムチアツカのペトロバフロフスク港より英佛艦隊退去の報露都に達せり、是實にムラビヨフが黒龍江に由りて、兵士をカムチアツカに送遣し、以て其防備を充實せしに職由するが故に、露帝は倍々黒龍江により東西を連絡するの必要を感じ、意を決して、東方西比利亞經

英佛聯合艦隊再び活動す

略を遂ぐるに至る。

千八百五十五年英佛聯合艦隊は前年よりも一層注目すべき活動をなせしも、其結果はまた見るに足るべきものなかりき。第一艦隊は水師提督ブリックスこれを率ゐて、オホーシク海の方面にあり、第二艦隊は水師提督スターリング(Sir James Stirling)之れを率ゐて南方にありたり。翻つて露國の海軍を見るに、其力甚だ微弱にして、爲すあるに足らず。デアナ號は伊豆下田に於て破船し、バラスはバラクータ灣にあり、眞に戦闘に堪へ得るものは僅々左の七艘に過ぎざりき。

アウロラ	砲四十四門
オリオン	砲二十門
バイカル	砲六門
ゾビナ	砲十門
イルチン	砲六門
ホストク	砲四門
コナマク (Kodiak)	

露米商會の船舶は逃れて東方にあらす、之れに反し同盟艦隊は左の如し。

ホルネット (Hornet)	砲十七門
エンカウンター (Encounter)	砲十四門
バラクータ (Barracouta)	砲六門
ブリスク (Brisk)	砲六門
スチクス (Styx)	砲六門
プレジデント (President)	砲五十門
ウィンチェスター (Winchester)	砲五十門
シビル (Sibille)	砲四十門
ピグ (Pique)	砲四十門
アマフィア (Amphitrite)	砲二十五門
スパルタン (Spartan)	砲二十四門
ディド (Dido)	砲十八門
ビターン (Bittern)	砲十二門

計十三隻砲三百〇八門

佛蘭西

アルゼンチン (Alceste)	砲五十門
シビル (Sibylle)	砲五十門
コンスタンチン (Constantine)	砲三十門
エンリッヂ (Enrydice)	砲二十二門

計四隻砲百五十二門

總計十七隻砲四百六十門

水師提督スターリングの率ゆる艦隊は、カムチアツカの東南北緯五十度、東經百六十度の所に集合す、四月十四日エンカウンター號及びバラクター號も亦此所に集まり、ペトロバフスク港の沖合を巡邏せり、然れども濃霧に遮られし爲めに、露人が己に十七日を以て此地を退去せしを知らざりき、五月二十三日他の軍艦亦來着し、艦隊は左の如くなれり、

ブレシデント (英)	砲五十門
アルセスト (佛)	砲五十門
ビツク (英)	砲四十門
ザド (英)	砲十八門
エンカウンター (英)	砲十四門

ペトロバフスクの砲臺を破壊す

マククレータ (英)	砲六門
プリスク (英)	砲六門

總計七隻砲百八十四門、乗組員約二千名

濃霧の爲めに延期せしが、遂に三十一日を以てペトロバフスクに入港せり、然れども露人既に此地を退去して内地に逃れまた隻影を止めず、同盟軍は乃ち砲臺を破壊し、公共的建築物を焼けり、六月三日ブレシデント號をラコビア港 (Rakovia) に派遣して、捕鯨船アーヤン號 (Ayan) を捕獲し、其帆、短艇及び錨を奪ひ、船体を燒棄せり、然れども他の捕鯨船ツルコ (Turko) は安全に中立地たるコジャク (Kojak) に逃るゝを得たり、十一日アムフィットリート號及びエウリヂース號の二隻分遣隊を搭載して南方より來れり、

水師提督ブリッソーはオホーツク海の露人を追跡するを止め、十三日バラクター號を日本に派遣し、當時日本にありし水師提督スターリングの艦隊を援助せしめ、ブリッソー自身は残れる五隻の軍艦を率ゐて、亞米利加の海岸に歸り、七月十三日シトカ港 (Sitka) を偵察せしも、同港には毫も防禦の準備なきの

みならず、一隻の軍艦をも発見するを得ざりしを以て、去りてカリフォルニアに赴き、復東方に至らざりき。

嚮きにアーヤンに派遣せられしバラクータ號、ビツク號及びアムフィットリート號の三隻は、七月七日を以て此地に着せり、艦隊のアーヤンに近づくと、露人は其國旗を徹し、砲臺を破壊して同地を遁走せり、十五日艦隊は錨を抜き、後二日エリザベス岬(Cape Elizabeth)の沖合にて、水師提督スターリングの艦隊に會せり。

轉じて水師提督スターリングの消息に就きて述べんに、シビル號(佛)ホルネツト號(英)ビタートン號(英)の三隻はコンモドル・ゼー・ホン(Commodore the Hon)之に指揮たり、エリオット(O. G. Elliot)は四月七日香港を發し、廿九日箱館に着し、五月七日韃靼海峡に向へり、十八日艦隊はジョンキエール(Jonghiere)灣に到着せり、土人の言によるに、五六日以前三隻の軍艦の沖合を通過せりと云ふ、之れ嚮きにペトロバフロフスク港より逃れし露艦なりしと見え、コンモドル・エリオットのカストリー灣に來りしとき、明かに數隻の軍艦の陸地に近く滯泊せしを目撃せり、乃ちビタートンを遣りて、敵艦の位置を搜索せしめしに、其の一隻の

中軍艦、三隻の「コルベット」一隻の兩桅船及び一隻の汽船なりしことを確めたり(アウラ號、オリア號、パイカル號、イル)。於是、ホルネツト號はエリオットを乗せ、敵艦に向ひ、二千碼以内の距離に進みて、發砲せり、然れども敵艦に達せず、露艦亦之れに應じて砲彈を送りしも、同じく失敗に歸せり、此等の露艦はペトロバフロフスク港より婦女、小兒等を搭して來りし者にして、其勢力遙かに敵艦に劣れり、從つて港外に出で、敵艦と砲火を交ふるを得ざりき、露艦は濃霧に乗じて逃れ、エリオット乃ち廿七日を以て上陸せり、廿九日同灣を抜錨して南方に向ひ、六月七日グリロン岬(Cape Gillon)に達せしに、既に此地にウインチェスター號及びスバルタン號も投錨し居たりき。

艦隊はグリロン岬に至り、五月三十一日長崎を抜錨せし佛艦シビル號及コンスタンチン號に會せり、七月十日艦隊はアニワ灣を發し、針路を北に取り、二十二日バイカル灣(Baikal Bay)に着せり、黒龍口に近づくと、露艦オホーック號を目撃せり、艦隊は乃ち五隻の短艇を浮べ、ギブソン(Sir Robert Gibson)之れを率ゐて露艦に向へり、露人は敵艇の來るを見て、火を艦体に放ち、短艇に乗じて逃避し、始む聯合艦隊の短艇之れを追跡して、其二隻を捕獲せり。

八月二日、アーヤンに入港し、之れを攻撃せり、時に僧正イノケンチウス茲にあり、氏は砲聲轟々たるの間、泰然として恐れず、一群の信徒と共に寺院中にありて、祈禱を廢せず、敵兵來りて之れを捕へんとせしに、氏先づ之れに茶を與へ、懇に彼等を諭して、自から其難を免かれしのみならず、既に捕はれし一人の僧をも解放せしめたり、

九月三日、シビル號^艦及ビビック號得撫島を砲撃し、陸戰隊を上陸せしめ、同日を以て同島を去り、二艦は之れより日本に向へり、

十月二日、コンモドール、エリオットはシビル號、エンカウンター號及ホルチツト號を率ゐて、長崎を發し、十五日カストリー灣に投錨し、薪水を得んため、短艇を陸地に向はしめしに、陸上より砲撃せられ、十六日再び短艇を下して陸地に向はしめしに、また砲撃を被り、二十九日を以て三艦は日本に向つて去り、此の如くして千八百五十五年の聯合艦隊の活動は終を告げたり、

英佛聯合艦隊の極東に活動するや、黒龍江地方に於ける露國の殖民事業は爲めに大打撃を蒙り、これ露國が専ら同江下流地方の防備に全力を注ぎ、復他を顧るの餘裕なかりしによれり、七月一日聯合艦隊の首力グバラクータ灣

平和克復

黒龍江地方の
状態

沿海州を置
く

にありしとき、平和締結の報達せり、艦隊は乃ち一齊に祝砲を發し、ビック號はカストリー灣に赴きて、露國の捕虜を上陸せしめ、極東の戦は茲に全く終結せり、於是、露人は自由に黒龍江地方の經營を進むることを得たり、從來露國の殖民地は黒龍江の下流及びカストリー灣地方に限られ居り、マコライニスク、兩所の三殖民地、カストリー、樺太島及バラクータ灣の殖民地は、戦争の結果之れを放棄し、ストレルカ村よりマリインスクに至る黒龍江の一帯地には、一も殖民地なかりき、千八百五十六年黒龍江を下りし露國の船舶は、六百九十七隻にして、専ら同江下流地方の軍隊に糧食を供給せり、コマルスク (Komarski)、ウスト・ザイスク (Ust Zeisk)、ヘンガンスク (Klinganski)、現今のバシコフズンガルスコイ、ビケット (Sungarskoi Pike) 之れ皆同地方にある哈薩克兵の屯營地なりき、千八百五十六年露國政府は東部西北利亞に沿海州を置き、カムチアツカ半島よりウチ河岸及び黒龍江の沿岸を管轄せしむ、蓋し黒龍江の下流は、既に露國の版圖たるを世上に認知せしめんが爲めなりき、又之れと同時に清國總理衙門に通報して曰く、露清兩國に於ける重要なる事件を處せんが爲め、海軍少將ブーチアチンを露國全權公使に任じ、之れを派遣せしむべしと、

ムラビヨフ
東方に向ふ

プーチアチ
北京に使す

千八百五十七年は黒龍江の歴史にありて最も注目すべき時たり、ムラビヨフは黒龍江の占領を成就せんため、軍費并びに兵員を派遣すべき許可を露國政府に得たり、六月一日大佐ウシアコフ(Ushakov)歩兵一大隊を率ゐ、シルキンスク(Shilkinsk)を發し、黒龍江を下り、ムラビヨフも亦軍隊を率ゐて之を下れり、同年プーチアチンも亦恰克圖及庫倫を経て、陸路清國北京に赴かんと欲し、清國に向つて旅行券を請求せり、清國政府は兩國の交際上に於て、現今公使を派遣するの必要を認めずとなし、之れを拒めり、是れに由りてプーチアチンはムラビヨフと共にニコライエフスクに至り、七月十三日軍艦亞米利加號に搭じ、韃靼海峡に向つて該港を發せり、沿岸の砲臺は祝砲を發して此行を壯にせり、十四日未明カストロリー灣に着し、之れより樺太島のヅイ岬に寄港して石炭を積込み、八月一日ハミルトン港(Port Hamilton)に着し、八月五日渤海灣に達し、九月白河に達し、天津に至りて、清國官吏に回答あらんとを請へり、乃ち清國政府は書を露國政府に送れり、其意はプーチアチン漫りに清國の禁令を犯し、白河に闖入し、恰克圖に於て議すべき事件を以て、天津に來りて議せんとせり、其意了解すべからずと、同時に之れをプーチアチンに通牒せり、

露國軍艦を
増進す

清國和議を
欲す

此時黒龍江地方の清國官吏は、露人が同地方を占領するに反對し、形勢不穩なりしを以て、ムラビヨフはベテルスブルグに急行し、現状を陳述して、援軍を請へり、露國政府乃ち大軍を黒龍江に派遣し、又別に七隻の軍艦をバルト海(Baltic Sea)より支那海に派して、プーチアチンを保護せり、其艦名は左の如し、

- アスコルド(Askold) 砲四十八門
- プラヌン(Plastun) 砲十四門
- ボヤリン(Voyarin) 砲十四門
- ジギト(Jigit) 砲二門
- ストロロク(Shelok) 砲二門
- ボヤボド(Voyevod) 砲十四門

是より先き露國政府は清國政府の照會を受け、黒龍江疆界の要務は専ら愛琿に於て辨理せしめんとし、清國に回答して曰く、黒龍江の事件は悉く之れを東部西比利亞總督に委任せり、今回プーチアチンを派遣せしは、最惠國の條約を議定せんが爲めなりと、當時清國は英佛同盟軍の攻撃を蒙り、北方黒龍江地方の利害を顧みるに遑あらず、乃ちムラビヨフ將軍に報するに、相互の齟齬に

より二百年來比隣の交誼を敗るの意なきこと、及び急に全權使節を命じて、境土の事を談判せしむべきことを以てせり、

千八百五十八年四月、恰も黒龍江の氷解に際して、ムラビョフ及イノケンチウス二氏船を同ふして江を下る。蓋し一は清使と境界上結局の談判を試み一は黒龍江上に寺院を開創せんと欲せしなり、船の未だゼーヤ河口に達せざるに、清國の使來りて、ムラビョフを見告ぐるに、使節の未だ着せざるを以てせり、是に於て一行はゼーヤ河口の近傍に碇泊すること、數日にして清國の使節黒龍江將軍奕山の愛瑛に來着の報あり、且つムラビョフの至りて使節と相見んとを請へり、然れどもムラビョフは初め病と稱して赴かず、五名の僚屬をして、愛瑛城に赴き、清國使節に接し、五箇條の要求書を提出し、之れと談判の緒を開かしむ、談論二日に亘り、清國の使節は遂に五箇條の中黒龍江の貿易のみを許可し、餘は盡く之れを拒絶せり、ムラビョフは初より事局の極めて大にして、談判の甚だ容易ならざるを知り、百方考慮する所あり、先づ僚屬をして談判を開始せしめ、其要領を聞き、斷然決意する所あり、即ち自から愛瑛城に赴き、清國使節と相見、固く前説を主張せり、清國使節も猶頑として之れを容れず、於是、ムラ

China ceded their in to Russia the left bank of the Amur down to the Namur, both banks below the Namur. The Singari & Namur, moreover, were to be open to Russian merchants & travellers, on being provided with proper passports from their government.

ビョフは物然として色を起し、譯官を顧みて曰く、余が云ふ所のもの此に止まると、直ちに愛瑛城を退去せり、即日清使は更に吏員を遣はし、辭を卑ふして談判の繼續を請ひ、且つ再び將軍の激怒に觸れざらんことを約せり、是に於て再び談判を繼續し、遂に一千八百五十八年五月二十八日を以て其局を結べり、此條約は五箇條より成れるものにして、所謂愛瑛條約なるもの即是れなり、

- 第一條 愛瑛より、黒龍江に沿ひて、海岸に至る迄の左岸は露國の領地とす、
- 第二條 烏蘇里江より、海岸に至る迄の地は、未だ境界一定せざる間は暫く彼我兩國の地とす、
- 但兩屬案は、愛瑛に於て、滿洲人が曾て提出せし所のものなり、
- 第三條 露清兩國の船舶は、黒龍江、及烏蘇里江等に於ける航權を有す、但他國の者には、此權を有せしめず、
- 第四條 黒龍江の左岸に於ける精奇里河の河口より、南方ホルモルドン村落迄、三十露里間の北に於て、從來住居する滿洲人は依然支那政府の管轄を受け、該地に永住するの權を有す、
- 第五條 黒龍江、松花江、及烏蘇里河に於ける、貿易上保護者、最寄地方長官の責任たるべし、

天津條約

此日ムラビヨフは公衆に對して曰く、余等の從來拮据經營せし艱苦は、幸に徒勞に歸せず、今や黒龍江は我露國の版圖に歸し、之により益々繁榮に赴くべし、余は茲に我皇帝陛下の萬歳を祝し、併せて我等同胞を祝すと、この愛理條約は實に千八百六十年の北京條約の基礎となり、而して北京條約により黒龍江及び烏蘇里江地方は確乎露國の版圖に歸せり、ムラビヨフは之れより歸路に就けり、黒龍江地方の經路は、主としてムラビヨフの偉績に歸し、爲めに氏は八月廿六日を以てアムール伯(Amursky)に叙せられたり、

愛理條約締結後二週日を経、フーチアチンは清國と天津に於て條約を結べり、此條約は千八百五十八年九月十日、ペテルスブルグに於て批准せられたり、初めフーチアチンは上海に滞在し、英、佛、米三國の全權使臣と謀議し、各自國の要求する所を北京に録送して、清國政府より全權委員を上海に派出し、之れを商議せしめんことを要求せしに、清國政府は英、佛、米三箇國との談判は廣東に於て、露國との談判は西比利亞の愛理に於てすべしと答へたり、於是四箇國の住民は白河に赴き、清國官吏に會して要求を述べしに、之れを拒絶せられしを以て、遂に攻撃を開き、先づ白河の砲臺を破り、進んで天津に入り、尋でフーチアチ

黒龍江地方の状況

シも亦七隻の艦隊を率ひて天津に入り、聯合的示威運動をなせしを以て、清國政府は大に恐怖し、大臣を天津に派出して、和約を商議せしめ、各自條約を締約せしむるに至れり、此條約は十二箇條より成り、第一條にては露清兩國政府は今より兩國の平和と親睦とを計らんことを宣言し、第二條にては兩國政府は平等を認め、且露國の北京駐在官を置くことを許可し、第三、第四及第五の三箇條は商業に關係し、従前議定せし邊疆通商の外甯波、福州、厦門、廣州、臺灣、瓊州等の七港を開放し、且つ各港に領事を置くことを許可し、第九條は境界に關係す、即露清兩國間の境界の未決の部分は直ちに兩帝國の使節をして、測量せしめ、其結果は之れを現時の條約に附加することとし、第十條は露國宣教師の内地に入るものを保護し、其自由に布教することを許し、第十一條は北京恰克圖間に定期郵便を設け、毎月一回必ず之れを遞送することを約し、其費用は兩國より支辨することゝなせり、

これより黒龍江に歸りて述べべし、五月廿一日ムラビヨフは哈薩克の屯營地ウストザイスクの地にブラゴベンシチェンスク府(Blagoveshensk)の基礎を置けり、ムラビヨフは之れにより黒龍江を下り、烏蘇里江口及び黒龍江の右岸にハ

黒龍江州及
沿海州の
設置

パロフカ (Khabarok) を建設し、又黒龍江の下流にソフィデスクを建設せり、同夏再び黒龍江を溯りて、ストレンチェンスク (Strel'yensk) に至り、十月恰克圖に達せり、全地の商人等盛衰を張りて、ムラビョフを歡待せり、十二月黒龍江州を設置し、ブラゴベシチェンスクを首府となし、又沿海州を設け、ニコライエフスクを首府となせり、千八百五十八年末迄に、黒龍江に植民せし者は、其數二萬に及び、多くは外バイカル (Transbaik) より、他は西比利亞内地より來りしものなり、之れに對する軍隊の配置は左の如し、

一、黒龍江州 には黒龍江騎兵第一聯隊及同第二聯隊駐屯し、兩聯隊の總數は千二百九十六名なり、又黒龍江歩兵二箇大隊、總數三千二百九十名あり、

二、沿海州 には烏蘇里歩兵二箇大隊駐屯せり、其總數三千二百九十名に及べり、かくして千八百五十九年の初め、此等の地方は七千七百七十六名の駐在兵を有せり、然れども其他主としてマリインスク及ブレヤ山の間に、歩兵箇三大隊あり、其海軍力も新たにクロインスタットより派遣せられし軍艦によりて、著しく増加せり、

千八百五十八年一月廿三日黒龍江商會組織せらる、其資本十五萬封度にして、

黒龍江商會

専ら黒龍江流域の商工業發達を目的とせるものなり、露國政府は特に同商會に黒龍江及シルカ河邊に植民地を開き、同地方の石炭及び木材を使用し、及び露人並に土人と貿易をなすことを許せり、且つ火藥五十封度、鉛一百封度を代價を以て附與すべきことを約せり、同年二月同商會はモスクバ黒龍江間に電線を架設せんことを政府に申請し、其許可を得たり、

千八百五十九年黒龍江地方の植民事業に對し、種々の方法を取り、或は同人に旅行券を與へて黒龍江地方に赴かしめ、或は水夫及び其家族を保護せり、また植民地の住民は最初の二年間は政府の費用によれり、黒龍江伯ムラビョフは烏蘇里江岸及び其支流ズンガチア (Zungaria) 河岸に哈薩克人の屯營を設け、自ら黒龍江を下りて、沿岸地を巡視し、六月軍艦亞米利加號に乗りて、カストロ灣を發航し、オルガ灣 (Olga Bay) 威海衛を経て、七月品川灣に來り、本條約の締結及び宗谷海峽を以て日露兩國の境界となさんことを請へり、然れども我政府の拒絕する所となり、十月一日ニコライエフスクに歸着し、再び黒龍江を溯り、イルクーツクを経て無事ヘルブルクに到着せり、

千八百五十九年夏英佛兩國公使の白河々口に至るや、清國人は河口を閉鎖し

ムラビョフ
我品川灣に
來る

黒龍江地方

の動搖

て其入國を拒めり、同盟軍は開戦せしも、利あらずして退けり、従て黒龍江地方に對する清國人の態度も亦俄然一變せり、曰く、清國は黒龍江を露國に讓與せしことなし、露國人は此地方に於て毫も其權利を有せず、故に即刻退去せざるべからずと、於是、同地方の露國人の危険なる且夕を計るべからざるものあり、然るに幸にも八月英佛同盟軍が大舉して天津を攻撃し、進んで北京を陥れ、清帝は亂を熱河に避くるに及び、漸く黒龍江地方の密雲は排除せらるゝに至れり、然れども此間黒龍江の貿易は著しく發達し、黒龍江商會は諸所に其手を伸し、己に五隻の汽船は黒龍江を上下し、更に一隻の新造船も増加して、益々同地方の商權を擴張せり、此年ニコライエフスク及びカストロイ灣の輸入總額は十五萬二千八百八十八封度に達し、輸出は未だ二千九百六十七封度に出でざりき、露國は新たに三艦をクロイヌスタットより回航せり、既に述たる如くムラビヨフ伯は千八百五十九年末、ペテルブルグに歸れり、伯はこれよりさき西比利亞の寒氣の爲めに健康を害せしを以て、東部西比利亞總督の印綬を解くに意あり、然れども露國皇帝の懇情により、尙一度起ちて黒龍江に至ることに決せり。

北京條約

千八百六十年露國全權公使イグナチエフ(Nicolas Ignatiev)清國欽差大臣恭親王と議し、十一月十四日、北京に於て條約を締結せり、越えて翌千八百六十一年正月一日、ペテルブルグに於て露國皇帝此條約を批准せり、第一條は黒龍江の境界を確立せしものにして、甚だ重要なり、其意左の如し、
爾今兩皇帝國間の東部境界はソルカ河及びアルグン河の會點より始まり、黒龍江の流れを追ひ烏蘇里江と黒龍江との會點に至らん、其間黒龍江の左岸(北部)の地は露國之れを領し、其右岸(南部)の地は清國に屬す、
更に兩帝國間の境界は烏蘇里江及び松阿禪(Sungalia)河を溯り、松阿禪河の興凱(Kinka)湖に發する所に至り、同湖を踰えて、白稜河(Balen-ho)又は(He)の方向を取り、白稜河河口より山脈を追ひて、瑚布圖河(Huppu)即メインン河(Sulim)の一支流の河口に達し、之れより琿春河(Hun-chun)と圖們江(Tumen)に至る海との間にある山脈に至る、此線に沿へる東方の地は露西亞帝國に屬し、其西方の地は支那帝國に屬す、此國境線は圖們江の河口より二十里上流に終はる、
此第一條により、露國は黒龍江の北及び烏蘇里江の東數千吉米の地を擧げて、其領地となし、滿洲に屬する日本海岸を占領して、界を朝鮮に接し、遂にウラヂ

一八六〇年
北京條約の
露西亞に及
ぼせし結果

ポストク(Vladivostok)の如き良港を占領するに至りたり、
黒龍江及び烏蘇里江に於ける國境線は、永遠的性質を有せず、機會を得て、更に
滿洲全部は遼東半島と共に露國の領土となるなきや、頗る掛念なき能はざる
なり、

北京條約を以て確定せし黒龍江、烏蘇里江地方の領収が、露國に取りては、如何
なる結果を生せしかば、之れを下に列叙せん、

一、オホーツク海と内部各地との間に一層連絡を通ずるに至れり、先きに黒
龍江の通路の未だ開けざりし時に當りては、西比利亞各地より、オホーツ
ク海岸の地に至るの陸路、極めて困難にして、幾多の山河、沼津を踰へ、馬背
に頼りて運送をなしたり、毎年ヤクーツクよりオホーツクへ向けて任立
たる馬は、一萬五千匹の多きに達し、以て僅かに運送の途を通じたりと雖
も、巨大の重量を有する物品の如きは、最も困難を極めたり、即ち鋼鐵の如
き、鉛の如き、皆解て片々となし、以て之れを運送したり、此の如き運送は不
便にして、且つ費用を要するの多きは、論を俟たず、然れども當時オホーツ
ク海は、多少の海上貿易を開きたれば、此の如き不便の道程も亦大に必要

なりしこと知るべきなり、

二、東方西比利亞はこれよりして一層便利なる地となりたり、オホーツク沿
岸及びカムチャツカ半島の如きは、耕作に適當の地なきが故に、其富饒な
た餘す所を賣出すの途を得、雙方大に便益を得るに至りたるは、至大の賜
と云ふべく、而して黒龍江は西比利亞輸出の新路を開きしものと云ふべ
し

三、烏蘇里地方の領収は、西比利亞の爲めにオホーツク港中のアーヤン港よ
り、更に南方一千三百六十露里の所に新たに一大良港を開きたり、

四、烏蘇里江、黒龍江の地方は曠漠の沃野を有して、將來無限の農民を容るゝ
に足る、此二地方の外、西比利亞の大部分は、氣候地味共に耕作に適せざる
の地多く、其稍々優れる者の如きは、既に之れを開き盡して、其不足を告ぐ
るに至れり、

五、外交手段によりて、露國が將來益々版圖を擴張するに際しては、此地方は
實に踏臺として準備せるものと謂ふを得べし、

千八百五十八年十二月、黒龍江地方を分ちて、黒龍江州及び沿海州となせしこととは前已に述べたり、黒龍江州の面積は約十六萬四千方哩にして、沿海州の面積は左の如し、

ニコライエフスク及びソッセースク	一七九、〇〇〇
樺太島の北部	一八、〇〇〇
ギンガ及びビウドスク	七八、七一四
カムチアツカ(ペトロプロフスク)	四六五、二〇八
千島	三八四三
千八百五十一年の調査によれば、東部西比利亞の人口左の如し、	
イルクツク省	二九四、五一四
ヤクーツク州	一九九、三一八
外バイカル	三二七、九〇八
オホーツク地方	四、七一二
カムチアツカ及びギンガ	四、三三一
千島	二一二
合計人口	八三三、九九五

樺太島の談判を露都に開く

然れども其後人口漸次増加し、千八百六十一年には九十一萬七千三百九十五人となれり、中黒龍江地方三十六萬一千方哩の住民は約二萬四千人なり、小別左の如し、

露人	四〇、〇〇〇
土人	二四、〇〇〇

千八百六十一年、我通文我政府は勘定奉行兼外國奉行竹内下野守保徳を正使に、外國奉行兼神奈川奉行松平岩見守康直、目付宗極能登守を副使に任じ、隨員三十七人と共に露都ペテルブルグに遣はし、樺太境界の事を議せしむ、翌年夏一行ペテルブルグに着せり、使節は露國政府と第一に開港延期の事を談判せしに、是より先き英吉利其他の各國に於ては、皆これを承諾せしを以て、露國亦之に同意せり、是に於て第二の問題たる貨幣の一件に及びしに、露國政府は拒みて之れを容れず、而して最後に第三問題たる樺太境界の談判を開けり、此件に任せしは、我が使節中松平石見守にして、露西亞帝國の委員はイグナチエフ將軍なり、石見守は先づ國命によりて樺太境界の劃定を相議せんことを求めしに、將軍は之れを諾せずして曰く、樺太全島は固より露國の領地なり、而るを

之れに對して談判を開かんとするは何の意なるやと、石見守は彼の容易に我談判に應ずるの色なきを見、即ち將軍に向ひ、余は今日日露兩國の好を修めんが爲め、使節として貴國に來りしが、聞きしにも似ず、貴國は甚だ卑む可きの國なり、此の如き大國を有し乍ら、我日本の如き小國の地をも蠶食せんとするごと、實に義を重んずるを知らざる國にあらずやと、イグナチエフ曰く、否決して然らず、樺太島は固より我露國の領地なり、露國奈何ぞ日本の地を蠶食するごとをなさんやと、反復談判せしも要領を得ず、遂にイグナチエフは明日露國政府の有する樺太の地圖を示さんことを約して別れたり、翌朝イグナチエフは一幅の露西亞地圖を携へて來り、我が使節に示せしに、樺太全島悉く青色にして、其露國の領土なることを示せり、石見守れを諾せずして曰く、余は此地に着するや、直ちに先づ五十度を境界にせる貴國の地圖を購ひ、次に此國の天文臺に登りて、其地球儀を熟覽せり、其三箇の地球儀は何れも皆五十度を以て判然日露兩國の境界を劃せり、然らば君の携へ來りし地圖は偽物なりと、是れ畢竟當時の士人は一度事を過てば腹を切らんと、の覺悟ありしによる、是に於てイグナチエフも辭に究し、容を攻めて曰く、余は外交の衝に當りし以來、未だ會

小出大和守
石川駿河守
樺太島に就きて談判す

て使節の如き人と談判を試みしことなしと、改めて談判を開き、四十八度を以て兩國の境界となさんことを請へり、石見守之に同意せんとせしも、竹内京極の二人終に同意せず、されども大體に於ては五十度を以て境界となすこと、なして、條約を交換し、其界線は更に雙方より境界確定委員を派し、立會の上之れを定むべしとなし、彼我之れに調印せり、越えて千八百六十三年露國は前約の如く、樺太に日露兩國の委員を會して、境界實地の踏査を爲さんと請ふ、當時我國は幕末に際し、各地に兵亂起り、意を邊境に用ふるに遑わらざりしを以て、終に此議を果さずして止みぬ、然るに露西亞の委員はニコライエフスクに待つと雖も、日本委員の到底來らざるを見て歸り去れりと云ふ、千八百六十七年、我國慶二年小出大和守、石川駿河守の二人を露國に使せしむることとなり、大和守に附するに國書を以てせしむ、其要に曰く、往年竹内下野守、松平石見守等を貴國に遣はし、樺太境界を議し、五十度以南を以て我屬となさんと議す、終に決せず、因て約するに兩國各委員を發して山河の形勢を點檢し、以て確定せんと、尋で貴國は約の如く委員を遣り、我委員のニコライエフスクに至るを請ふ、當時我國反亂の臣あり、邊疆を議定するに暇あらず、遷延以て今日

樺太島假條約

に至れり、因て特使を發して前議を申すと、然れども露國は我使節の議を納れざりき、是に於て樺太島は從來の如く、日露兩屬として雜居の條約をベテルブルグに於て假條約を締結せり、露國の此談判の局に當りし者は、外國事務參政亞細亞局長ストレルモフにして、其假定約は左の如し、

樺太島假規則

(慶應三年二月廿八日、露歷千八百六十七年三月十八日於ベテルブルグ調印)

樺太島は露西亞と日本との所屬なれば、島中にある兩國人民の間に行違ひの生せんことを慮り、互に永世の懇親を彌く堅くせんが爲め、日本政府は右島中山河の形勢に依りて、境界を議定せんことを望む旨を、日本大君殿下の使節はベテルブルグへ來りて、外國事務役所へ告知ありしと雖も、露西亞政府は島上にて境界を定むることは承諾致し難きを、亞細亞局長ストレルモフホフを以て報答せり、其故の巨細は大君殿下の使節へ陳述せり、且つ露西亞政府は右樺太島の事に付、雙方親睦の交際を保たんことを欲し、存意を述べたり、

第一 兩國の間にある天然の國界アニワミ、唱ふる海峽を以て、兩國の境界

第二 右島上にて方今日本へ屬せる漁業等は向後總て是迄の通り其所得とすべく、

第三 露西亞所屬の得撫其近傍にある三個の小島と共に、日本へ譲り、全く

第四 右様々承諾雖、使節は樺太島は是迄の通り兩國の所屬となし置き、且

第一條 兩國人民の平和を保たんが爲め、左の條々を假に議定せん、

樺太島に於て兩國人民は睦しく誠意に交はるべし、萬一爭論あるか、又は不和のこゝとあらば、裁斷は其所の双方の司人共へ任すべし、若其司人にて決し難き事件は、双方近傍の奉行にて裁斷すべし、

第二條

兩國の所領たる上は、露西亞人、日本人とも全島往來勝手たるべし、且いまだ建物并庭園なき所、又は總て産業の爲に用ひざる場所へは、移住建物等勝手たるべし、

第三條

島中の士民は其身に屬せる正當の理并附屬所持の品々とも、全く其者の自

由たるべし、又土民は其もの承諾の上、露西亞人、日本人ともにこれを履ふことを得べし、若し日本人又は露西亞より土民金銀或は品物にて、是迄既に借受けし款、又は現に借財を爲すことあらば、其もの返の上前以て定めたる期限の間、職費、或は使役を以てこれを償ふ事を許すべし。

第四條

前文露西亞政府にて述たる存意を、日本政府にて若向後同意し、其段告知するときは、右に就ての談判議定は互に近傍の奉行へ命すべし。

第五條

前に掲たる規則は、樺太島上の双方長官承知の時より施行すべし、但し調印後六ヶ月より遅延すべからず、且此規則中に舉ざる項末の事に至りては、都て雙方の長官是迄の通り取扱ふべし。

右證として雙方公權委任のもの此假の規則に姓名を記して調印し、此に雙方の譯官名判を記したる英文を添へたり。

日本慶應三年丁卯二月二十五日

露曆千八百六十七年三月十八日

於ペテルブルグ

小出大和守 花押
石川駿河守 花押

亞細亞寮長

沿海州提督

タイニー・ソウエツニク・ストレルモフホフ 手記

千八百七十三年露國は沿海州の提督府をウラヂポストクに置き、日本海岸のボシエツト、ニコライエフスク、ベトロパフスク等の諸港を監督し、兼ねて同地方の民政を執らしむ、また海軍兵營を新設し、武器、造兵廠等をニコライエフスクより此地に移し、且イルクツクの歩兵を分屯せしめたり。

當時露人は續々樺太島に來り、從來日露兩國民の雜居の地たりし同島も、事實上ば露國の領土たるの觀ありて、恰も昨今東三省の地に於けるが如かりき、千八百七十四年七月、露國は遂に同島を我邦より奪ふに至る、今其談判の局に當りし彼我兩國の委員を擧ぐれば、我全權公使は榎本武揚氏、露國全權公使は亞細亞局長ストレルモフホフにして、八月廿九日を以てペテルブルグに於て第一回の談判を開き、翌九月二十三日、更に第二回の談判を開けり、其大要を擧ぐれば、露國はラペルーズ海峡(La Pérouse Str.)を以て兩國の界となさんとし、我邦

露國遂に我
樺太島を併
呑す

樺太千島交換條約

は島上劃界を主張せしが、翌年五月七日に至り、榎本武揚氏は遂にペテルブルグに於て、アレキサンデル・ゴルチャコフと千島樺太交換の約を結びたり、其條約文は左の如し、

大日本皇帝陛下と

全露西亞皇帝陛下は今般樺太島是迄兩國雜領の地たるに由りて、屢次其間に起れる紛議の根を断ち、現下兩國間に存する交誼を堅牢ならしめん爲め、大日本國皇帝陛下は樺太即薩哈唎島上に存する領地の權利、全露西亞皇帝陛下はクリル群島上に存する領地の權利を、互に相交換するの約を結んど欲し、大日本國皇帝は海軍中將兼露京特命全權公使從四位榎本武揚に其全權を任じ、全露西亞國皇帝陛下は太政大臣勳章略之公爵アレキサンドル・ゴルチャコフに其全權を任せり、
右各全權の者左の條款協議して相決定す、

第一款

大日本國皇帝陛下は其後胤に至る迄、現今樺太島(即薩哈唎島)の一部を所領するの權利、及君主に關する一切の權利を全露西亞國皇帝陛下に譲りて、而

今後樺太島は悉く露西亞皇帝に屬し、ラペル・ズ海峡を以て兩國の境界となす、

第二款

全露西亞國皇帝陛下は、第一款に記せる、樺太島(即薩哈唎島)の權利を受し、代として其後胤に至る迄、現今所領クリル群島、即ち第一占守島、第二アライト島、第三ハラムリ島、第四マカネルー島、第五オチコメン島、第六ハリム、コメン島、第七エカルマ島、第八シアシコタン島、第九ムシル島、第十ライゴク島、第十一マツア島、第十二ラスツア島、第十三スレドチヤ及ウシシル島、第十四ケト・チエルボエフ島、合計十八島の權利及び君主に屬する一切の權利を大日本國皇帝に譲りて、而今以後クリル全島は日本帝國に屬し、カムチアツカ地方羅伯特岬岬と占守島の間なる海峡を以て兩國の境界とす、

第三款

前條所載各地并に、其地産は此條約批准取爲換の日よりして、直に全く新領主に關する者とす、但其各地受取渡の式に、批准後双方より官吏一名、又は數名を遣んで受取掛とし、實地立會の上執行ふべし、

第四款

前條所記交換の地には、其地にある公園の土地、人の下手せざる場所、一切公共の造築、塹壁、屯所及び人民の私有に屬せざる此の種の建物等を所領するの權理も兼存す。

現下各政府に屬する一切の建物、及び動産は、第三款に載する双方の受取掛取調の上、其代價を按査し、其金額は其地を新に領する政府より出す者なり、

第五款

交換せし各地に住む各民(日本人及露人)は、各政府に於て左の條件を保證す、各民并共に其本國籍を保存するを得ること、其本國に歸らんを欲する者は、常に其意に任せて歸るを得ること、或は其交換の地に留るを願ふ者は、其生計を充分に營むを得るの權利、及其所有物の權理及び隨意信教の權利を悉く保全するを得、全く其新領主の屬民(日本及露人)と差異なき保護を受ける事、雖然、其各民は并共に其保護を受る政府の支配下に屬する事、

第六款

樺太島(即薩哈連島)を讓られし利益に關ゆる爲め、全露西亞國皇帝陛下は次の條件を准許す、

第一 日本船のユルサコフ港、即クシロンコマンに來る者の爲めに、此條約批准爲交換の日より十ヶ年間、港税も、海關税も免する事、此年限滿

期の後には猶之れを延すも、又は税を收めしむるも、全露西亞國皇帝陛下の意に任す、全露西亞國皇帝陛下は、日本政府よりユルサコフ港へ、其領事官又は領事兼任の吏員を置くの權理を認可す、

第二 日本船及商人通商航海の爲め、オホーツク海諸港、及カムチャツカの海港に來り、又は其海及海岸に沿て、漁業を營む等、渾て露西亞最惠親の國民同様なる權利及特典を得る事、

第七款

海軍中將根本武揚、委任狀到來せずとも、電信を以て其送致する旨を確定せらるゝに依り、其到るを待たずして、此條約面に記名し、其到るを待て各全權委任狀を相示すの式を行ひ、別に其事を記して以て左券とすべし、

第八款

此條約は大日本國皇帝陛下并に全露西亞國皇帝陛下、并に相許可し、而して批准すべし、但し各皇帝陛下の批准爲交換は各全權記名の日より六ヶ月間に東京に於て行ふべし、
此條約に權力を附する爲め、各全權各其姓名を記し、並に其印を捺する者なり、

明治八年五月七日

露歴千八百七十五年四月廿五日

ハテルブルクに於て

榎本武揚印

コルサコフ印

露清烏蘇里地方の境界を定む

露黒龍江を遡る

千八百七十六年^{明治九年}日本は前年露國との條約に基き樺太島のコルサコフに領事館を設置し、又々ウラヂポストクに貿易事務館を置けり、千八百八十五年清國吳太徵を露清の界に遣はし、烏蘇里地方兩國の境界を議せしむ、清國は之れが示威の爲めに二萬五千の兵を琿春に集中せり、是に於て露國は沿海州の知事少將バラノフを以て委員長となし、ヤンチ村に至り、清國使節吳太徵と評議せしめ、スラウヤンカを清國に還附し、厚く清國使節を饗應し、又種々の物品を贈與して、和親の意を表し、兩國の紛議を除けり、翌年露國西比利亞艦隊のゴルフスタイ號、黒龍江を遡りて無事松花江口に達せり、是れより先き露國に於て、軍艦の黒龍江を航通し得るや否やは、尙ほ未定の問題たりき、然るにゴルフスタイの成功を聞き、露國にては上下共に大に喜

西比利亞鐵道

黒龍江汽船會社

悦し、宴をハバロフカ府に張りて之れを祝せり、

千八百九十一年^{明治十四年}西比利亞鐵道の大工事を企起し、イマンウラヂポストク間の工事は、二月廿五日露國遞信大臣の訓令に基きて速成せしめ、同年五月十日其開通式を舉行せり、現帝ニコライ二世時の露國皇太子之れが起工式に臨み、列車の試運轉をなせり、

千八百九十三年^{明治十六年}西比利亞鐵道布設法確定せられ、鐵道會議開始せられ、露國現皇帝ニコライ二世之れが議長となり給ひぬ、

千八百九十三年十二月廿七日、黒龍江汽船會社は、露國大藏大臣と特約を結び、向ふ十五ヶ年間、黒龍江の航行權を得たり、特約の重要なる項目として、會社の有する航行權は、上下黒龍江、烏蘇里江、鹹湖等にして、十五ヶ年中、前期十年間は定期航行に對し、一露里に付き一留五十哥の保護を得、残り五ヶ年間は五分減額の保護を受くる制規なり、而して前期十年間、年々會社の受くる保護金は、十八萬三千五百三十二留五十哥を超過する事を得ざるの約なり、同會社の株數は二千にして、一株五百留、其資本金は百萬留、株主は唯だ露西亞國民に限られ

朝鮮の事變

黒龍江地方は既に露國之れを併呑せり、露國は次ぎに何れの方面に向つて其羽翼を延さんとするか、吾人をして先づ朝鮮の方面より説かしめよ、是れより先き千八百八十四年明治十年朝鮮の獨立黨保守黨を起し、事大黨進歩黨と大官數人を殺し、朝鮮國王を擁して我が公使に頼れり、然るに清國兵來りて獨立黨を破り、我が公使及び守備隊を逐へり、翌年我國は外務卿井上馨を漢城に遣はし、朝鮮の罪を責め、五事を約さしめたり、曰く、朝鮮は書を修めて日本に謝するべし、曰く、遭害日本人に對し、十一萬圓を拂ふこと、曰く、礮林大尉を殺害せる兇徒を重刑に處すること、曰く、日本公使館の爲めに新たに地を供し、且其修築費二萬圓を出すこと、曰く、日本護衛兵の爲めに、營舎を公使館の側に設くること、是れなり、

我國清國と
天津條約を
締結す

天は吾を

當時我國人を殺戮し、我婦女を辱め、狼籍を極めし者は清國兵なりき、故に朝鮮の事落着せしと雖も、清國に對しては、厭して止む可からず、此に於て宮内大臣伊藤博文は特派全權大使に任せられ、農商務大臣西郷從道と共に、二月二十八日、横濱を發し、三月十四日天津に着せり、清廷乃ち特命全權大臣兵部尙書直隸總督李鴻章、副大臣吳大澂に命じ、天津に於て之れを議せしむ、四月三日始めて

談判を開き、終に左の三款を約せり、曰く、

- 一、從來兩國より朝鮮に屯在せしめたる兵士を撤去すること、
- 二、軍事教練の爲めに、兩國より教官を派す可からざること、
- 三、將來事ありて、兩國兵を朝鮮に派遣せんとする時は、互に行文知照すること、

東學黨の亂

清國兵を朝
鮮に出す

別に附約として曰く、今回朝鮮の變、清兵の日本人を殺害凌辱せりと云ふ事件は、確證なきを以て之れを措き、他日證左あるを待ちて刑に處すべしと、此條約成り、互に調印せしは四月十八日なり、世に之れを天津條約と云ふ、千八百九十四年光緒二十年朝鮮全羅道に東學黨の亂起る、官兵之れを鎮むること能はず、援を清國に求む、清國乃ち三衛一千五百人の兵を威海衛より乗船せしめて、之れを朝鮮に送り、六月八日其朝鮮に上陸すると同時に、之れを日本に報道せり、曰く、

今回朝鮮政府の依頼により、内亂鎮撫の援兵として、兵士三衛を朝鮮に送る、素より他志あるにあらず、故に其兵士は牙山より上陸して、直ちに金州に向ひ、東學黨にして平定せば、天津條約により直ちに兵を撤去し、京城にも入ら

我邦亦出兵す

しめず、全州にも留防せしめざるべし、其旨を諒せられんことを請ふ、
 と、我邦も亦天津條約に基き、兵を韓國に派せり、翻つて東學黨を見るに、彼等は
 五月下旬に至りて最も猖獗を極め、全羅道の大部は其占領する所となり、六月
 六日官兵進撃して賊徒と戦ひ、大に勝利を得、翌日再び戦ひて勝てり、既にして
 清兵渡韓して牙山に上陸し、尋で日本軍亦渡韓して、仁川、京城に屯營し、盛んに
 勢威を張れるの報を得るや、東學黨は四方に散じて、皆踪跡を潜め、一時八道を
 震駭せしめたる叛徒も、忽ち消散して亦形跡を止めざるに至れり、
 東學黨は既に鎮定に歸せり、此に於て清國は先づ我派兵の撤去を求め來れり、
 曰く、

我國は朝鮮國王の囑に應じ、一旦兵を出せしも、今や已に其用なし、故に當さ
 に兵を撤すべし、其間貴國亦兵を出す、貴國を累はすこと甚だ多し、冀くは共
 に兵を撤せられんことを、

と、我大島公使は斷乎として之れを拒絶せり、此に於て彼俄かに我に對し、開戦
 の準備に従ひ、別に李鴻章部下の精兵を太沽旅順威海衛附近の地に集め、將さ
 に朝鮮に送らんとするの報あり、此間我政府は頻りに清國と往復して、談判す

日清の和破る

る所あり、初め彼より撤兵を求めて、之れを拒み、次に我より協力して韓廷の改
 革を行はんことを求めしに、彼亦之れを拒めり、我乃ち獨力を以て改革を行は
 んとせり、此に於て清國は仲裁を外國に求め、調停の勞を執らんことを請へり、
 我國在留露國公使ヒトロボー氏は、先づ之れに應じ、仲裁を我國に申込みり、
 政府は露國の好意を謝すると同時に、我意志を明かにして、露國に告げ、以て其
 仲裁を拒めり、尋で英國も亦調停の勞を取らんとせしが、同じく我政府の斥く
 る所となれり、

蓋し清國は朝鮮を以て其屬國と認め、恣まに事を處せんと圖りしを以て、終に
 彼我の談判は破れて、廿七八年の戦役は起れり、

七月廿五日我軍艦は豊島沖に於て彼の二艦を追ひ、其一艦を捕獲し、清兵一千
 一百餘人の乗り組める一運送船を撃沈せり、兩國の平和は茲に始めて破裂す
 るに至れり、一方に於て、韓廷は大改革を行ひ、我軍の保護の下に其獨立を全た
 くし、從來清國政府の鼻息を窺ふて事局を決せし事大黨の有司等は、盡く遁れ
 て跡を晦ませしかば、次に韓廷は牙山に屯營して朝鮮の獨占を妨害せる清兵
 を驅逐せざる可からず、然れども朝鮮は獨力能く之れを爲し得ざるが故に我

成歎牙山の役

日清兩國宣戦を布告す

兵は自ら其衝に當ること自然の勢なり、是に於て七月廿五日、我軍龍山を發し、清兵の屯する牙山に向へり、廿九日成歎を陥れ、尋で牙山を拔けり、八月一日、我 天皇陛下は清國に對する開戦の詔勅を發し給へり、同日清國皇帝も亦我國に對する開戦を宣布せり、諸外國中第一に英國、次に葡萄牙國、和蘭國、伊太利國、瑞典、諾威國、北亞利米加及び布哇國等續々中立を宣言し、佛蘭西露西亞の若干國は、公然の報を傳へざりしも、亦事實の上に中立を守るの意を通せり、

平壤の役

黄海の海戦

遼東半島

清國にては一方に牙山の兵を増すと同時に、一方には兵を義州路より進め、平城方面に清兵の集合せるもの既に一萬餘に上れり、我軍之れに向ひ、九月十六日未明を以て全く之れを陥れたり、全日午後五時我艦隊、第一遊撃軍赤城、西京丸等十二隻は、海洋島を経て、大孤山沖に向つて進航せしに、十七日午前十一時四十五分敵の艦隊定遠、鎮遠以下十二隻と水雷艇六隻を發見せしを以て、午後零時四十五分戦を開き、敵艦四隻を破壊沈没せしめ、他の三艦を燒けり、是に於て黄海上の權は全く我手に歸せり、千八百九十四年十一月廿一日、我軍旅順口を陥れ、翌千八百九十五年二月威海

下の圖條約

衝を抜きて、清國の北洋艦隊を全滅し、我海軍は渤海灣を扼し、一方に於て陸軍は三月進んで牛莊を屠り、營口を略し、相合して田庄臺を陥れ、遼東半島は日本軍の手に歸せり、別軍は更に澎湖島を略せり、此勢にして沮むものなからんか、日章旗は直ちに奉天府を指し、北京城下の盟を爲さしむるも、亦遠きにあらざらんとせり、清廷力竭きて和を請ひ、千八百九十五年三月、李鴻章を我國に遣はし、伊藤博文、陸奥宗光と下の關に會して、平和條約を結び、四月十七日調印を了れり、此條約により、清國は終に朝鮮の獨立を認め、償金貳億兩を納れ、遼東半島、臺灣、澎湖島を割き、沙市、重慶、蘇州、杭州を開放することを約せり、其條約文の重要なものを擧ぐれば、

第一 清國は朝鮮國の完全無缺なる獨立自主の國たることを確認す、因て右獨立自主を損害す可き、朝鮮國より清國に對する貢獻典禮等は、將來全く之を廢止すべし、

第二 清國は左記の土地の主權並に該地方にある城壘兵器製造所及び官有物を永遠日本國に割與す、
一 右の經界内に在る奉天省南部の地、鴨綠江口より該江を廻り、安平河口に至り、該河口より鳳凰城、海城、營

口に亘り、遼河口に至る折線以南の地、併せて前記の各城市を包含す、而して遼河を以て界する所は該河の中央を以て經界とすることゝ知るべし、

遼東海岸東岸及黃海北岸に在て、奉天省に屬する諸島嶼、

二 遼瀋全島及其附屬諸島嶼、

三 澎湖列島、即英國グリーンウィチ東經百十九度乃至百二十度、及北緯

二十三度乃至二十四度の間に在る諸島嶼、

第四 清國は軍費賠償金として、庚平銀二億兩を日本國に支拂ふ可きことを約す、

第六 日清兩國間の一切の條約は、交戦の爲め消滅したれば、清國は本約批准の後速に全權委員を任命し、日本國全權委員と通商航海條約及び陸路交通貿易に關する約定を締結すべきを約す、

清國は右の外、左の讓與を爲し、而して該讓與は本約調印の日より六箇月の後有效のものとする、

第一 清國に於て現に對外國に向て開き居る所の各市港の外に、日本國民の商業住居工業及製造業の爲めに左の市港を開く可し、

一 湖北省荊州府沙市、

二 四川省重慶府、

三 江蘇省蘇州府、

四 浙江省杭州府、

第二 旅客及貨物運送の爲め、日本國流船の船路を左記の場所に迄擴張すべし、

一 揚子江上流、湖北省宜昌より四川省重慶府に至る、

二 上海より吳淞江及び運河にて蘇州杭州に至る、

露佛國三國の干渉

遼東半島還附の詔勅

是に於て一時天下を聳動せし、日清戦争は其終局を告げぬ、然るに四月二十三日に至り、露西亞は佛獨二國と聯合し、日本の遼東半島を領

有するは、東洋永遠の平和に害あれば、之れを放棄せんことを勸告すと申込め

り、是に於て我國は時勢に鑑みて、三箇國の勸告を容れ、遼東半島を清國に還附

し、征清の師を班せり、其還附に關する詔勅に曰く、

朕嚮に清國皇帝の請に依り、全權辨理大臣を命じ、其簡派する所の使臣と會

商し、兩國媾和條約を締結せしめたり、然るに露西亞、獨逸兩帝國及び法朗西

共和國の政府は、日本帝國が遼東半島の讓地を永久の所領とするを以て、東

洋永遠の平和に利あらずとなし、交々朕が政府に慍怒するに、其地域の保存

を永久にする勿らしむることを以てしたり、
 願ふに朕が恒に平和に眷々たるを以てして、竟に清國と兵を交ふるに至りしもの、恠に東洋の平和をして永遠に鞏固ならしめんとするの目的に外ならず、而して三國政府の友誼を以て切憚する所意亦茲に存す、朕平和の爲めに計る、素より之を容るゝに吝ならざる已ならず、更に事端を起し、終局を艱し、治平の回復を遲滞せしめ、以て民生の疾苦を醸し、國運の伸張を沮むは、眞に朕が意に非ず、且清國は媾和條約の訂結により、既に聯盟を悔ゆるの誠を致し、我交戦の理由及目的をして天下に炳焉たらしむ、今に於て大局に顧み、寛洪以て事を處するも、帝國の光榮と威嚴とに於て毀損する所あるを見ず、朕乃ち支那の忠言を容れ、朕が政府に命じて、三國政府に照覆するに其意を以てせしめたり、若し夫れ半島讓地の還附に關する一切の措置は、朕特に政府をして清國政府と商訂する所あらしめんとす、今や媾和條約既に批准交換を了し、兩國の和親舊に復し、局外の列國斯に交誼の厚を加ふ、百僚臣庶其れ能く朕が意を体し、深く時勢の大極に視微を愼み、漸を戒め、邦家の大計を誤ること勿きを期せよ、

露國が我邦
 理由に干渉せし

と、此の如くにして三國の壓迫は、我の血を以て購ひし遼東の地をして、容易に清國の手に復歸せしむるに至れり、
 抑も露國が日清戦争に對し、默視する能はざりし所以のものは、他なし、露西亞積年の計畫は、世界貿易の大販路に直通する天然の良港を得るにあり、而して始め土耳其を合併し、黒海より自由に地中海に出るの路を開かんとせしが、英の防障する所となり、次に印度を征服して、印度洋に出るの路を開かんと欲し、又英の爲めに阻まれ、遂に第三に遠く極東に向ひ、西比利亞を経て、太平洋に出るの道を開かんと欲し、國力を傾注して、西比利亞鐵道開通に營々たり、然るに此方面に於ては、英の防障なしと雖も、尙不幸にして天然の障壁あり、是れ露の深く懸念す所なり、
 露國の憂ふる天然の障壁とは何ぞや、ウラヂポストク港は、數月間氷結する已ならず、露國の船艦はウラヂポストクよりするも、直ちに太平洋に出るを得るにわらずして、必ず日本海を通過せざる可からず、日本海を通過して太平洋に出るには、三途あり、宗谷海峡、津輕海峡、朝鮮海峡之れなり、宗谷海峡より出るは、霧深くして、航海危険なるを以て、若し津輕海峡より出るにあらざれば、必ず朝

鮮海峽を通過せざる可からず、而して兩航路共に日本は容易に倣制することを得、一朝事ある時は、日本の爲めに遮断せらるゝ虞あり、故に露は日本海以外に良港を求め、以て西比利亞鐵道の終點とせざる可からず、是に於て、直隸灣に出るの外他に良策あるなし、然るに遼東半島にして、一度日本に領せられんか、北直隸灣の入口も亦日本の倣制する所となり、露西亞の爲めに殘されし唯一の通路も亦永久に塞がり、現に西比利亞開通に投じつゝ、ある莫大の資本は殆んど無効に歸せんとす、是を以て露西亞は到底下の關係の確定を默視する能はざりしなり、而して露國の艦隊は獨力能く日本の艦隊に當ること能はざるを以て、獨、佛二國の艦隊と聯合して、以て我邦に迫り、遼東半島を還附せしめしものなりき、

尋で露國は三國干渉の報酬を清國に求め、千八百九十六年カシニール條約を締結せり、後幾許もなく清國は此條約に基き、滿洲鐵道の敷設權を承認せり、此條約の意は次の如しと云ふ、清國皇帝は清露兩國の貨物運輸を便利にし、國境及海岸の防備を堅固にし、並に露國が遼東半島及び其附近の還附を周旋せし厚意に酬ゆる目的を以て、滿洲三省の鐵道を西比利亞鐵道と連続せしむること

カシニール條約

に付き、軍機所各大臣に命じ、露國の全權と協定せしむる旨を述べ、而して本條約に移れり、其滿洲鐵道に關する條項は左の如し、

第一條

露國の西比利亞鐵道は、竣功の期近きにあるを以て、清國は露國が

左の諸線に依り、其鐵道を清國の版圖内に延長することを許す、

(甲)露領ウラヂボストク港より、清國吉林省の渾春に至り、此所より西比利

亞鐵道によつて吉林首府に達す、

(乙)西比利亞の或市府に於ける停車場より、清國黒龍江の愛琿に至り、此所

より西南に向て、黒龍江の首府、齊々哈爾に至り、齊々哈爾より吉林省の

伯都納に至り、更に東南に向て吉林首府に達す、

第二條

露國が清國黒龍江及び吉林省に於て布設する一切の鐵道は露國に於て其經費を支出し、而して其制規及び工事は、全く露國の仕方に據る可く、清國は一切之れに關係せず、露國は三十年間其監督の全權を有す可し、此年限に満るときは、清國は相當の代價を計量して、此等の鐵道及び附屬列車機械及建築物を買戻すに必要な資金を調辨することを得べきものとす、但し果して如何なる方法に依り買戻すべきやは、追て商議する

所に譲る、

第三條 清國は現に鐵道を所有し、且之を延長して、山海關より奉天府(盛京省)に至り、奉天府より吉林首府に達するの計畫なるに就ては、若し將來に於て清國自ら之れを敷設するを不便とするときは、露國に於て資金を備へて、吉林首府より工事を起し、此鐵道を敷設することを許すべし、而して清國は十箇年の終に於て之れを買戻すの權あるべし、此鐵道の通過する線路に關しては、露國は清國が己に吉林より奉天府、牛莊等の地を経て、實行したる測量に據るべきものとす、

第四條 清國の計畫する山海關より起りて、奉天府に至り、蓋平、金州を経て旅順口、大連灣及其附近に達する鐵道は、總て露國の鐵道制規に據り、以て兩帝國の通商に便にすべし、

第五條より第八條迄は、處々に露國の歩騎兵を置いて、鐵道線路を防禦せしむる事、吉林及黒龍江の二省、并に長白山脈に在る嶺山は、清露兩國に於て、之れを採掘する事、露國士官をして滿洲三省の清國陸軍を改良せしむる事等に關せり、

第九條は主として膠州灣に關する規定なれども、大体の關係を見るに於て必要なり、

第九條 露國は未だ嘗て亞細亞洲に於て年中不凍の港津を領有せず、故に若し急に此大陸に於て戦争起ることあれば、露國の東洋及び太平洋艦隊は自在の運動を爲すに困難なるべし、乃ち清國は此事情を了知するに因り、一時山東省に於て膠州灣を露國に貸與し、十五箇年を以て貸與期限とすることを承諾するものなり、此年限終るときは清國は露國が該灣占領中に建設したる一切の兵營、倉庫、機械及船塢を償取るべし、然れども若し戦争の危難あらざるに於ては、露國は他の列國の嫉妬及び猜疑を避くる爲め、直に該灣又は該灣を制する重要な地點を占據することを爲さざるべし、貸與の租銀及び其支拂方法は追て商訂する所に譲るべし、旅順口及大連灣に關する二條は左の如し、

第十條 遼東の港灣旅順口、大連灣及び其附近は、軍略上重要な地點たるに依り、清國は一日も猶豫せず、之れを適當に防守し、其砲臺を修理し、將來の危難に備へざるべからず、乃ち露國は此等の港灣の防禦に必要なる總て

の補助を與へ、他の何國にも之れを侵略することを許さざる可し、之れに對して清國は此等江灣を決して他の何國にも割讓せざる義務あり、然れども若し將來に於て其必要起り、而して露國は突然交戦に關與するに至ることあらば、清國は露國をして敵を襲撃し、又は自己の地位を防護するの便を得せしむる爲め、一時露國の陸海軍を該港灣内に集中することを承諾す、

第十一條 然れども露國の關與する交戦の起るべき危難あらざる間は、清國は旅順口、大連灣の行政を監督する全權を有し、露國は決して干渉せざるべし、但し滿洲三省に於ける鐵道の敷設及び鑛山の採掘は、此條約批准の上、双方人民隨意に何時にても開始することを得べきものとす、

本條約に指名する地域の各部を旅行する露國政府の文武官吏并に露國の商人及旅人は、凡そ地方官の權内に於ける總ての保護及び便宜を受くるの特權あるべく、該地方官は露國官吏若くは臣民の旅行を防障し、若くは遲滯せしむることを許されざるものとす、

カシニ條約の特權の先づ第一若に露國に利用せられしは、東清鐵道の敷設

東清鐵道の
創設

なりとす、カシニ條約の成立するや、東清鐵道會社なるもの起れり、支那の「東方鐵路公司」と稱するものこれなり、其章程に曰く、

本公司の設立は専ら中國東方鐵路を築造し、火車を通行せしむる爲に起見せり、西は黒龍江省邊界より起り、逕遼吉林省東界に至りて止む、路の兩端須らく露國と接する所の西比利亞、烏蘇里兩鐵路と相接すべし、故に西買加爾湖を渡り、東烏蘇里江を渡り、彼此聯絡の路となす、其の築路の法、西曆千八百九十六年八月廿七日、中國政府露清銀行と訂する所の合同に遵然し、稍々岐異せず、本公司築路を除くの外、又清國政府の特許を承け、路工兩旁に於て五金各礦及び煤礦等を勘査し、選擇開採し、兼て工作商務各局を設くべし、

本公司此路西より東に至り、一律通行口より起算し、八十年を以て期となす、株式を一千股とし、一股五十羅留、總金額五百萬羅留とし、一切割引をなさず、

祇露清兩國民人のみを株主たらしむ、築路造車等の款に至りては、本公司需用の日を俟ち、露國大臣に具申し、公債の發行を請ふべし、(中略)
本公司八十年滿期の後、全路及車站車輛等の類、數を悉くして中國の處分に委じ、各處及び本公司所存の款は、露國政府の出資を返納し、尙ほ盈餘あれば、

株主に分配し、萬一政府の出資を返納するに不足なるときは露國政府之れを割免するを許さず、路成三十六年の後に至れば、清國政府も亦相當價格を以て買收するを得、

本公司築路の期、遅くも明年八月十六日を過ぐべからず、又西より東に至る景定路程日より起算し、六年を限り告成すべし、

又露國は清國に東清鐵道、哈爾濱より起り、奉天、遼陽、金州を経て、旅順口、大連灣に達する鐵道敷設權を要求し、其許諾を得たり、千八百九十八年三月廿七日、露國公使ハプロフと李鴻章、張蔭桓兩氏との間に協定せし條約第八款に曰く、中國前に一千八百九十六年に於て、鐵路一條を造るを准す、西比利亞を經るの鐵路軌道の接して大連灣に至る、現に即行開辦を准す、あらゆる築造詳細の情形は、悉く中國滿洲鐵路章程に照し、並に支路を添造し、營口即ち牛莊、及び鳴綠江の中間より接して、濱海方便の處に至る、其如何に築造し、及び地址を勘定するは、悉く中國使臣露都聖彼得堡に在る東方鐵路公司總辦との會商妥協に由る、唯露國鐵路を築造するも、格外に中國地方を侵佔するを准さず、

此條款により、露國が多事渴望せし、不凍港頭に、西比利亞の最終點を置くことになり、

佛國の要求

佛國は已に千八百九十五年六月二十五日光緒廿一年五月廿八日、佛國公使ゼラール氏と總理衙門との間に調印したる國境改定條約により、西安南と雲南地方との國境を改定し、又同日同全權の間に調印せし通商條約により、千八百八十六年四月及び千八百八十七年六月の條約を補充し、雲南の數地を承諾せしめ、並に通過稅減額、鑛山試掘、電信架設等に關し、多くの權利を得たり、千八百九十七年明治十年、獨逸の宣教師山東省に於て殺害せらるゝや、獨逸に直ちに軍艦二隻を派遣し、之れが報復を名として、膠州灣を占領し、九十九年間之れを借り受くることを約せり、是に於て英國は千八百九十八年二月末、清國に迫りて、内地の河川を開放し、歐洲の船舶をして、其年六月より通航を爲すことを約せしめ、揚子江沿岸は何れの國にも租賃せざる可く、湖南の一港を開き、支那海關稅務司の職は英人の手に歸す可しとの協定をなせり、

英國の要求

露國旅順及び大連灣を租借す

於て露國は清國に迫り、千八百九十八年三月廿七日、膠州灣の代りに、旅順口及

大連灣を二十五年間租借せり其ハプロフ公使と總理衙門王大臣と調印せし條約文は左の如し、

光緒二十四年三月初三日、即一千八百九十八年三月廿七號、中國與俄國在北京訂定條約、其文列下、

大清國全權大臣大學士李鴻章、戶部侍郎張蔭桓、大俄國全權大臣駐紮北京代理使務寶羅夫、爲訂定條約事、

第一款 因俄國願在中國北海濱境、有方便地方、以賞俄國水師得天然形勢之勝、而保俄國水師無意外之虞、故大清國大皇帝陛下、特允將旅順口大連灣二所、及隣近相連之海面、租與俄國、惟中國帝權、不得稍有損礙、

第二款 租地界綫、隨後測量、至於由大連灣往北之界、及他方向之界、一切細情、但應隨後由兩國政府派員勘定、惟租界境內、俄羅斯全享租主權利、

第三款 租期應自畫押之日始、按算二十五年、惟既已滿期之後、應准由兩國會商、斟酌續租、

第四款 按照第一款所開、俄羅斯即可派遣官員、在兩處經營水陸武備、惟一切俄人、應歸俄國大員一人管轄、不得用總督巡撫等名目、中國兵隊、不准在租界

內屯紮、中國人民、准其居住、惟不得犯租界內一切條規、如過中國人民犯法、應交中國國家最近之地方官審判、兩國辯理罪犯情形、仍遵照咸豐十年即一千八百六十年之中俄條約所開、

第五款 租界北界之外、應留一甌脫、兩國不准居民之隙地、其甌脫界限、應隨後田駐紮、俄國之中國使臣、與俄國政府商妥、甌脫境內、應歸中國管理、惟除先行與俄國商妥外、中國兵隊、不得私入甌脫、

第六款 旅順口既允准作爲水師屯集之處、祇准中俄兩國之船停泊、他國不論兵船商船、一律不准駛入、至大連灣、亦須擇一方便地方、專爲中俄兩國屯泊兵輪、其餘各處、准使爲通商口岸、所有各國船隻、准其隨時出入無禁、

第七款 旅順口大連灣兩處、因地勢險要、故俄國情願自備款項、建造砲臺營寨、及一切保衛地方、應行舉辦之事、隨時由俄國酌行、

第八款 中國前于一千八百九十六年、准造鐵路一條、經亞西亞鐵路軌道、接至大連灣、現准即行開辦、所有築造詳細情形、悉照中國滿洲鐵路章程、並准添造支路、從營子(即牛莊)鴨綠江中間、接至濱海方便之處、其如何築造及勘定地址、悉由中國使臣、在俄京聖彼得堡、與東方鐵路公司督辦會商妥協、惟俄國築造

鐵路、不淮格外侵佔中國地方、

第九款、此項條約、自簽押之日爲始、兩國即行遵照辦理、其換約之處、須在俄京聖彼得堡、

露軍旅順口
大連灣に入

清國との此協約の結果により、黒龍江東區司令官グロデコフ將軍は、露國の太平洋艦隊と聯絡を通せしむる爲め、陸兵の分隊を編成し、三月五日を以てウラヂポストクを出發せしめたり、此分隊は三月九日を以て旅順口にある露國艦隊と合併し、同艦隊の司令長官ヂャバシヨウ(Duba Schow)中將の指揮下に置かれり、是に於て旅順口の清國軍隊は三月十五日より退却を始め、同夜一時に至り全く退却せり、仍て十六日午前六時より分隊の上陸を始め、市街及海陸より旅順口を防禦せる各堡壘を占領せしめたり、午前八時各部隊の其部署に就くを待ちて、艦隊に於て露清兩國の國旗を掲揚して、祝砲二十一發を發し、黄金山砲臺之れに應せり、同時に大連灣を占領し、此所にも露清兩國の國旗を掲揚せり、英國は露國が旅順口及び大連灣を租借せしことを聞くや、露國と均勢を保たんが爲めに、威海衛の永借を要求せり、清廷拒むこと能はず、威海衛を二十五年の期限を以て英國に貸與せり、此條約は千八百九十八年七月一日、北京に於て

英國威海衛
を占領す

調印せられ、越えて十月五日倫敦に於て批准を交換せり、其文左の如し、
大丕烈顛國の爲め、北部支那に於て、適當の軍港を供する爲め、並に近海に

於て丕烈顛國の通商を更に善良に保護する爲め、清國皇帝陛下の政府は、大丕烈顛及愛爾女皇陛下の政府に、旅順口が露西亞の占領に存する期間、山東省に於ける威海衛及附近水面を租與することを約束す、

租與せられたる領域は、劉公島及び威海衛灣内に在る各島嶼、並に威海衛灣の濱岸に沿ひて、内地十哩に達する地帯を包含す以上租與領域内に在りては、大丕烈顛國其管轄權を獨有す、大丕烈顛國は以上の外にグリーンニッチ東經百二十一度四十分以東地方の海岸、及附近に於て、要塞を築き、軍隊を屯營せしめ、又は其他の防禦制策を施行し、並に右領域内に於て相當の辨償を爲して、用水、交通、及病院の爲め、必要なる地所を取得するの權利を有す可し、此地帯内に於ては、清國の行政に干渉せず、然れども清國兵又は丕烈顛兵より外は、租與領域の防禦に關する陸海軍事上の必要に妨げなき範圍に於て、清國官吏引續き管轄權を行ふべきことを約束す、

尙又清國軍艦は中立たると否とを問はず、本條約を以て大丕烈頗に租與したる範圍内の水面を使用することを得可きことを約束す、尙又茲に指定したる領域内の住民に、公用徴收又は立除を命ずること有るべからず、要塞、公廳又は其他の官用公用に要する地所は、相當の代價を以て買取る可きものとす、

此條約は調印後直に有効なるべし、兩國君主之を批准し、可成速に倫敦に於て批准を交換すべし、

右證據として、本國政府に依り正當の職權を委任せられたる下の記名者、此條約に署名す、

千八百九十八年七月一日、即光緒廿四年五月十三日、北京に於て膽本四對英文四通漢文四通を作る、

グロード・エム・マクドノルド (自署)

清國全權 (捺印)

佛國廣州灣を租借す

佛國は佛國士官殺害に酬ゆるを名として、千八百九十八年六月英國と同じ期限を以て廣州灣を借り、且東京鐵道を雲南に延長する約を定め、我邦も清廷に

康有爲の變法

福建省を他國に割讓せざることを條約を結びしに、伊太利亦口實を設けて軍艦を派して、三門灣の永借を要求せしも、清廷の拒絶する所となれり、此の如く日清戰爭後支那の眞價世界に暴露せしより、列強の之れを窺ふもの多く、支那は早晚分裂の不幸に遭遇せんとせり、是に於て支那有識の徒これに激憤するものありて、變法自強を唱ふる一派の論者を出せり、廣東に塾を開き、學を講ずる康有爲の如き其一人なりき、康屢々書を朝廷に上りて、革新を説けり、千八百九十八年獨逸が膠州灣を占領せし時、氏は上書して事變の急を陳べしもの、中に曰く、

法を露日に取りて以て國是を定めん、願くは皇上露國大彼得の心を以て心法となし、日本明治の政を以て政治となすのみ、

と、天子自から康を見んとし、恭親王の説く所となりて止めたりと雖も、王大臣に命じて、康を延て、其説を聴かしめたり、康は其著はす所の日本變政考、俄彼得變政考等を上れり、恭親王蕩するや、帝終に康を召見し、康に「國事全く守舊諸臣の手に誤らる、朕豈知らざらん、只朕の權之れを去る能はず、且滿廷皆是勢去り盡し難し、之を奈何すべきや」と下問せられしに、康之れに對して「請ふ皇上舊術

門を去ること勿れ、而して維新衙門を設け、舊大臣を革むるなく、惟漸く小臣を擢で、多く俊才の志士を召見し、必しも其官を加へずして、惟委するに事を善するを以てし、賞するに郷銜を以てし、其専權事を奏するを許せば足れり、彼の大臣は向來もと事の辨すべきなく、今只其舊に仍て其尊位重祿を聽して、新政の事は別に之を小臣に責むれば、則ち彼の守舊大臣既に事を辨するの勞なくして、又失位の懼なく、怨謗は自ら息まん、若皇上果して黜陟の全權ありて、此輩の大臣を待つ亦將に日本藩侯を待て設けて華族となし、五等の爵を立て、以て之を處し、厚祿以て之を養ふが如くなるべきのみ、必しも盡く之れを去らざりきなり」と奉答せり、光緒帝は銳意康の奏疏する所を斷行せんとし、或は國是の詔を下し、或は制度局を開かんとし、又楊銳、林旭、劉光第、譚嗣同等の改革黨を擧げて、四品卿となし、新政に參與せしめ、之れより皇帝は頻りに改新の詔を發し、終に八股を廢し、實學を勵まして、眞才を抜くの勅を下すに至れり、光緒帝の變法派を親近して、頻りに改革の詔下すや、滿洲の大臣、内務省の諸吏、西太后に謁して、其禁止を請へり、西太后笑つて答へざりき、偶々十月を以て皇帝、西太后と共に天津に巡幸し、大に兵を閱せんとせり、然るに道路傳へて曰く、

之れ太后直隸總督北洋大臣榮祿等と廢立を謀らんが爲なりと、皇帝は事態の穩かならざるを知り、慶親王に語て曰く、朕誓て死すとも天津に往かずと、是に於て天津閱兵の舉止めり、變法派は兵力に依て西太后一派を打破せんとし、八月末詔して袁世凱を召し、擢で、侍郎となせり、之れ其兵を假りて榮祿等舊守黨の首魁を抑へんとするにありき、然れども袁は上意に従はずして、却て滿人に與せり、翌九月廿二日太后は再び垂簾の政を聽き、變法派を逮捕せしむ、康有爲乃ち身を脱して、英國軍艦エクス號に投じ、啓超も亦遁れぬ、然れども康廣仁、楊深秀、楊銳、林旭、劉光第、譚嗣同第六人は皆斬られ、尋で太后は各省府州縣設立中學校、小學校を停止し、八股士を取るの制を復し、新聞雜誌法を嚴禁し、其主筆を罰し、皇帝は幽屏する處となり、改革の徒皆屏息し、改革の事爲めに一頓挫を來せり、

千九百年明治三十三年に至り、清國山東省の江北に匪徒起れり、其團體の名を義和團と云ひ、専ら外人を斥攘し、加特力教を排斥し、鐵道を破壊するを以て目的とせり、されば頑迷なる支那人にして、是に加盟する者甚多く、其勢侮る可からざるものあり、殊に清廷内の大官中にも之れに聲援する者ありき、抑も義和團の起

義和團蜂起

源は乾隆年間にありて、白蓮會の支流なり、其奉ずる所は拳捧を練習し、道を講じ、神靈体に附し、咒語を以て砲彈を避け、槍劍を禦ぐと云ふにあり、嘉慶年間に至りて之れを查禁嚴弁せしめ、次で剿討の使を發したれど、遂に之れを殄滅すること能はざりき、當初外教の宣傳は未だ今日の如く隆盛ならざりしが故に、義和團徒の外教に對する態度は甚しきに至らざりしが、此頃に至り、耶蘇教の陸續侵入するに従ひて、頑陋なる手段を以て之れを防がんと企てしに乘じ、國內の保守黨は之れを利用して排外運動を試みたり、端郡王の如きは、實に義和團の首領にして、是に依りて己が野心を遂行せんとするにありき、

匪徒は頻りに宣教師を殺し、教會堂を毀ち、暴狀甚しきにより、袁世凱は之れが鎮撫を命せられて、山東に向ひし爲め、同地方は一旦平穩に歸せしが如くなりしも、忽ち北京附近に肉薄し、清國の大官剛毅の徒も暗に匪徒を煽動せしを以て、匪徒は遂に五月廿七日より、同廿八日にかけて、北京天津蘆漢間の鐵道を破壊し、或は電線を切斷し、或は外國人を襲撃する等暴行至らざるなかりき、

六月八日團徒は通州の米國教會堂を焼き、翌日北京天津間の電信不通となり、僅かに飛脚郵便のみ辛ふじて通するを得、十二日に至り、團匪は北京城外の西

團匪公使及
び我書記生
殺害せらる

列國第一回
の分遣隊北
京に入る

山に於ける英國公使別莊、其他外國人の家屋を燒拂ひ、北京の形勢危急に陥れり、六月十六日北京城内に匪徒勃興し、外國人の所有物を破壊し、耶蘇教信徒及び外國人の奴僕等を殺害し、天主教會堂、倫敦傳道教會堂、其他數箇所の教會堂を燒拂へり、獨逸公使ケトルルは北京にて匪徒の殺害する所となり、我公使館付書記生杉山彬氏も六月十一日慘殺せられ、蕪湖の日本商店は匪徒の襲ふ所となり、辛ふじて難を地方長官保護の下に避けたりとの報頻々として踵を接し、事態漸く危殆を告げ來れり、

是より先き、團匪の北京に肉薄するを、在北京列國公使は清廷に向つて、暴徒鎮定を迫れり、然るに清廷は此議を容れず、是に於て列國公使は各々自國の兵を北京に入れ、公使館及び居留民を保護することに決議せり、五月卅日に至りて、列國艦隊は太沽に集合せり、五月卅一日より六月三日迄の間に各國の第一分遣隊北京に入り、各公使館を護衛せり、其兵員左の如し、

- | | | | |
|----|------|----|------|
| 米國 | 五十二人 | 英國 | 七十五人 |
| 佛國 | 七十五人 | 日本 | 二十四人 |
| 伊國 | 四十人 | 露國 | 七十五人 |

清國は列國兵の入京せしに驚き、始めて義和團禁制の勅諭を發し、討伐兵を派遣するに至りぬ、然れども各地に散在する匪徒の數は極めて多く、到底斯の如き姑息の手段にては鎮定し得べくもあらず、况んや官兵の列國兵に對し、暴言を加ふるが如き形勢あるに於てをや、されば事變は日を追ふて益々重大となり、

第二分遣隊
を北京に送

太沽砲臺砲

列國艦隊は六月五日太沽に會議を開き、清國政府の力を假らずして、拳匪を討伐せんことを決議し、翌日列國は第二分遣隊を北京に送り、同日英國東洋艦隊司令長官シーモア中將聯合軍千餘名を率ゐて、北京救援の途に上れり、清國政府は、匪徒に加擔するの傾あり、白河々口に水雷を敷設し、極力外國兵の入港を拒むの意を發表せしを以て、列國先任將校は六月十五日及十六日の兩度に、露國旗艦ルシア號に集會し、六月十六日午後十二時迄に、太沽砲臺より清兵の撤退を直隸總督裕祿に要求せしも、同時刻迄に總督の回答あらずしを以て、聯合軍艦隊は翌十七日午前二時より砲臺を砲撃し、聯合軍約千三百名鐵道停車場に集合して、太沽の砲臺を攻撃し、我軍艦豊橋の上陸兵は第一に北方に於ける内面の最も優勢なる砲臺を背面より攻撃して、之れを占領せり、此戰

列國兵天津
に入る

天津城總攻

我陸軍の出

闘に我軍にては、海軍中佐服部雄吉及水兵四名戰死し、外に負傷者六名あり、露國兵も亦多くの死傷者を出せり、太沽砲臺の陥落により、太沽より天津に通ずる道路は開けたり、是を以て列國の救援軍は六月廿三日を以て天津に入れり、先きに天津より北京に向ひしシーモア隊は敵の重圍に陥り、其安否を知るとを得ず、乃ち之れが救援隊を派遣し、二十六日を以てシーモア中將は無事天津に歸るを得たり、清國暴徒の本城は天津城であるを以て、之れより北京に進撃せんとするには、先づ之れを破らざるを得ず、以是、聯合軍は天津城に入ると共に、同城總攻撃を計り、六月三十日を以て是を斷行せんとせしも、事情の許さざる所ありしを以て、之れを中止し、次で七月四日策成りしも、復果さず、同七日及八日の兩日に亘りて、清兵は聯合軍を攻撃し、死傷多かりしを以て、今や一時も猶豫すべからざるに至り、遂に十日を以て指揮官會議を開き、十三日午前三時總攻撃に着手し、非常なる苦戰の後、十四日之れを陥落せり、是より先き太沽砲臺陥落後、清兵は攻勢を取りて天津に迫り、シーモアの聯合軍は敵の重圍に陥り、形勢益々急なるに及び、英國は遂に日本の出兵を促すに

救援軍天津
を出發す

決し代理公使に向つて訓言せり、我政府は英國の勸告に従ひ、第五師團の兵を派遣せり、

天津城を占領せし後、聯合軍は北京に向ふ筈なりしが、急速進行するは却て味方に不利なるを以て、充分に策を廻らせし上、遂に八月三日天津を出發せり、其兵數左の如し、

左翼(白河)

日軍 八千人(野戰砲十二門、山砲二十四門)

英軍 千六百人(野戰砲六門、其他十門)

米軍 千六百人(野戰砲八門)

右翼(白河)

露軍 三千五百人(野戰砲十六門)

佛軍 八百人(野戰砲十二門)

獨軍 二百人

埃軍 六十人

伊軍 二十人

總計一萬五千七百八十人なり、此聯合軍は前述せし如く八月三日天津を出發

北京總攻撃

し、先北倉の敵兵を攻撃せんと、八月五日を以て運動を開始し、我兵二箇大隊、工兵一箇中隊、前衛となり、日本歩兵七箇大隊、同砲兵、米軍、英軍及日本騎兵を以て本隊となし、先づ保定街道を略し、尋で火藥局、韓家樹の敵を拂ひ、直ちに北倉を衝き、之れを占領せり、時に左翼軍は白河々水の氾濫せし爲め、北倉の背後に出でんとせし作戰計畫は、之れを實行すること能はざりしが、故に露佛の砲兵は牽制軍掩護射撃を行へり、かくて北倉を占領せし後、直ちに揚村天津北方約を陥れ、八日南蔡村に至り、九日河西務を取り、十二日通州に達せり、

かくて聯合軍は、十四日を以て北京總攻撃に着手する筈なりしが、露軍が拔驅の運動を試み、却て失敗せし爲め、十三日を以て戦始まれり、我軍は朝陽門及東直門に向ひ、其他の軍は東便門、崇文門、正陽門、太清門に向ひ、十五門全く敵兵を拂ひ、十六日端郡王府を焼く、我軍が城門を破壊するに先ち、十四日午後六時前露軍の向へる東便門破れしを以て、第十一聯隊長粟谷大佐は第一、第三の兩大隊を率ゐて、福島少將と共に露軍につぎて進入し、之れより堀に沿ひて崇文門に至りしに、門扉は堅く閉ざれて入ること能はず、然るに門扉と地上との間に一尺許の間隙ありしを以て、林大尉は歩兵十名を率ゐて、其間隙より突入し、更

滿洲及び西
比利亞の擾
亂

及び砲二百二十門なりき、これに豫備兵八千人と、以前より滿洲及び關東地方に屯在せる兵九千人とを加ふるときは、露國が用ひんとせし兵力は合計九萬人に達すと云ふ、

聯合軍が天津に於て團匪と衝突せる間に、滿洲地方にも亦團匪蜂起せり、初は牛莊に起り、尋で遼陽、奉天府に及び、露國の經營せる滿洲鐵道を破壊し、七月八日頃には滿洲地方は一帶に不穩なる状態となれり、かくてブラゴベシチェンスク府附近に於て露清兩國兵衝突生じ、黒龍江の道路は全く杜絶せらるゝに至れり、露國黒龍江總督はハバロフカ、ニコリスク、烏蘇里、ウラジボストク一帶の地が七月十七日以後、戰爭の状態にあるを宣告せり、かくて西比利亞の駐屯兵は悉く派遣せられたり、清兵、馬賊、匪徒の混合軍は大約一萬餘人にして、露國は陸兵四千、軍馬八百、砲二十門、攻城砲二門を哈爾濱の方面に向けて前進せしめ、七月二十五日を以て、哈爾濱附近に於て大衝突を起し、同二十七日露兵は瑛春城及び市街を攻撃し、清兵及び清民の戦死せし者千餘名に及び、更に牛莊方面にては七月二十五日兩軍衝突し、二十六日露軍は熊岳城を占領し、次で牛莊税關の南二哩なる一岩附近に於て激戦起れり、

露軍滿洲を
占領す

奉天密約

露軍の滿洲に於ける運動は頗る注目すべきものあり、七月二十九日金洲城を陥れ、同卅一日瑛春城を占領し、八月四日牛莊は既に其掌中に歸しぬ、同十三日海城を陥れ、越えて十月一日奉天を占領し、同時に民政を布き、遂に滿洲四十萬方哩の地域は殆んど其掌裡に入るに至れり、而して露國は清國の平和を見る迄、暫時此地方を占領し、滿洲の秩序回復するの時を待ちて、之れを返還すべしと聲言せり、されど之れ單に列國に對する一時の口實に過ぎざりしなり、

露國政府は滿洲の秩序の克復すると共に、該地方の露國軍隊を撤退すべしと列國に向つて明言せるも、露國關東總督アレキシーフ中將の舉止は、殆んど本國政府を此宣言と全く矛盾せるもの、如し、一方に於て列國は清國に向つて北京條約の議定せる間に、他方に於て同總督は滿洲地域に於て、清國軍隊の解隊を約し、占領軍の全權を得、又奉天府駐在の露國政務官をして、該地域行政の監督支配權をも占有せんとせり、かくして奉天密約の協定を見るに至れり、奉天密約はアレキシーフ中將の代理コロフトウキツチと奉天都統增祺將軍との間に締約せられしものなり、左に記するものは同密約に近きものなりと云ふ、

北京重圍中の公使館

西太后の家

山海關の占領

に門樓に登りて、機軸仕掛の門扉を繰上げ、我兵先登となりて進み、露兵之れに次ぎ、午後八時五十分を以て遂に公使館に達するを得たり、是れより先き少數の印度兵は御河の水門を潜りて、英國公使館に達せり、かくして久しく北京に圍まれたる各國公使及居留民は救済さるゝを得たり、

各國公使館は六月十三日以来全く包圍せられ、毎日間斷なく砲撃せられ、聯合軍との聯絡は全く通せず、彈藥は次第に乏欠せり、然れども七月十七日以後は、清兵攻撃を中止し、清國政府は公使を天津に護送せんことを申出でしも、途中の危難計り難きものあるを以て、公使等之れに應せず、固守して以て、聯合軍の入京をのみ待ち居たりしなり、

西太皇は皇帝、端郡王、慶親王等と共に、八月十一日北京を出で、西安府に向ひて蒙塵せり、かくして皇城の南門は米軍之れを護り、其他の三門は日本軍を以て警備することゝなれり、

山海關は遼東の西岸に位する要鎮にして、直隸、盛京二省の境界にあり、北京より陸路奉天府に達する一大要衝たり、軍を北清に進めたる聯合軍は、冬期海陸の聯絡を通せんとするには、是非従來の兵站線を變更し、山海關を以て其策源

我軍隊の凱旋

露國西比利亞及黒龍江軍隊の動員令を發す

地と爲さざる可からず、是を以て聯合艦隊は終に此地を占領するに至れり、北清の各地に轉戦して、偉大の功勳を宣揚せし名譽なる軍隊は、敵軍の剿滅せしを以て、其一部は北京の地に駐屯し、一部は十一月十二日頃より太浩を出發し、宇品に着港し、廣島に凱旋したり、

北清地方の不穩の波動は、引きて滿洲地方に及べり、是を以て露國政府は六月廿五日を以て、廿三日皇帝の發せし西比利亞及び黒龍江軍隊の動員令を發表せり、其文に曰く、

朕は黒龍江沿道軍區の兵を戦時の状態と爲すの必要を認め、本日陸軍大臣に傳へたるの勅令を以て、今朕の指示する所に基き、之れに關する諸般の必要の所置を施行す可きを命ぜり、之と共に右執行に必要なる補充員を千八百九十七年六月十日、裁可の命令及之れに加へられたる最近の修正に基き、黒龍江沿道軍區諸州諸郡より現役に召集するを命ず、

此動員令により出兵する兵數は、

- 歩兵 四萬四千人
- 砲兵 二千六百人
- 下士 三千六百人
- 騎兵 一萬六千人
- 士官 千三百六十人

滿洲及び西
比利亞の擾
亂

及び砲二百二十門なりき、これに豫備兵八千人と、以前より滿洲及び關東地方に屯在せる兵九千人とを加ふるときは、露國が用ひんとせし兵力は合計九萬人に達すと云ふ、

聯合軍が天津に於て團匪と衝突せる間に、滿洲地方にも亦團匪蜂起せり、初は牛莊に起り、尋で遼陽、奉天府に及び、露國の經營せる滿洲鐵道を破壊し、七月八日頃には滿洲地方は一帯に不穩なる状態となれり、かくてブラゴベシチェンヌク府附近に於て露清兩國兵衝突生じ、黑龍江の道路は全く杜絶せらるゝに至れり、露國黑龍江總督はハバロフカ、ニコリヌク、烏蘇里、ウラジボストク一帶の地が七月十七日以後、戦争の状態にあるを宣告せり、かくて西比利亞の駐屯兵は悉く派遣せられたり、清兵、馬賊、匪徒の混合軍は大約一萬餘人にして、露國は陸兵四千、軍馬八百、砲二十門、攻城砲二門を哈爾濱の方面に向けて前進せしめ、七月二十五日を以て、哈爾濱附近に於て大衝突を起し、同二十七日露兵は瑛春城及び市街を攻撃し、清兵及び清民の戦死せし者千餘名に及び、更に牛莊方面にては七月二十五日兩軍衝突し、二十六日露軍は熊岳城を占領し、次で牛莊税關の南二哩なる一岩附近に於て激戦起れり、

露軍滿洲を
占領す

奉天密約

露軍の滿洲に於ける運動は頗る注目すべきものあり、七月二十九日金洲城を陥れ、同卅一日瑛春城を占領し、八月四日牛莊は既に其掌中に歸しぬ、同十三日海城を陥れ、越えて十月一日奉天を占領し、同時に民政を布き、遂に滿洲四十萬方哩の地域は殆んど其掌裡に入るに至れり、而して露國は清國の平和を見る迄、暫時此地方を占領し、滿洲の秩序回復するの時を待ちて、之れを返還すべしと聲言せり、されど之れ單に列國に對する一時の口實に過ぎざりしなり、

露國政府は滿洲の秩序の克復すると共に、該地方の露國軍隊を撤退すべしと列國に向つて明言せるも、露國關東總督アレキシーフ中將の舉止は、殆んど本國政府を此宣言と全く矛盾せるものゝ如し、一方に於て列國は清國に向つて北京條約の議定せる間に、他方に於て同總督は滿洲地域に於て、清國軍隊の解隊を約し、占領軍の全權を得、又奉天府駐在の露國政務官をして、該地域行政の監督支配權をも占有せんとせり、かくして奉天密約の協定を見るに至れり、奉天密約はアレキシーフ中將の代理コロフトウキツチと奉天都統增祺將軍との間に締約せられしものなり、左に記するものは同密約に近きものなりと云ふ、

露西亞國は左記の條件により清國官吏が奉天府及盛京省に於て民政の権能を取ることに同意す。

第一 増祺將軍は前記地方の平和回復に必要な措置を取り、且鐵道敷設工事に於て露國に助力を興ふることを約す。

第二 増祺將軍は前記地方の占領軍に關係ある總ての露國人を懇切に待遇し、且宿舍及び糧食を彼等に供給す。

第三 増祺將軍は前記地方に於ける總ての清國軍隊の兵器を沒收し、且之れを解除することをお約束し、而して露國軍隊の尙未だ占領せざる機關局に收藏する所の軍需品は、之れを露國の軍政官に引渡すべし。

第四 増祺將軍は差遣露國官吏の面前に於て、未だ露國の占領に歸せざる盛京省内の各砲臺及各砲臺を破壊す可く、尙又所在の火藥庫に對しても同様の措置を採る可し。

第五 露國は露國政府が盛京省内の平和秩序の回復せられたることに満足することを得るを期とし、現今露國軍隊の占領中なる牛莊及滿洲に於ける其他の地點を清國民政官に返附することを約す。

第六 法律及び秩序を維持する爲め、清國は増祺將軍指揮の下に地方警察を置くべし。

滿洲に於ける露人の動靜

第七 統治の一般権能を有する露國政務官は奉天に駐屯せしめらるべし。増祺將軍は緊要の措置に關し充分なる報告を右駐紮官に提供すべし。

第八 清國の警察にして、將來或は起ることあるべき暴動を鎮壓すること能はざるときは、増祺將軍は奉天に駐紮する露國の政務官に其旨を通知し、且必要なる援兵の派遣を請求すべし。

第九 本約は露語の本文を以て原文と見做すべし。

露兵の黒龍江を越え、其暴横を極めし後、滿洲人は悉く逃避し、黒龍江の松花江一帶、愛琿、渾春に至るの疆上は、一時農商の民去つて跡なく、露人は殆んど歉凶饑饉の厄難に陥らんとせり、是に至りて露國は松花江以南、吉林、奉天、盛京の平野に食物の供給を資るの急務なるを感じ、爾來一方には避難の人民を招還し、彼等をして安んじて農耕牧畜に従事するを得せしめ、一方には殆んど西北利亞を空ふして軍隊を南下せしめ、鐵嶺、奉天、牛莊、營口等の諸占領地間に屯在せしめて、以て鎮壓の威を示さんとせり、奉天密約に於てアレキシーフ將軍が増祺をして宿舍及び糧食を露人に供給すべきことを約さしめしは、蓋し虚喝の中に其最急務たる糧食の供給を得んとせしものなるべし、其他清國軍隊を解隊して、其兵器を沒收し、其軍需品を引渡し、砲臺、砲壘、火藥庫を破壊し、行政の監

督權を露國政務官の手に收め、援兵を露國に待つことを約せしめし如き、之れ滿洲東三省を擧げて、露國の保護區域となさんとするものなり、列國公使が北京に於て清國と條約を締結しつゝ、ありしに拘らず、彼等が該地域の關係を單に露清の間の關係に止めしめんとせしものとすれば、奇怪なる事之れより甚しきものなかるべし。

元凶處罰

千九百〇一年、清國全權は列國の要求に依り、端郡王を新疆に監禁し、莊親王に帛を賜ひ、載瀾は革職、遠瀆、董福、趙舒、趙翹は革職、毓賢は死罪、剛毅は官職を褫奪し、李乘衡は死後の恩典を取消さんことを、西安の遷都に電奏せり、之れ皆列國認めて暴徒の元兇となせし者なりき、此電奏の結果、清帝は終に端郡王、載瀾を永久新疆に流謫し、莊親王に死を賜ひ、且毓賢を處罰せしむべき旨の上諭を發せり。

奉天遼陽間の鐵道

露國は軍事上奉天、遼陽間の鐵道の速成を欲し、多數の技師及工夫を同線路に派遣すべき計畫を定め、其工事に要する各種材料を輸造せり。

英獨の協商

露國は滿洲の占領を永久にせんとする狀勢あるを以て、英國は列國聯合の力を以て、之れを防遏せんとし、先づ獨逸と協商し、十月十六日を以て支那保全の

意見を協定せり、即左の如し。

獨逸國政府及英國政府は、清國に於ける其利益及び現行條約上の權利を保持せん事を希望し、同國に於ける其相互の政策に關し、左の主義を守る可き事を約す。

第一 清國の河川及び沿海の諸港何國の區別なく、總て各國民の貿易及び其他各種正常の經濟的活動に對し、自由開放し置くは、列國に協通する永久の利益なりとす、依て獨逸國政府及び英國政府は、苟くも其勢力を及ぼし得る限り、總ての清國領土に對し、此主義を守るべき事を約す。

第二 獨逸國政府及び英國政府は、現下の紛擾を利用して、自己の爲め清國版圖内に於て何等領土上の利益を獲得せざる可く、且其政策をして清國領土の狀態を變せずして維持するの方針に向はしむべし。

第三 他の列國にして、清國現下の紛擾を利用し、形式の如何に拘らず、領土上の利益を獲得せんとする時は、獨逸國政府及び英國政府は、清國に於ける自國の利益を保護する爲め採る可き措置に關して、豫め協商を遂ぐ可き事を保留す。

第四 獨國政府及び英國政府は他の關係列國殊に佛蘭西、以太利、日本、奧太利、匈牙利、露亞西及び北米、合衆國に本協定を通知し、之に記載せる主義を認容せん事を勸告すべし、

我政府は英獨兩政府の通知を受け、之れに加入せり、米國は露國の感情を害せんことを恐れて、之れに加入することに躊躇し、露國自身は勿論之れに加入するに躊躇せしも、此主義はまた其平世揚言せる所なるを以て、止むを得ず之れに加入せり、然るに此協定の一方の主人公たる獨逸は、英獨協約中には滿洲を包含せずと辨明せり、是に於て我政府は英國に照會して之れが見解を求めしに、滿洲は支那保全の範圍内に包含せらるると回答せしも、己に獨逸の解釋が此の如くなりしを以て、英獨協商も滿洲に對しては、全く意味なき空文となり終りぬ、

かゝる間に露國は蓋其非望を逞ふし、駐露清國公使揚儒に迫りて、露清特約に調印せしめんとせり、此事たる甚だ重大なる問題なりしを以て、同公使は之れを北京に電送して、其訓令を求め、慶親王等は内々之れを列國公使に示して、其助言を求めたり、是に於て我政府及び英國政府は友邦上の交誼を重んじ、同密

露清協約破

約締結に關して、警告する所ありしに、露國は之れに對し、滿洲條約は露清兩國間の條約にして、第三者たる者の之れに容喙するの要なしと回答せり、然れども日英米諸國は三月下旬以來、強硬なる態度を持し、特に日本は尤も熱心に警告をなし、我國民は一時戰爭を敢てするも屈せずとの意氣を示せしを以て、露國も終に列國との衝突を不利とし、四月五日官報を以て露清特約廢棄の旨を發表し、兩江總督も亦日英米三國に向ひて同條約の調印を行はざる旨を通知せり、四月五日露國の官報に曰く、

露國政府は滿洲を漸次撤退し、兼て擾亂を戡定し、且之れを豫防する爲め、一時の措置として、清國と特別の協約を締結せんとせり、不幸にして新聞紙は之れが曖昧なる條文を公刊し、惡意を挟みて露國の意志に關し、虛偽不穩の報道を流布するに力め、爲めに該協商の締結に對し、重大なる妨碍を清國に加へし者あり、引て滿洲撤退の順序をして速かに進行し得べからざるに至らしめき、露國政府は沿道の秩序を保つ爲め、滿洲に於ける現行假制度を繼續し、且つ前に屢次言明したる當初の政綱を確守し、徐ろに事局の發展を待つ可し、

開放問題

滿洲の不穩

清國の謝罪

此の如くにして露國は表面上密約を廢棄せり、然れども之れ單に表面上に過ぎずして實際上の占領は之れを解かざるなり、
 兩總督劉坤一及び張之洞は露國をして滿洲の占領を解かしめんとし、日英米三國に向つて滿洲を解放して、世界の共通地となし、露國の侵略を防ぐの必要あるを以て、三國より列國會議に之れを提議せられんことを哀訴せり、
 聯莊會匪の亂起り、馬賊益々猖獗にして、九連城鳳凰城安東縣附近に奪掠を逞ふし、將に國境を越えて韓國に迫らんとする勢あり、或は曰く露國の後援に出づと、蓋し眞に近きが如し、

獨逸公使は義和團徒の毒刃に斃れしを以て、謝罪として、惇親王は八月七日北京を出發して、伯林に向へり、亦我北京公使館付書記生杉山彬氏殺害の罪を謝する爲め、那桐氏我國に向へり、那桐氏は八月十三日を以て參内し、清國皇帝陛下の親書を捧呈せり、其親書左の如し、

大清國大皇帝敬で書を大日本大皇帝陛下に致す、朕維ふに清國と貴國とは同じく亞州にありて、海程密通、双方使を遣はし駐紮せめて以來、誠信相孚して、清誼彌々摯れり、然るに昨年五月京師猝に拳匪の亂に遇ひ、兵民交々訶し、

貴國公使館書記生杉山彬竟に戈せられて命を殞すに至る、該書記生は公使に隨ひ清國に來り、應に保護の益を受く可きに、意はざりき、變倉猝に生じ、遽爾軀を捐つ、朕自ら維ふ、薄徳にして事に先んじ預防する能はず、友邦の官員をして不測に慘遭せしめ、睦誼を傷くあるを致せり、彌々切に心を疚ましむ、己に大臣を派して祭を致し、並に内帑を頒發して以て優卹を示せり、茲に頭品頂戴戸部右侍郎那桐を派して、欽差專使大臣となし、親しく國書を齎し、貴國に前往して遞呈せしむ、該大臣は忠誠素より著はれ、朕が深く信する所なり、特に令して敬謹事を將ひ、惋惜の懷を表明せしめ、藉つて優榮の曲を達せしむ、今回大皇帝師を遣はして遠く涉り、京に至るの日、首として、先づ民を安んじ、又和議の要端に於て力を盡して維持し、特に公論を伸べられ、東方の大局頼つて以て保全し、義聞仁聲遐爾に照布せり、朕が心最も欣感を爲す、依つて並に該大臣をして代りて謝忱を達せしむ、惟望む大皇帝悉く前嫌を棄て、益々夙交を敦ふせられんことを、唇齒輔車の誼久しきを歴て、彌々親しみ、此より沿宇介安、昇平同じく享けん、惟大皇帝鑑察せよ焉、

光緒二十七年六月二十日

清國媾和議
定書

吾が 天皇陛下より左の勅語を下されたり、

客歲の夏、公使館書記生杉山彬、貴國官兵の爲めに慘殺の非運に會し、貴國大皇帝深く惋惜し、卿を特派して國書を齎らし、陳謝せしめられ、朕之れを領す、朕は嗣後兩國の交誼益敦厚を加ふ可きを信ず、只希くは貴國 大皇帝維新の丕圖速に其緒に就き、東亞の和局恒久に維持せられんことを、尙ほ 大皇帝の福祉無窮を禱る旨併せて傳奏を望む、

清國對列國媾和議定書は九月七日北京に於て調印濟となれり、即左の如し、

第一款 (一)獨國ケツレル大臣殺害につき、勅使として親王を派して、獨國に至り、哀悼の意を表せしむること、(二)已に旨を奉じて出發したり、(三)ケツレル大臣の記念碑は現に官立相當のものを殺害の場所に建立すること、(四)して、已に門扉を建て、工事に着手せり、

第二款 (一)列國の政府人民を殺害したる首謀諸臣懲罰の件は、昨年十二月二十五日、本年正月三日を以て前後罪名を列記して刑罰に處せり、又各省の官吏にして犯行ある者も亦黜罰に付したり、(二)其年月日勅旨を以て列國人被害の地に於ける都邑には、五年間文武の考試を停止すること、(三)せ

り、

第三款 日本書記生被害の件に關しては、已に特使として戸部侍郎那桐を派遣せり、

第四款 列國人民の墓地に恥辱を雪ぐべき記念碑を建立するの費用は已に交附したり、

第五款 兵器彈藥を製造する原料は、其月日勅旨を以て二年間其輸入を禁止すべし、

第六款 本年四月十二日の上議に遵ひ、列國に對しての賠償金額は、海關兩四億五千萬兩と定む、此賠償金額は昨年十一月一日の條款第二款に載する所の各國、各會、各人の被害に對する賠償全額とす、(以下略之)

第七款 清國政府は各國公使館の境域を定めて、専ら居住の處となすを許し、其境域内は一切各國公使館の管理に屬せしめ、清國人民の居住を許さず、各公使館は自ら防衛す、其界線は附録の圖面に就て之を標明せり、又昨年十一月廿六日の條款により、清國政府は各國が護衛兵を駐めて、公使館を防備せしむることを承允すべし、

第八款 清國政府は太沽砲臺及び北京より海邊に達するに妨げある各砲臺の一切を破壊するを承允し、現に已に法を設けて照辨し居れり、

第九款 昨年十一月廿六日の條款により、清國政府は列國が數所へ軍隊を駐屯して、北京より海岸に至る間を保護するを承允すべし、駐兵の地は黃村、郎坊、楊村、天津、軍糧城、塘沽、蘆臺、唐山、樂洲、昌黎縣、秦王島、山海關等とす、

第十款 清國政府は二年の間各府廳州縣に、左に述ぶる所の上諭を布告すべし、

一 昨年十二月十三日の上諭、列國に對して敵讎をなすの會を設け、若くは之れに入會するを永遠に禁じ、違ふ者は斬に處す、

二 本年某月日の上諭、刑罰に處せられたる人々の罪名を一々列擧して明記すること、

三 本年某月の上諭、諸國の人民を迫害したる各城邑に文武の試考を停止すること、

四 去月十三日の上諭、各省督撫文武士吏及各官、其所管の地方に於て再び諸國人民を殺害するが如きことを生ずるときは、即時之れを強壓す

べく、否らざるときは革職を命じて、永久叙用せざること、以上の上諭清國々内に於て漸次張出すべし、

第十一款 清國政府は通商航海各條約中、諸國政府にて改正の必要を認めたる件、及び通商各港の事宜に關しては、改正の商議を開くことを承允す、現に第六款賠償金の件に關しては、清國政府北河、黃浦の兩水路の改善を助成す、(以下略之)

第十二款 本年六月十九日の上諭、總理各國事務衙門を以て改めて外務部となし、列國の全權公使謁見の禮節等已に商定せり、茲に特に言明す、以上述ぶる所の各語、及び附録の各全權公使發する所の書牘は、共に佛文を以て正本となす、

各國委員署名

在北京の列國軍隊は撤退に着手し、北京には列國を通じて公使館護衛に要する丈の員數、即ち二千の兵を留むること、なし、我が國の軍隊は步兵第一大隊中若干を北京に残し、駐屯軍指令全部を天津に移し、他の諸兵は北京と天津との間に配置し、其大部をば天津に駐屯せしむること、なせり、

北京撤兵の實行

露清新條約

第一回の滿洲特約は破却せられたり、然れども露國はまたレツサル公使と李鴻章との間に十月五日最も秘密に談判を開始せり、之れを第二回の露清協約となす、世に稱する此條件は左の如し、

第一款 露國は牛莊、山海關鐵道と共に滿洲を還附すべし、但清國政府は一切の他の國人に該鐵道の保護を委す可からず、

第二款 露國は本年内に盛京省より撤兵す可し、

第三款 露國は次の二箇年内に漸次吉林及黒龍江省より撤兵すべし、

第四款 盛京將軍の統率に屬する滿洲軍隊は、露國士官の指揮の下に訓練せらるべし、但砲兵の編成を禁ず、

此外尙二三の條約ありと云ふ、之れ列國の果して承諾すべきか、

團匪の變亂につき、聯合軍が北京に入りし以來、遠く西安の舊郡に蒙塵し、平和の漸く克復せられしに及び、始めて回鑾の途に上り、開封府に駐駕せられし清帝は、千九百二年一月七日、北京に還幸せられぬ、是れより先き日本の抗議によりて撤退せし露清密約は、再び芽を生じ、前述せし第二回の滿洲條約となり、李鴻章は清國の調印を求めつゝ、ありし時、張之洞の上奏は痛く彼の劃策を打破

清帝北京に還幸す

日英同盟の締結

し、滿洲密約の四條遂に行ふ可からざるに至り、千九百一年十一月八日吐血して終に死せり、國難未だ定まらずして、此名士を失ひし清國の悲運寧ろ憐むべきなり、

露佛同盟の宣言

千九百二年一月卅一日、日英協約は英京倫敦に於て調印せられ、二月十二日貴衆兩院に於て發表せられぬ、

日英同盟に對し、露佛同盟宣言書は三月二十日我外務省に達せり、これにより歐洲に於ける露佛同盟は極東にも亦其効力を擴充せらるゝことゝなれり、

露佛同盟の締結

日英同盟に對して露佛同盟宣言の發表せられし後、幾許ならずして調印を終り、前約を繼續せし獨逸伊三國間の攻守同盟條約は、よく其効力を極東に及ぼせり、日英米三國が露清間の密約に對し、久しく抗議破棄をつとめつゝ、ありしが、露國は遂に三國協同の力に堪ふる能はず、四月八日露國公使レツサル氏と慶親王文韶との間に、滿洲條約の調印を見るに至れり、同條約は滿洲の開放、露兵の撤退を主眼とせしものにして、即左の如し、

第一款 露國は清國に對して友誼と親交とを保つ爲め、滿洲と露國領に居住せる露國臣民に、清國兵の加へたる攻撃を寛容し、滿洲より撤兵して、騷

亂前の如く領土を返還する事に承諾せり、

第二條 清國は一千八百九十六年の鐵道條約に従ひ、滿洲鐵道及び其沿道等に居住する露國臣民を保護することを確認せしを以て、露國は本條約調印後六箇月以内に盛京省の軍隊を、其後六箇月以内に吉林省の軍隊を、又其後六箇月以内に黒龍江省の軍隊を漸次撤退す、

牛莊の運附は天津の運附と同時に進行すべし、

第三條 露國兵撤退の間は、滿洲駐屯の清國兵數を限り、其後は兵數の増加兵制の編成は自由なるも、増員したる場合には、露國に通知するを要す、

第四條 露國は牛莊鐵道を還附す、
但し清國は如何なることあるも、他國に其保護を依頼し、又は其一部たりとも他國に讓與せず、常に一千八百九十八年の條約を守り、并に其修繕延長は露國に通知するを要す、

鐵道の破損に就ては後日商議すべし、

此條約は調印後三箇月の間に批准すべし、

千九百〇二年十月八日は前述せし撤兵條約が規定する所の第一期なりき、是

第一期の撤兵期至る

露國蔵相

第二期撤兵期至る

極東大總督府設置

に於て、列國の耳目は、一に露國が果して之れを實行するや否やに集中せり、是を以て露國は止むを得ず幾多の撤兵を行ひ、約の如く牛莊鐵道を清國に還附し、兎に角遼河右岸の地は先づ清國主權の下に置かるゝに至りぬ、然れども果して露國が第二、第三の撤兵期日に於て第一撤兵期の如くなすや否やは、此例を以て推知すべからざるなり、

露國蔵相ウイッテ氏東遊の途に就き、十月十一日哈爾濱に着せり、尋で氏は經濟主義を取て、滿洲撤兵後の經營をなさんとし、ウラヂポストク港巡視の際、十月十四日を以て、清國品をば茶、酒の外一切無税たらしめ、直ちに之を實施せり、千九百三年四月八日は露國が滿洲撤兵條約に基き、滿洲より軍隊を撤退せざる可からざるの時期たり、然るに露國は之れを躊躇せし己ならず、清國政府に向つて更らに七箇條の新要求を呈出せり、爲めに再び滿洲問題を惹起せしむるに至れり、日英米の三國は之れを以て東洋の平和を亂し、自國の利益を獲得せんとするものなりとて、清國に對し嚴しき警告を與へたり、爲めに露國は一且手を引くの形勢ありたり、

八月十三日 露國は極東大總督府設置の勅諭を發表せり、即左の如し、

元老院に賜はりたる御親書勅諭

帝國東陲の統治は固と複雑に渉る、須らく一官を置きて、其をして穩便に地方の事宜を辦理せしむべし、是の故に黒龍江沿道總督府の管下と關東州とを合併して特別の大總督府を設くるを必要と認め、茲に左の件々の施行を命ず、

一極東大總督は其委任せられたる地方に於て行政の各部に亘り最上の權力を把持し、其政務を各省の所管以外に置くべし、又東清鐵道の所用に係る地域内の安寧秩序を專管し、大總督府と接壤せる外領 (Territories beyond the boundary) の露國住民の利益須要を直接に保護することを委任す、

二追て極東諸州統治章程を定むる迄は、大總督の權限、其職權、職責は高級官衙に對する場合と、地方官衙に對する場合とを論せず、等しく高加索大總督府設置の時下したる千八百四十五年一月の詔勅に含める原則に基き之を限定すべし、大總督に隸屬する官府官憲は、大總督を經由するにあらざれば、其所屬の本省本部と交渉するを許さず、

三極東諸州の事宜に關する隣國との交渉は、一切之れを大總督の該諸州統

治事務中に收むべし、

四太平洋に於ける海軍、並に大總督に委任せられたる地方内に駐屯する陸軍指揮は、大總督之を擔任すべし、

五極東統治權の措置をして國家の目的と背馳せず、各省の施設と一途に出でしめため、朕の信任舉用する諸員を以て、特別の一委員會を組織し、朕親ら之が議長となるべし、

六之と同時にゲチラル、アドユタント、アレキシノフを極東大總督に任じ、之に朕の諭示を敷行して、極東諸州統治章程を起草し、案を呈し、朕の決裁を請ふべきことを命ず、

元老院は此の勅諭を遂行する爲め、必要の手續をなすべし、

千九百三年七月三日(露曆)ペテルゴーフに於て

ニコライ(御親書)

即此勅諭により黒龍江領と關東州とを以て、特別なる總督の管轄地となし、海軍大將アレキシノフ氏を以て此大總督となせり、

アレキシノフ氏は一千八百四十三年五月二十四日に生れ、初め海軍幼年學校

アレキシノフ氏の略歴

に入り、六十三年少尉候補生となり、第三海兵團に編入せられて、軍艦ワヌヤグ
 號に乗り組み、始めて艦内勤務をなす、六十五年少尉に任せられ、六十七年中尉
 に進み、第一海兵團に職を奉じて、グリース海艦隊の司令官附參謀となりて、グ
 リイス沿海を航行し、七十五年より六年に亘つてスウェワラン號に塔乗して、
 海軍大將アレキセエ大公殿下に隨つて、大西洋地中海の航海を終へ、翌年大尉
 に進み、クレムル砲臺の上級士官に任せらる、千八百七十七年少佐に進み、翌年
 汽船チムブライ號の船長となり、後巡洋艦アフリカ號の艦長に補せられ、北米
 沿岸、大西洋、バルト海を巡航し、八十年より遠洋航海に従事すること三年に亘
 り、八十三年功を以て中佐に進み、フランス公使館附武官に任せられ、居ること
 九年にして、八十六年召還の命あり、大佐に陞任して、巡洋艦アドミル・コルニコ
 フの艦長に補せらる、九十二年少將に進み、海軍參謀長の補位となり、九十五年
 絶東派遣艦隊の司令官に任せられて、始めて極東の地に來れり、當時恰も日清
 戦争其終を告げ、馬關條約締結され、三國が之れに干渉して遼東半島を還附せ
 しめし時なり、此時の露國太平洋艦隊の新任司令官アレキシーフ少將は、即
 現今の極東大總督海軍大將アレキシーフ氏其人なりき、アレキシーフ氏は此

極東行政規
 則委員會

功を以て海軍中將に昇進し、千八百九十八年本國に還りて、黒海艦隊總指令官
 に榮轉せり、千八百九十九年關東總督に任せられ、併せて太平洋艦隊及び南部
 滿洲軍隊の指揮を掌れり、千九百三年五月頃海軍大將に進めり、
 八月十三日の勅諭に基き、露國極東大總督アレキシーフ大將は該大總督管轄
 地方の行政規則草案編成の爲め、委員會設置に關し、九月五日左の達示をなせ
 り、

(極東大總督達第十三號)

旨を奉じ、極東諸州行政規則草案編制の爲め、余の議長の下に、軍政及民政の
 二部に於て左の各員より委員會を指命す、

一、軍政部

- 部長 關東州陸軍の司令副官陸軍中將ウカローフ、
- 委員 後貝加爾州陸軍司令兼後貝加爾加索克副將陸軍中將ナゲーロフ、
 黒龍沿道軍管區參謀長陸軍少將ホウンチエーウニコス、太平洋海軍司令參
 謀部長海軍少將ウサツト、第三東部西比利亞狙擊旅團長陸軍少將カシタリ
 ンスキー、關東州軍管區會付陸軍省派遣員テイストウホー、テリス、イスタ
 ツキ、ソウエートニク(少將相當官)ホアリ、シン、關東州參謀長陸軍少將フ

ルガ、陸軍法官部次長陸軍中佐トイルトフ、後黒龍國境守備特別軍團よりは
同軍團長の指命による代表者庶務長陸軍少將フルカ秘書官、關東州軍管區
會秘書官陸軍中佐アシエフメーノフ、關東州參謀付陸軍參謀大尉ホウホウ
井チーク、

二、民政部

部長 後貝加爾州軍務知事陸軍中將ナダグロフ、

委員 關東州民政監督官代理陸軍大佐メイスケル、關東總督府外長官コ
ウレゲスキーツウエイトコツク(大佐相當官)アランソン、關東州財務監督官
コウレゲスキーツウエイトニク(少佐相當官)アロターシエフ、財務監督副官録
代理スタターツキーツウエイトニク(五等官)マルシアニク、關東州郵便電信
部長チトリヤールヌイワウエイトニク(大尉相當官)ウヰリ、關東總督付職務
部技師スターツキーツウエイトニク(五等官)アザイフ、旅順口地方裁判所檢事
コウレゲスキーツウエイトニク(少佐相當官)オコロウヰチ、東清鐵道部長
の指命による同會社の代表者黒龍沿道國財務長デイストウヰリ、テリメイ
スターツキーツウエイト(少將相當官)ウエテンスキ、黒龍沿道視學官デイス
ウヰリ、テリメイ、スターツキーツウエイトニク(少將相當官)マルーガリトフ、黒
龍沿道殖民監督スターツキーツウエイトニク(五等官)アルビーボフ、沿海州

及沿黒龍州よりは當該軍務知事の指命による各一人の代表者、

庶務長 スターツキーツウエイトンク(五等官)シチエルピナ、

秘書官 關東總督付秘書官コウレゲスキーツウエイトニク男爵スチ

エアルト、關東州民事務課秘書官セレーアレンニコフ其他委員會議により
部長の稟請により其参加は有益と認むべき人物を招き得べきなり

本年九月十日より旅順口に於ける委員會は其事務に着手す、

尙達示に指命したる下僚を前記期日迄に旅順口に派遣に遲滞なき様の處
置をなさんことを、黒龍沿道總督陸軍指令官後黒龍國境守備特別軍團長は、
東清鐵道部長に命じ、且つ其出發の際は電報を以て報告すべし、

千九百〇三年八月廿三日

侍從陸軍大將 エアレキシーフ

露曆九月十日午前九時半、大總督條例編纂委會第一會議を旅順の陸軍參事會
々場に開けり、大總督は先づ各員に向つて今勅令を奉じ、大總督府統治條例編
成の爲め、茲に委員會を開催するに至りし旨を告げ、第一に極東大總督設定に
關する勅令を朗讀し、尙千八百四十五年高加索大總督府創設に關する勅令を
朗讀し、次に内務大臣よりの電報を朗讀せしめたり、其大要は各省の管轄外に

極東大總督
行政組織委
員會